

国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方 (概要案)に対する意見募集の結果について

1 意見募集方法の概要

(1) 周知・資料の入手方法

- ・ 環境省ホームページへの掲載
- ・ 記者発表資料の配布・閲覧
- ・ 希望があれば資料を郵送

(2) 意見提出期間

平成16年1月22日から2月4日まで(14日間)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

2 意見の提出者数

合計 168通
内訳

郵送等	5通
ファクス	16通
電子メール	147通

個人		147通
団体	地方公共団体	8通
	NGO	8通
	業界団体・企業	5通

3 意見の概要及び主な意見

・ 概ね賛成 26通(16%)

主な意見：動植物・生態系への影響を懸念
景観上の支障が大きい
十分な環境影響調査が必要
風力発電の推進のみが温暖化対策ではない

・ より規制緩和が必要 108通(64%)

主な意見：地球温暖化防止、自然エネルギーの普及に不可欠
風景との親和性がある
景観評価は主観的
地元住民や自治体の意見をもとに判断すべき
観光資源として有効

・ より規制強化が必要 34通(20%)

主な意見：国立・国定公園区域に設置する必然性がない
国立・国定公園の目的を考慮し保全を優先すべき
施設が巨大であり自然景観への影響は必至
一度破壊された自然を復元するのは困難

「基本的考え方」(概要案)に対する主な意見の要旨及び意見数一覧

1. 賛成

番号	意見要旨	意見数
1	景観への支障がある	9
2	動植物・生態系への影響を懸念	8
3	設置場所周辺も含め環境調査を行い、建設後においてもモニタリング等による調査結果の蓄積必要	4
4	騒音の問題がある	3
5	風力発電施設は技術的に未成熟で、安全性や稼働能力に疑問がある	3
6	普通地域においても環境調査の実施等特別地域に準じた指針作成が必要	3
7	計画段階から自然環境への十分な配慮を行うガイドラインの作成等が必要	3
8	他地域でのデータを用い、強い必然性がある場合にのみ許されるべき	2
9	国立・国定公園の指定目的を忘れるべきでない	2
10	「植生の復元等が困難な地域」を具体的に示し、この地域での基準作りを行うべき	2
11	温暖化対策も風力発電のみに固執すべきでない	2
12	環境調査が必要となる場合、関係施設も含めた面積とすべき	2
13	環境調査等においては専門家た地域の市民団体の意見を聞きモニタリングを行うこと	2
14	日本における自然環境と調和したエネルギーシステムの構築について議論すべき	2
15	風車の設置の際に野生生物への影響の防止だけでなく、生態系及び生物多様性への影響の防止とするべき	2
16	エネルギー供給側のみならず、省エネ等需要側での代替手段の検討必要	1
17	法アセスに則った基準の作成が急務	1
18	十分な環境影響調査が必要	1
19	風力発電施設は一般的建造物とは異なるもので、景観への影響も分けて判断必要	1
20	公園地域での風車設置が誰に直接メリットをもたらすか明確にすべき	1
21	建設計画のある箇所事例を中心に地権区分や土地利用、公園見直し等も含め継続的な議論必要	1
22	自然エネルギーの利用には自然環境へ配慮した小型風力発電施設や太陽光なども総合的に取り入れるべき	1
23	概ね妥当。詳細や運用時において、具体的モデル事例にもとづき、実効性のある基準作りにつなげるべき	1
24	普通地域は原則許可とし、特別地域では風景の保護上大きな支障があるときに必要な措置を講じる必要性を条件付け対応必要	1
25	わずかな土地に設置でき、容易に撤去できるものに限るべき	1
26	大都市等電力需要の大きい地域に作るべき	1
27	公園外で自然環境に影響を及ぼさない代替地がある場合は、公園内での立地の必然性がない	1
28	新たな取付道路ではなく、既設道路を利用すべき	1
29	風の通り道が渡り鳥等鳥類にとっても重要な地点であることを認識すべき	1
30	設置は特認地域に限る等の対応が必要	1
31	野生生物について調査研究の推進だけでなく、調査結果に基づき得られた知見による審査基準の強化を検討すること	1
32	国立公園は原始的自然風景地と既存観光地と大別され、自然環境の特質について2つの側面から記載すべき	1
33	風車は単なる工作物と見れば自然風景にとってマイナスだが、温暖化防止等の観点からみれば自然とマッチするように見え、日本が国家として地球温暖化を防止し、環境を保全する理念をもっていることを示すものと扱われることを整理すべき	1
34	大規模だけではなくすべてについて、専門家や市民団体の意見を聞き審査内容に反映させるべき	1
35	現在の小規模の風車の規模を例に、大規模風車の定義を行うべき	1
36	自然環境への影響があるものは、原則、建設できないこととすべき	1
37	都市部に近接する洋上でのウィンドファームを推進すべき	1
38	物珍しいのは当初のみで、設置前から維持管理費等経費を予め把握しなければならない	1
39	コウモリ類についての影響が懸念。特にライトアップにより誘引の可能性がある。	1

2. 反対

番号	意見要旨	意見数
1	クリーンエネルギーの普及 / 温暖化防止により努める必要がある	57
2	風車は風景と調和 / 親和性がある	31
3	概要案は首相の方針に反する	22
4	景観評価は主観的	12
5	一律的基準を設けるのではなく、地元住民や自治体の意見をもとに個別の判断が必要	12
6	風況が良いところでないと建てる意味がない	8
7	観光資源として有効	8
8	地域性を考慮し、2特・3特・普通地域では緩和が必要	7
9	既にある程度の人工構造物が存在し風景が改変されている場所では風景への影響が小さいので、柔軟な対応が必要	6
10	知事権限の国立・県立自然公園における判断は知事の裁量に委ねるべき	6
11	保護対象とする景観には様々な段階があり、景観は地域の住民の生活とは分かちがたいもの	6
12	景観への影響はレイアウトの工夫で軽減可能	4
13	地域住民の意見を聞き、個別の判断が必要	4
14	風力発電の公益性に対する考慮が欠けている	3
15	ケーブルを地下埋設する、地域特性に応じた環境影響評価を行うこと等を条件に認める	2
16	すべての国立・国定公園が優れた風景地ではなく、柔軟な対応が必要	2
17	主たる展望地について各公園毎に明確化して欲しい	2
18	風力を始めとする自然エネルギーの活用をどのように考えるか、という議論が欠けている	2
19	鳥類への影響については未解明	1
20	バードストライクは風車に限られるものではない	1
21	数値基準の有益性が説明されていない	1
22	環境経済の見地から自然公園を活用した自然エネルギーの導入促進の可能性を前提とすべき	1
23	鳥類への影響評価について既に有効なアプローチがある	1
24	景観への慣れや価値観の変化により、地域住民の合意が形成されやすくなる	1
25	風車は他の発電施設と比べると撤去が容易で、問題が生じたら撤去すればよい	1
26	三重県では設置ができて、他の地域で設置できないのはおかしい	1
27	そもそも国立・国定公園の面積が大きすぎるのが問題	1
28	大型風力発電機の学術研究用の風車はなく、基準に組み込むのは意味がない	1
29	歴史的な文化遺産となる最小限の地区を設定し、それ以外では風車の建設が推進できるよう法の改正を行うべき	1
30	現在の景観を保持するだけでなく、新しい景観を作っていくことも必要	1
31	山の尾根上への風車建設は中腹に建設するよりも建設コストが下がり利用率が上がることもあり、山頂付近への建設も景観が許される範囲内で認めて欲しい	1
32	市の全域が国立公園に入っている場合などに即した整理が必要	1
33	公園の見直し等も視野に入れて検討すべき	1
34	公園区域外の緑地保全地区等における基準の策定を要望	1

3. 規制強化

番号	意見要旨	意見数
1	施設が巨大すぎ、わが国の小規模で繊細な景観には調和する規模ではない。	17
2	動植物への影響が懸念され、慎重な影響評価を行う必要がある	17
3	特段の規制を緩和する必要性は認められない	11
4	国立・国定公園は日本を代表する風景地として多くの人に感動を与えてくれる特別な場所で、それ自体代替性を持たない場所	13
5	国立・国定公園への立地を検討する前に、より適切な立地選定の検討がなされる必要がある	2
6	国立・国定公園自体公益性を有するものであり、風力発電の公益性と比較衡量されるべきでない	5
7	強風域はすべて自然公園に限られていないため、自然公園区域外へ設置すべき	5
8	一度破壊された自然を元に戻すのはほとんど不可能に近い程困難	5
9	計画時・工事中・建設後においても継続して環境影響評価を行うことが必要	4
10	鳥類に対する影響は国立・国定公園外においても検討されるべきこと	3
11	専門家による徹底した環境影響調査の結果を踏まえ評価基準を設定すべき	3
12	風力発電施設のコストパフォーマンスに疑問	3
13	事前調査は面積要件によらず1基からでも行うべき	3
14	生態系に配慮した政策実現が必要	2
15	風力発電は洋上で行うべき	2
16	国立・国定公園区域外においても禁止することが適当	2
17	自然との調和のとれた開発技術に対する援助が必要	2
18	計画時点からアセスメントが必要	2
19	クリーンエネルギーという価値観のみが一人歩きしている状況にあるので、メリット・デメリットを示し、より幅広い国民の関心を引き出し議論が必要。	2
20	風力発電以外の代替的手段を検討すべき	2
21	既存の風力発電から情報提供やモニタリングが必要	2
22	国立・国定公園の風景保護のため、確固たる姿勢が必要	2
23	風力発電が環境に与える影響を低減させる進歩が見られるまで、国立・国定公園内での設置の判断は時期尚早	1
24	自然公園区域外への設置であっても自然公園区域内の景観が変化することも考えるべき	1
25	自然環境保全法は約30年を経過し、かつ環境に対する国民の認識と理解が高まっており、法の抜本的改正と運用の強化をすべき	1
26	風力発電施設の基本に戻り、身の丈にあった小規模な設備にすべき	1
27	エアースポーツ等公園利用に障害となる。	1
28	クリーン、安全な施設であれば、電力の大消費地の近くに建設すべき	1
29	公園事業付帯施設についても除かれるべき	1
30	既に設置された施設について周辺住民等を含め引き続きモニタリングし、改善点があれば直ちに反映できるようなシステム構築必要	1
31	国立・国定公園の役割について景観に重きを置いて、野生生物の保護・生物多様性の保全に関してはまだお題目だけ唱えているように見える	1
32	県や市町村等地元地域に国立公園として認知されていない現状	1
33	国立公園をあずかる市町村の地域ビジョン・新エネルギービジョンを策定し、どうしても風力発電施設を必要とする際は公園指定もはずすべきで例外規定を設け一部容認するような基準は必要ない	1
34	環境影響評価には音や低周波の評価項目を組み込むべき	1
35	国立・国定公園内への建設の場合や10基以上のウィンドファームの建設をアセス対象事業とすべき	1
35	四季の変化により景観の色彩も変わることを考慮すべき	1
36	まず分散型発電、コジェネレーションシステムを構築すべき	1
37	地域のコンセンサスが絶対条件	1
38	個々のケースに関し環境影響評価の結果を基に客観的な立場での審査会等での審査を原則とすべき	1

39	自然公園内の景観管理だけでなく、周辺の区域外の景観等国土全域における自然景観のあるべき姿を描くための理念や法制度の仕組みの構築を検討することが必要	1
40	最高高さは30 m以下とすべき	1
41	公園区域外のガイドラインを策定するか、環境庁「風力発電導入マニュアル」の改訂を行うべき。	1

「基本的考え方」（概要案）に対する主な意見への対応方針の概要

項目	意見の内容	対応方針(基本的考え方(案)への反映等)	
検討の手順・基本的考え方	<p>公益性</p> <p>：概ね賛成あるいはより規制強化 ：規制緩和を要望</p> <p>国立・国定公園の指定目的を忘れるべきでない。 公園指定・保護そのものが公益性を有するものであり、風力発電の公益性と比較衡量すべきではない。</p> <p>クリーンエネルギーの普及・温暖化防止のために設置を推進すべき。</p> <p>観光資源として有効であることを考慮すべき。</p>	<p>温暖化防止・自然エネルギーの推進という観点からの風力発電施設の有する意義、並びに国立・国定公園がわが国の自然景観や生物多様性保全上果たす役割につき、それぞれ「基本的考え方」1, 2において記述。 自然公園法上の公益性については、当該地以外ではなしえない開発行為の公益性と、当該地を保護する公益性を比較衡量するものであり、風力発電施設についても、まず立地の必然性等を十分に審査する必要がある。現時点では、風力発電施設が地球温暖化対策などの一般的な公益性（観光振興を通じた地域活性化を含む）を有することは認めるものの、国立・国定公園外において立地の可能性や代替手法が期待される状況下においては、一般論として、公園保護の公益性を上回るような特別な公益性が認められるとは判断できないと考えられるため、その旨を「基本的考え方」3(2)において記載。</p>	
	<p>代替手法の検討</p> <p>温暖化対策も風力発電のみに固執すべきでない。風力発電以外の代替手法を検討すべき。</p> <p>エネルギー供給側のみならず省エネルギー等需要側での代替手段の検討が必要。</p>		
	立地の必然性		<p>公園外に代替地の可能性がある状況では公園内での立地の必然性がない。</p>
			<p>風況が良いところでないと発電効率が悪く建てる意味がない。自然公園内に風況の良い地点が多く存在。</p>
			<p>強風域は自然公園内に限られないため、区域外に設置すべき。</p>
	<p>大都市等電力需要の大きい地域に作るべき。</p>		
	その他		<p>自然公園と大型の風力発電施設は相容れないため、設置を認める場合は公園区域の見直しを視野に入れて検討すべき。</p>
環境影響	<p>事前の環境調査・事後モニタリング</p> <p>環境への影響が懸念されるため、設置場所周辺も含め環境調査を行うとともに、設置後のモニタリング等の結果の蓄積が必要。</p>	<p>「基本的考え方」3(4)において、事前の環境影響調査の実施及び設置後の環境モニタリングの実施の必要性について記載。</p>	
	<p>計画段階からのアセスメントが必要。</p>	<p>自然公園法上は、個別の事業に対するアセスメントの観点から審査を実施。</p>	
	<p>環境影響評価に音や低周波の項目を組み込むべき。</p>	<p>「基本的考え方」3(3)において、騒音等に係る影響の可能性について適切な事前の影響調査を行うべき旨を記載。</p>	
	<p>騒音の問題があり慎重に対応すべき。</p>		
	<p>事前調査は1基からでも必要。総てのケースについて実施すべき。</p>	<p>自家発電用にみられる小規模な風力発電施設などであって周囲の風致景観への影響が少ないと認められる場合については必ずしも事前の環境調査を要しない場合が想定される。このため、一律に総ての施設を事前調査の対象とは規定しないが、「基本的考え方」3(3)において、立地や規模に応じて事前調査を求める旨を記載。</p>	
	<p>環境調査については、関連施設も含めたものとするべき。</p>	<p>「基本的考え方」3(3)において、事前調査の実施については、取り付け道路、送電線、変電所等の附属施設についても一体として取り扱う旨を記載。</p>	

	環境調査等については専門家や地域住民、市民団体の意見を聴いて実施すべき。	必要に応じ各分野の専門家や地域住民からの意見について環境調査結果への記載を求める旨を「基本的考え方」3(3)に記載。	
	普通地域においても環境調査の実施等特別地域に準じた指針が必要。	普通地域においても特別地域と同様の観点からの審査が必要であるため、その必要に応じ環境調査の実施を求める。	
自然景観	施設が巨大であり自然景観に調和する規模ではない。自然景観への支障が大きすぎる。	特に大規模な風力発電施設については、それ自体が風景の主対象となり、国立・国定公園内においては保全すべき自然景観を一変させ、著しい影響を与える可能性がある。また、景観評価は人間の心的現象であるとされているが、人は一般に共通した視知覚特性等を通じて景観を把握し、評価することから、適切な手法を適用することにより分析・評価が可能。	
	風車は風景との親和性が高い。		
	景観評価は主観的である。		
	現在の景観を保持するだけでなく新しい景観を作っていくことも必要。	国立・国定公園は自然風景を保護するために指定された地域であり、公園毎に策定される公園計画等により示された保護対象としての自然景観の保持を基本とし、これらの保全対象を充分認識し、資質の低下を招かないことが重要。	
	景観への影響はレイアウトの工夫で充分軽減可能。	レイアウトの工夫により一定の支障の軽減は期待されるものの、国立・国定公園においては、保全・眺望の対象に著しい影響を及ぼすことのないよう、まず、保全対象となる地域からの立地の回避、重要な展望地点から遠ざける等の観点からの各種保全措置が必要である旨「基本的考え方」3(3)及び3(4)に記載。	
生物多様性	動植物への影響が懸念されるが、特に風の通り道が渡り鳥等鳥類にとっても重要な地点であることを認識すべき。	わが国においては鳥類の風車への衝突死など野生動物への影響に関する知見が充分蓄積されていないが、鳥類への影響の可能性については海外での報告事例があり、わが国においても適切な事前の環境調査及び保全措置が必要である旨を「基本的考え方」3(3)に記載。 なお、工作物の設置による生物多様性への影響については風力発電施設に限られるものではないため、他の工作物についても同様に必要に応じた適切な事前の環境調査と保全措置が必要と認識。	
	バードストライクについては風車に限られるものではない。		
	鳥類への影響は未解明。		
	コウモリ類への影響について海外で報告あり。特に、ライトアップにより誘引される可能性もある。		
審査基準のあり方及び内容	全般的考え方	一律の基準を設けるのではなく、地域住民や自治体の意見をもとに個別の判断が必要。	今回の検討においては、わが国を代表する自然の風景地であり、国民の共通資産としての国立公園等の保護という全国的観点から、ナショナルミニマムとしての基準・審査の考え方を設定するもの。実際には、具体的な案件ごとに、その行為が当該地の風致景観に与える影響の程度について、個別に審査を行う。
	地域性等の考慮	地域性を考慮し、2特・3特・普通地域では緩和が必要。 すべての国立・国定公園が優れた風景地であるとは言えず、柔軟な対応が必要。 既に人工構造物が存在し風景が改変されている場所では風景への影響が小さいため柔軟な対応が必要。	公園区域内においては、当該地域の地域性を踏まえて決定されている公園計画上の地域地種区分に応じた審査基準を設定。また、特別保護地区等の公園の核心的地域を除く地域においては、立地の必然性など公益性が高く認められる場合や、地域の自然的・社会的条件から判断して必要と認められる場合において、風致景観への影響に対して充分な支障軽減措置が講じられた場合に許容しうる旨を「基本的考え方」3(4)に記載。
	数値基準	一律の数値基準の有益性については疑問。	審査基準の明確化を図る観点から数値基準の検討は有用であると考えられるが、硬直的運用による弊害を懸念する指摘を踏まえ、審査基準として一律の数値化は行わないものの、風致景観への支障を回避するための指針、支障の程度を評価するための目安として示す旨を「基本的考え方」3(4)に記載。
	審査の手続き	総ての案件について専門家や市民	事前調査においては、必要に応じて専門家や地域の関係

		団体の意見を聴き審査内容に反映させるべき。	者の意見を聴取し調査結果に記載させることを求める旨を3(4)に記載。なお、自然公園法の審査については法の趣旨に基づき全国的、広域的観点から環境大臣、あるいは都道府県知事が行うものであり、専門家や市民団体の意見については審査にあたっての関連情報として取り扱うもの。
		国立・都道府県立自然公園における判断は知事の裁量にゆだねるべき。	国立公園については都道府県知事が許可等に係る権限を有している。なお、高さ50メートル又は容積が3万m ³ を超える工作物や国際条約に基づき保護を図ることとされている指定区域内の一定の行為などについてのみ、許可にあたって環境大臣との協議を要することとなっている。また、都道府県立自然公園に係る事務については総てが都道府県知事の権限となっている。
	解釈の明確化	「主要な展望地」や「植生の復元が困難な地域」や「野生動植物の重要な生息・生育地等」の具体的内容について明確化すべき。	審査基準に示すべき事項に含まれる「主要な展望地」については、現行の審査基準の細部解釈として、「利用者の展望の用に供するための園地、広場、展望施設のほか、公園事業たる道路のうち利用者の展望の用にも供せられている区間」と定義されており、具体的には対象となる地域の保護と利用の状況等を踏まえて特定される。また、同様に「植生の復元が困難な地域等」の定義についても細部解釈として示されており、学術調査の結果等により自然的価値の高さについて認識されていることが必要としており、具体的には、当該地域における現況等を踏まえて決定される。
その他	公園区域外における取扱い	<p>国立・国立公園区域外においても禁止することが適当。</p> <p>区域外における設置基準を策定すべき。</p> <p>鳥類への影響は国立・国立公園区域外においても検討されるべき。</p>	本「基本的考え方」は、国立・国立公園の意義、現状を踏まえ、国立・国立公園内における取扱い方針及び審査基準のあり方について取りまとめたものであり、公園区域外における取扱いについては今回の検討の対象ではない。しかしながら、公園の内外を問わず、風力発電施設が環境に及ぼす影響、さらに、野生生物の生息・生育状況や生態の解明など、関連する調査研究、情報収集・共有に取り組むことが重要と認識。その成果を、国立・国立公園の内外を問わず、個々の風力発電施設の環境影響評価をはじめ、関係施策の立案、実施に活用していくべき旨を「基本的考え方」3(3)及び4(1)に記載。
	公園利用への影響	エアースポーツ等公園利用に障害となる。	風力発電施設の設置による公園利用上の支障が生じることのないよう、事業者により適切な措置が講じられることが必要である旨を「基本的考え方」3(4)に記載。
	情報の収集・提供	既存の風力発電事例からの情報の蓄積、提供及びモニタリングが必要。	「基本的考え方」4(1)において必要性を記載。
	技術開発の推進	自然との調和のとれた開発技術に対する支援が必要。	自然景観や生物多様性への影響が少ない風力発電の導入が促進されるための技術開発の促進が望まれる旨を「基本的考え方」4(2)に記載。

基本的考え方（概要案）に対する意見内容（全文）の一覧

番号	意見全文
1	<p>私は、地球温暖化対策は極めて重要で優先度の高い課題だと考えています。その一環としての自然エネルギー、なかでも風力発電の導入は、ヨーロッパに比べて遅れていることもあり、緊急に進めるべきものだと思います。しかしながら今回の「国立・国定公園内における風力発電施設の設置」は、極めて慎重に進めるべきだと思います。</p> <p>地球温暖化がなぜ重要な問題かといえば、人類だけでなく生態系への大きな（悪）影響が予想されるからです。従って、その地球温暖化を防ぐために自然破壊を行うのは基本的に本末転倒です。</p> <p>風力発電設備の設置に伴い、その設置場所だけでなく、工事やメンテナンスのための道路・通路も必要でしょうし、送電線も建設されることとなります。これらに関連する自然破壊も考慮されるべきです。</p> <p>また、日本の国立・国定公園は厳しい自然環境にある場合が多いといえます。元々日本で風力発電が普及しない原因の一つが厳しい日本の自然環境とも言われています。実際、昨年でしたか、台風によって倒壊した風車もありました。たまたま私が見学に行った国内の風車も、設置後故障中でした（欧米に比べて故障率・設備稼働率が高いのか、低いのかのデータを私は持っていませんが）。</p> <p>従って、仮に国立・国定公園内に風力発電設備が設置されても、期待ほどには稼働しない可能性が大きいと考えられます。これは費用便益分析をする場合に考慮すべき事項でもあります。</p> <p>さらに「基本的考え方」には入っていないようですが、騒音の問題があります。風力発電設備は、風車などの設備が風を切る時に発生する音や、ギヤなどの回転に伴う騒音があります。自然公園内の静寂さは、風景に伴う貴重な財産です。近年風力発電設備による騒音は低減しつつあるようですが、それでも気になります。折角の自然公園の景観が、視覚的にも、聴覚的にも壊されるのは、自然を愛するものにとって残念です。</p> <p>一部の山小屋では太陽電池を設置するなど、風力発電以外のエネルギー供給も進められています。供給側の代替手段ばかりでなく、省エネルギーなどの需要側の代替手段も検討されるべきです。</p> <p>日本のエネルギー計画に何年までにいくらの風力発電設備を建設することが書かれているからといって、風力発電設備の建設に固執する必然性はありません。それでは、ダムや道路、原子力発電などと変わらなくなってしまう。</p> <p>日本の地球温暖化対策は、まだまだやるべきことはたくさんあります。拙速に風力発電を進めることがないよう歯止めがかかることを期待しています。</p>
2	<p>原則は反対です。動物、植生への負荷が大きい。一般的に景観もそこねる。</p> <p>但し、国立公園内でも、場所を限定すれば、例えば六甲山のような所は既に開発されつくしているの、環境への負荷も問題ないと思う。また客寄せの効果もあるので建設しても問題ないと思う。</p> <p>アルプスのような場所には絶対に建設してはいけない。</p>
3	<p>我々は、筑波山系の加波山でパラグライダーというエアスポーツを嗜む者です。</p> <p>近年この近辺の丸山という所に風力発電の設備を建築するという計画が進行しているという話を聞きました。若しこの計画が実行されると、このエリアでフライトしているフライヤーがこの風力発電機のプロペラに吸い込まれる危険が生じます。この筑波山系に面したエリアは日本一のフライト人口を持つエリアとして日本はおろか世界中に知られています。昨年2003年にはパラグライダーのワールドカップもここで開催され世界各国の選手がその腕を競った場所でもあります。このような記念すべき場所に風力発電は無用の物です。是非ご考慮のうえ、建設を禁止してください。なお、私はエコロジーな発電は大いに促進すべきだと思いますが、TPOを弁えて欲しいのでご意見させて頂きました。</p>
4	<p>小泉内閣メールマガジン(2003.9/11)「環境と経済の両立」において、「風力発電の設備をいままでにできなかった国立公園・国定公園や港湾の地域にも作るようになります。」と明言され、これに基づき環境省主催の本検討会が設置となり、風力発電の普及に一層弾みがつくものと期待していました。</p> <p>しかし、残念ながら、発表された概要案を読んだところでは、景観（展望・眺望）に重点が置かれ、ほとんどの場合、設置が許可されない、というように理解しました。</p> <p>燃料の輸入に依存せず、また重大事故の心配がなく、クリーンな風力発電の普及は、今後とも不可欠です。（国の至上命題及び事業者の環境に対する姿勢からすれば、乱開発はありえません。）</p> <p>景観については、環境調査等でレイアウト等を配慮することにより、理解が得られるものと思われま</p>

	今後とも、大型の風車やウィンドファームが国立、国定公園内でも設置できるよう、規制の緩和を強く望みます。
5	<p>首題に関しては、「概要案」及び「第4回検討会」の記録で議論が煮詰まってきたと思われるが、幾つかの異なる方向性が併記されていることでもあり、私見を述べるとすればいずれかの意見に近接することと思いつつ、敢えて意見を述べさせていただきます。</p> <p>1 風力発電の現在の技術段階について</p> <p>1 - 1 技術的には未成熟のものと考えます。台風で羽が飛ぶというようなものでは、安心して推奨し実用を推進することはできないでしょう。設置当初のみならず、その後の保守に関しても手をかけなければならないようなものは、国立・国定公園内に設置する物として不相当です。</p> <p>1 - 2 現在の主流である水平軸プロペラ式は必然的に大型になり、パードストライク等を考慮すれば白色のように目立つ色彩の採用が必要です。明らかに景観を阻害します。(私としては強引に景観に割り込み景観を破壊すると感じています。)</p> <p>また、発する音に関しても、近隣に棲息する鳥獣にとっては脅威になるものと考えます。車の通行音が、鳥獣をその周辺から排除するという点でのデータは蓄積されているでしょう。</p> <p>2 国立・国定公園内の電力ステーションについて</p> <p>2 - 1 公益性を考えて電力ステーションを必要とする場合にも、現状では電力会社による供給が可能である場合が相当程度あると思われます。</p> <p>2 - 2 また、送電線の敷設が困難な奥地のばあいには、風車発電にこだわらず太陽電池や水車方式と蓄電池を組み合わせるなど、景観(周辺生物を含む)に負荷を与えずに利用できる技術が現にあります。</p> <p>3 新エネルギーへの転換について</p> <p>3 - 1 新エネルギーへの転換は積極的に開発すべき課題と考えます。エネルギー開発の基本政策や新技術推進等、省庁間の壁を取り払ったプロジェクトとして推進することで、より優れたアイデアが出てくるでしょう。</p> <p>3 - 2 国立・国定公園を新技術の対象地として考えることは、十分に開発し切れていない現段階では、得られるものより失うものの方がより大きいと思われる。他の場所で蓄積した豊富なデータを用いた上で、強い必然性が認められる場合のみ許されることと考えます。ある意味で自然保護原理主義的な考え方に固執すべきでしょう。</p> <p>4 風力発電施設設置場所について</p> <p>4 - 1 都市部大型港湾の周辺を推進することは、景観上の問題が生じないと考えられます。クレーンや大型の施設の中に並立することは、景観上は全く問題にならないでしょう。また、多少離れた場所でも三浦半島の例で言えば同一視野に入る周辺の建造物もあり、私の場合それほど強い違和感はありませんでした。</p> <p>4 - 2 ウィンド・ファームの積極的推進も有効と考えます。それも出来るだけ都市部に近接する海域を選ぶのが、保守性や技術情報の収集面からも良いのではないのでしょうか。例えば、浦賀水道付近に航路誘導も兼ねたウィンド・ファームを設置することなど、検討してはいかがでしょうか。</p> <p>5 地域起しになるか</p> <p>5 - 1 検討会の意見にもありましたが、珍しいのは初めのうちだけであとは本来の発電機しか評価の対象にはならないでしょう。保守費用を含む維持管理がどの程度の負担になるか、設置を望む自治体はその時点の収支計算を明確にして、自治体独自の立地点確保をすべきで、国立・国定公園でなければ採算がとれないようなら計画を断念すべきでしょう。</p>
6	<p>風車は環境と調和するエネルギーであると考えています。自然のエネルギーである風を電力にしていくということは、将来的には環境保全につながるものと考えています。そのような風力発電が国立・国定公園で自然を守るために発電を行うことは、規制はある程度必要ですが、条件付で認める方向性を出すべきだと思います。そして、環境・生態系への影響を判断しながら、問題がなければ段階的に開放をすべきだとも思います。小泉首相も公園内で行えるようにしますと言っていましたので、風力発電が普及していく事を望みます。</p>
7	<p>大規模な風力発電施設の国立・国定公園内での設置に関して、慎重に審査するとの条件つきながら許容するのご方針[3.(3)]は歓迎します。</p> <p>審査はなるべく緩やかにして大規模風力発電の建設の促進を図るべきと考えます。</p>

	<p>2004年1月22日に Earth Policy Institute から発表された「温度上昇により危険にさらされた氷河と海の氷」はご覧になって居られるとおもいますが、地球的な温度上昇によりキリマンジェロの氷河は2020年には無くなるとか、北極海の氷がもの凄い勢いで溶け続けているなど大変恐ろしい報告がなされております。</p> <p>(サイト http://www.earth-policy.org/Updates/Update32.htm)</p> <p>このような状況下において、美しい公園を残すことは勿論必要であります。このレポートが警告しているような事態になれば公園どころの話ではなくなるわけですから、ある程度は犠牲を覚悟して地球温暖化を防ぐ為の試みをあらゆる機会を捉えて行いべきと考えます。</p> <p>景観に関しましても風車は見苦しいものとは思いませんし、少しなればオランダの風車と同じ見方が出来るようになると思います。</p>
8	<p>絶対反対です。限られた美しい景観のなかに、あのような異様なポールが林立すると思うとぞっといたします。そうした異様なものを排除し、美しいままに残そうというのが、国立・国定公園の本来の主旨ではなかったのでしょうか。国立公園など国有地の利用は、国から安く土地を分譲してもらおうというさもじさを感じられます。</p> <p>エネルギー問題は勿論大切ですが、日本全国には風の強い空間は、まだまだ数多くあります。例えば都市景観を無視して、勝手に醜い姿をさらけだす競争をしているかのような都市部の高層ビル。屋上に緑地を作るより、そこに風力発電の巨大なプロペラを取りつけさせたら、スペインやオランダの風車とは一味異なった、新しい観光名所になるかも知れませんね。</p> <p>とにかく、国立・国定公園のなかに作るという発想は、かつての「醜い日本人」の延長線にあるような気がしてなりません。</p>
9	<p>以下のような疑問点・意見を送信させていただきます。</p> <p>CO2排出規制にかかわる京都議定書、に逆行するのではないか。</p> <p>国立公園・県立公園など知事に判断の権限があるところでは地方分権を脅かすものとならないか？</p> <p>数値基準を設けるといいますが、数値基準の根拠が、客観的、科学的に説明されておらず(特に一般的な景観指標というのが曲者)数値基準そのものの有益性が証明できない。</p> <p>バードストライクへの影響があるとされているが、科学的統計データが極めて少なくその調査方法も確立していない。</p> <p>国立・国定公園内すべて一律に規制するのではなく、地域性を考慮し、2種・3種・普通地域などの規制緩和を促進すべきである。</p> <p>国立・国定公園は「優れた自然の風景地」とされているが、すべての地点においてそうであるという事は無理がある。</p> <p>「風況のよい場所に全国的に立地」という記述は誤解を招く。風況のよい場所は国内でも限られており、国立・国定公園内でも一部の地域である。</p> <p>歴史的に新しい存在でありなじみが薄いのであれば、観光資源として活用することも出来る。日本の歴史の中で新しい存在なのは、それだけ、日本の風力発電導入が遅れている証であり導入に積極的になるべきである。</p> <p>景観を画一化するなどの意見は主観論であり、科学的根拠がない。</p> <p>検討委員に風車の実際建設されている地域住民が入っていないのはなぜか？今後の風車建設においても、地域住民の意見を尊重する必要がある。</p> <p>サンシャイン計画の結果が、日本の風力エネルギー導入を大きく後退させる結果となった。現在において、妄信的な自然保護を唱えることにより、同じ事を繰り返すのは、愚かなことと認識しなければならない。</p>
10	<p>1. 風力発電について新エネルギー政策として地球温暖化対策の一環としても有意義なものと考えます。ただし、風景の改変、野生生物への影響が懸念されるとありますので、審査基準や設置許可の基準(目安)を設定する必要があります。</p> <p>2. 風景に対する考え方例えば、瀬戸大橋、青函トンネルなどの国家的大規模事業がありましたが、瀬戸大橋という巨大構造物は当然風景の改変をもたらす、景観への影響が危惧されましたが、観光利用という視点からは青函トンネルといった暗闇の世界よりははるかにすぐれた景観資源として有用なものになったと思います。したがって、国立・国定公園内における設置許可には観光的プラス要因を考慮して審査基準や設置</p>

	<p>指針（あまり施設の規模を縮小のは好ましくない）検討すべきと思います。</p> <p>3. 野生生物（ここでは、主に渡り鳥）に対する考え方現実問題、風力発電施設よりも空港施設を離発着する飛行機におけるバードストライクの方が深刻（墜落の恐れ）なものと考えます。送電施設や鉄道架線、高層マンションなどに寄せ付けないといった努力目標を課す設置許可基準が必要にはなると思います。風力発電施設にとっても鳥類による影響を受けます。互いに遭遇することのないアイデアが求められます。現状では以下のHPアドレスに示すバードストッパー、鳥類広範囲飛来防止（模擬鳥；フライングファルコン〔ハヤブサなどの猛禽類〕）が活用され、多少なりとも効果を発揮しています。 http://www.osaka-winton.co.jp/bird-stopper/bs_ff.html http://www.osaka-winton.co.jp/bird-stopper/bs_ff02.html</p> <p>また、鳥類を対象とした影響評価の調査報告書がとりまとめられています。以下のHPアドレスは「響灘風力発電計画」に伴うものです。この評価手法は技術移転機関（TLO）で検討されています。 http://www.fss-kiu-ac.jp/fss/answer/fss_a1.pdf</p> <p>現実には、以下のアドレスにもあるように数え切れないほどのバードストライクの報告例があります。かといって、風力発電施設の建設に相当程度の抵抗がかかってしまえば、せっかくの新エネルギー政策も水の泡となってしまいます。また、鳥類への影響よりも、渡り鳥の大群による飛行機や風力発電施設への影響の方が深刻です。ただ、風力発電施設ではバードストライクがあって異常を来たしても人身事故には直接結びつくことはありませんが、飛行機の場合は大惨事になります（以下のHPアドレス参照）。 http://www004.upp.so-net.ne.jp/civil_aviation/cadb/wadr/accident/19601004a.htm</p> <p>以上、先にも申しましたように、新エネルギー政策は国策として根幹になるものと思います。マイナス要因もありますが、プラス要因も多く、影響（マイナス）よりも効果（プラス）に主眼を置いた設置指針を環境省としても前向きに取り組むことが必要かと思えます。</p>
11	<p>今回募集されている風力発電について、私見を送らせて頂きますので、参考にして頂けるとうれしいです。風力発電は自然にやさしく、またエネルギー資源の少ない日本にとっては、石油に頼らないエネルギーとして、もっと伸ばすべきだと思います。また、エネルギーが出来る過程に身近でない一個人としては、風車は身近なエネルギーなので、エネルギーについて考えるいい機会になります。</p> <p>一方で、景観や自然環境を守ることも当然、大事なことであり、今回の環境省の検討は非常に意義有るものだと思います。</p> <p>私は、三重県の青山高原の風車を見る機会がありましたが、自然公園内でも全然違和感無く、逆に遠くからでも景色にマッチしてきれいに見えました。尾根伝いでも、きれいに並べれば、風車は風景を害するものではないと思います。逆にきれいに並べなければ風景を害するものになるかも知れませんが。</p> <p>詳しいことはわからないのですが、感覚的に申しますと、国立・国定公園は非常に素晴らしい風景の場所がほとんどですが、結構開発が進んでいたりして自然公園らしくない場所も結構あると思います。ですので、一方的に拒否するのではなく、広い道路が作られていたり、電波塔が立っていたり、建物が立っていたり等の開発が進んでいる場所は認めるとか、動植物に影響がなく地元自治体の同意があれば普通地域は一律認めるとかの、柔軟な対応をして頂きたいと思います。</p> <p>日本の現状としては、景気も活発ではなく、一方でイラク戦争などを見てエネルギーへの不安が日増しに強くなっていきます。「花よりダンゴ」とは言いませんが、と「ダンゴ（エネルギー、経済）」が安定しないと「花（景観や自然）」を味わう余裕が少なくなるのではないのでしょうか。</p> <p>風車を立てる側も、景観を守る側も、それぞれが、自分たちの論理で決めてしまうのではなく、日本全体のこと幅広く考えて、譲れる所は譲り合うことが大事ではないのでしょうか。</p>
12	<p>第5回検討会（1月19日）にて配布されました資料2（概要案）「審査基準のポイント」 展望・眺望の著しい妨げにならない の中で下記が記載されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならないこと - 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと <p>更に、資料3（案）11ページ上段「景観上目立たない規模や見えの大きさ、視距離との関係？」垂直視角と鉄塔の見え方では視角1度以下（4000m以上の距離）とすべき（判断基準？）であるかの表現がなされております。</p> <p>上記が審査基準のポイントとされた場合、一律に大型風力発電施設及びウィンドファームの設置が禁止さ</p>

	<p>れるものと理解致しました。</p> <p>検討会の中で、数回の議論のあった風車の親和性について十分な議論がつくされていない中において、風車の親和性を主張する意見を無視して上記のごとき審査基準のポイントとする結論を出すことは時期尚早ではないかと考える次第です。</p> <p>風車の親和性について、国民各層よりのアンケート調査などを実施し、風車の景観との親和性についての十分なる議論をつくり、その結果を反映して、審査基準のポイントを決定すべきと考えます。</p> <p>小泉内閣のメールマガジンの中での小泉首相のメッセージ「風力発電の設備を、いままでできなかった国立公園・国定公園にも作るができるようにします。」と今回の概要案（風車設置を原則禁止）は、矛盾することになると認識しますが、環境省はどのような観点で首相の方針を無視した概要案を作成したのか理解できないところであります。</p> <p>上記について、説明を実施しないこと、無視することは遺憾と言わざるを得ません。</p> <p>私個人としても、自然公園は我が国の国民にとって重要であるとの認識を有しておりますが、将来の地球を考えた場合、地球規模の温暖化対策がより重要であると考えます。したがって、風車の一律設置禁止は理解できないところであります。</p> <p>やみくもな自然公園の開発は行うことなく、ケースバイケースで風車の設置の可能性を協議できる場の設定が重要と考えますので、一律の禁止ではなく、風車設置の可能性を残す「基本的な考え方」として取り纏め頂くよう重ねてお願い申し上げます。</p>
13	<p>自然公園内に風車を設置することについては少なくとも住民アンケートを実施し問題なければ無条件許可をするべきです。建設において 稜線を避けるとか公共性があるなしによって制限することは自然エネルギーの普及にとって大きなマイナスです 環境省はよく考えたほうが良いと思います</p>
14	<p>今回の審査基準のポイントでは“ 展望・眺望の著しい妨げにならない”とあり、風が強い稜線にたてなければならぬ風車を実質的には一律制限するものと理解します。</p> <p>一方で現実には電波塔等がたっていることを考えれば、自然との親和性のある風車を一律制限すべきものではないと考えます。</p>
15	<p>小泉内閣メールマガジンに“ 風力発電設備を今までできなかった国立公園内にも作る事ができる ”と記載されていた事より、今回の環境省主催の検討会に大変期待しておりました。しかしながら発表された概要案を読んだところ景観に重点がおかれており、実際は山小屋設置用小風力以外には許可されない事が判明しました。風力発電は風景ともよくなじみ、地域の皆さんも歓迎していますので、風力設備が国立公園内に設置できるようにしていただく事を強く望みます。</p>
16	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」の報告書概要案につきまして、風力発電設置を条件付で認める方向でしたが、実質的には禁止されているのと同じです。山の尾根など風況の良い場所へ設置しなければ、意味は無いと思われま。</p> <p>風車は風景ともよくなじみ、一部では景観を引き立てる効果もあることから大型の風車やウィンドファームが国立・国定公園内でも設置できるようにすべきと思います。</p>
17	<p>国立公園内で厳しい規制を設けることが、本当に将来の地球上の自然を守ることにつながるのでしょうか？確かに、規制を厳しくすれば、短期での国立公園を守ることはできます。しかし、狭い日本で、風の弱い土地にいくら風車を建てても、発電量はごくわずかです。今まで通り、不足エネルギーは原子力に頼るのですか？エネルギー途上国に、今の日本を見習って、火力や原子力をどんどん建てなさいとも言うのですか？日本は自然エネルギー先進国を目指さなければなりません。</p> <p>風況の良い国立公園に風車を立てるのと、地球上を核廃棄物やCO₂のゴミの山にするのと、どちらの方が将来の自然を残せるのでしょうか？再度、広く意見を聞いてご検討される事をお願い致します。</p>
18	<p>(1) 自然公園を保護してゆく必要性は理解できるが、同時に風力発電を積極的に進めてゆく必要性もあることから、その共存共栄のため、接点となる普通地域において、積極的に風車設置を認めることとして欲しい。</p> <p>(2) 現状の許可基準では、クリアできる地点が皆無となるのではないだろうか。普通地域内でも、さらに緩和された領域を定めるなど、実質的な公園開放（一部でも）となるような方策も考えて欲しい。</p> <p>(3) 国立、国定公園の指定目的、範囲等の見直しも視野に入れて風車設置の可能性を検討すべきである。このままでは、設置基準を明確にすることにより、設置が厳しくなるだけである。</p>

18	<p>国立公園、国定公園には、大型の風力発電設備が景観上の配慮から実質設置できないとのこと、非常に残念に感じます。</p> <p>現在私の住んでいる苫前町には42本の大型風車が運転しています。風力発電は、風景になじみ、地域の皆さんも歓迎している状況ですので、大型の風力発電設備が国立公園内でも設置できるよう、門戸を開放頂くことを強く望みます。</p>
20	<p>風力発電は、化石燃料による発電に変わる電力資源として考えられる一つと考える。ただし、風力発電は、地形等により設置する条件が限られると考えられる。好条件の場所が国定公園や国立公園と言うだけで建設がまったく駄目になるのは、残念と考える。その地域にしかない動植物が風車によって絶滅する等個別に検討することは必要だとは思ふ。</p> <p>環境省では二酸化炭素など地球温暖化物質の抑制も計画されていると考えるし実際そのような事業に対し補助等しているとおもうので、風力発電の可能性をなくする規制はやめるべき。</p>
21	<p>風車は環境に害が無く、自然との親和性も高いと思われます。</p>
22	<p>世界で初めて公園法を施行したアメリカにおける国立公園の意義は「未開地の自然環境保護」であるのに対し、国土が狭く人口密度の高い我が国においては最早「未開地」などなく、「人間と自然が永く共生する」ために指定された地域が国立・国定公園となっていると考えます。</p> <p>富士山はそのものが美しいのではなく、富士山を見て美しいと多くの日本人が感じ、また今後もそのような気持ちを後世に残したいという多くの希望があるため、国が国立公園に指定し、開発行為を規制しているのです。</p> <p>かように考えると風力発電施設が自然風景と共生できるかという問題も、それを眺望する人間の心の在り方の問題であり、特に毎日の生活において公園の景観を目にする地元地域住民の意見が最重要であろうと思えます。</p> <p>よって私としましては、国立・国定公園内における風力発電設備の設置の在り方に対し、画一的な規制基準を設定するのではなく、まず地元地域住民・自治体の総合的な意見をもとに個別に判断するべきと考えます。</p>
23	<p>先日の環境省主催の「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」について、ひとつ疑問に思ったことがあります。以前に、小泉首相より"風力発電の設備を、いままでにできなかった国立(国定)公園や港湾の地域にも作るようにする"というメッセージをメールマガジンにて拝見したのですが、今回の検討会では景観に重点が置かれ、風力発電に使う風車は景観を害するといったニュアンスでした。</p> <p>しかしながら、風力発電は自然に最も優しいものですし、風景を乱したというクレームどころか地元住民からは"風景に良く馴染んでいる"という意見が聞かれます。火力発電や原子力発電に伴う環境ならびに生態系における危険性を考えれば、風力発電がいかに画期的なものかは周知の事実ではありますが、景観も実際に風車の設置されている場所を見ていただければ納得していただけるかと思えます。</p>
24	<p>(1) 地球温暖化抑制のため世界中が自然エネルギー利用促進に躍起になっている時に我国日本の活動の中心にある貴課が率先して自然公園の開放に注力すべきと思料します。然るに貴課の骨子案には開放への意欲が少しも汲み取れません。</p> <p>(2) 小泉内閣方針の規制緩和に貴骨子案は全く沿っていないばかりか逆行しているのでは取れません。環境省は内閣方針を無視されるのでしょうか。</p> <p>(3) 自然エネルギー利用促進、風力発電の為に少しでも国立、国定公園を開放して下さい。其の為の議論がまだまだ不十分だと思われます。</p> <p>何れにしましても先の骨子案には賛成しかねます。更なるご討議ご議論を尽くして頂く事お願いします。</p>
25	<p>(1) 風力発電は世界的に、地球環境を守ることを主目的として進められてきています。</p> <p>(2) 海岸線は比較的風力が強く風力発電に適している。</p> <p>(3) 利尻礼文サロベツ国立公園等国立・国定公園は海岸線に指定されている所が多い。</p> <p>以上の点から環境省は規制緩和をし、風力発電の再生可能エネルギー - の積極的活用を模索すべき省庁であるべきと思えます。</p>
26	<p>結論的には、国立公園等への風力発電所の建設には絶対反対です。</p> <p>国立公園は一部の民間や自治体のものではなく、国民の共有財産であります。これを若干の手数料を払え</p>

	<p>ば自由にできるという考えは、国民に対しまったくもって失礼千万であります。</p> <p>山小屋は（緊急避難所）別として、国立公園等への一切の人工物は禁止すべきです。国立公園等でなくてもいくらでも建設可能な場所はある（設置者が確保）のではないのでしょうか。</p> <p>環境省におかれましては、風力発電が本当に環境にやさしいのかどうか具体的数値を使って検証してください。自然エネルギー 環境にやさしいということを認識していただきたいと思います。</p> <p>また、風力発電自体にも反対します。本来本件は経済産業省の権限の範疇だと思いますが、自然エネルギー自体が不安定で、とても経済的に見合うものではないことと、そのために別の発電所では安定した電源を確保しておかなければなりません。</p> <p>「風力発電」。聞こえはいいのですが、風騒音、鳥類への影響、おそらくライトアップの光害など利点は何もないのです。近所に風力発電所がありますが、いつも止まっているのに夜間照明は常時で、好きな星が見られないので困っています。</p> <p>さらには風力発電をするのであれば、供給義務も規定していただきたいと思います。「風まかせ」では困ります。</p>
27	<p>（１）風景の著しい改変</p> <p>「概要案」にしても検討会の討議にしても、「景観論」「風車美醜論」は積み残されていますが、この場もそれを論議する場ではありませんので、いきなり現実論に入ります。</p> <p>自然公園法によって落枝一本落葉一枚の採取が禁じられ、各種工作物の設置が規制されている特別保護地区に高さ100mに及ぶ巨大な風車が立ち、送電線、変電所などの付帯設備が設置されることは、それらの論議以前に、否定されるべきことであります。</p> <p>風車の設置場所として狙われるのは風の強い特別保護地区・特別地域でしょうが、それらの地域は国民共有の宝物・財産であり、業者等が為にいう一般的な“公益性”に優る価値をすでに有しており、「概要案」がいう公益性の「比較衡量」によって「許容」されるべき問題ではないと考えます。これはひとり特別保護地区だけではなく、普通地域を含む国立・国定公園全体にもいえることであります。即ち、現行行為規制により拒否できる行為であり、「風力発電施設に係る審査基準」を新たに作成する必要があるとは考えられません。新たな審査基準を作ること自体が既に妥協、後退にならないでしょうか。</p> <p>数年前、グロテスクな木道「空中回廊」の敷設で原生的景観が障害され、国民的響きをかっ大台ヶ原山上に、再び巨大な風車が立った場合、原生的景観との親和性はなく、国立公園の存在意義は完全に否定されます。この場所は海からの強風を受ける風力発電には最適の稜線で、業者にとって垂涎の場所と考えられ、我々は危機感を抱いております。</p> <p>（２）野生生物への影響</p> <p>野生生物への影響評価の基礎データが殆ど無いのが現状でしょうが、多様な野生生物の生存基盤である生態系を風車が攪乱する可能性が充分あることは容易に予想できることであり、データの有無にとらわれず設置を許すべきではないと考えます。科学的データは絶対ではなく、それが存在しないことを理由に設置を許すことは行政責任の放棄であります。</p> <p>（３）代替エネルギー論</p> <p>代替エネルギー論も否定しませんが、二酸化炭素削減問題、原発問題など基本的課題の解決が先送りされているときになぜ風力発電問題が突出し、更に、なぜ最初に、生活圏ではなく国民の至宝である国立・国定公園が対象とされるのか理解できません。</p> <p>閣議決定された「地球温暖化対策推進大綱」によると2010年までに300万KWの風力発電導入を目標にしていますが、資源エネルギー庁の発表によれば、平成14年度総需要電力量は9,850億KWhとなっています。割合の数字を出すことすら意味がないくらい僅かな風力発電のために、何物にも替え難い国民の至宝である国立・国定公園に不可逆的破壊を加えることは許されることではありません。国立・国定公園の厳粛な自然が失われた後、林立する風車の下で生活するなどナンセンスの極みであります。大儀名文を振りかざして僅かな利益のために国民の至宝を失うことは愚かなことであります。</p> <p>仮に、国立・国定公園内の風力発電施設の設置を阻止できないとすれば、貴省の存在価値が問われることになるやも知れません。政府の人気取り政策、業界の圧力に毅然と抗し、「人為的な影響を極力抑制し、自然景観の保護を主として考える」基本【概要案3（１）】を厳守して、環境省の責任において国立・国定公園の生態系が保護されることを期待します。</p>

28	<p>本件については多種多様な考え方があるかと思えます。自分自身、風力発電業界に身をおく立場であるため、本来当然規制緩和を望むべきであろうと考える。しかし、一旦崩れた壁はとどまるところを知らぬかのように崩壊していく可能性もある。公園の本来の趣旨を考えたとき、風車を建設することはこの私ですらあまり賛同できない。</p> <p>また、日本風力発電協会では、公園内への風車設置を推進するために、全会員に環境省へ意見提案するよう強制する案内を発信している。メールにはどのような意見をすると推進派に有利になるかの具体例まで添付され、また偽名を使うよう案内している。企業のメールではなく個人のメールを使用することも。組織的に誘導するこのような行為は許されるべきではない。このようなことで日本の国立公園が安易に開放されることのない様お願いしたい。</p>
29	<p>貴省が作成されたガイドラインの素案を見て愕然とするとともに失望の念を隠し得ません。</p> <p>例えば、審査基準のポイントとして、「 - 主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならぬこと」や「 - 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」となっていますが、これは、山の上に風車を設置することを一律に制限するものと同様に解釈できると思えます。</p> <p>「自然公園」といっても、国立・国定公園・都道府県自然公園と分かれており、その中でもさらに特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域と分かれている状況の中で、このような一律という基準をもって審査するのは全く納得できません。</p> <p>はっきり言って、風力発電の為に開放しようなどという気持ちなど全くない中で、あいまいなガイドラインを作っておいて、事実上阻害しようとしている意図が丸見えです。</p> <p>地球温暖化の防止に積極的に寄与できないような自然公園なら全廃した方がましだと思います。</p>
30	<p>いまNHKでベンチャー企業の風力発電のプロジェクトを拝見して国立・国定公園内における風力発電施設設置の禁止措置に関して疑問を持ちました。</p> <p>当然風車はどこにでも建てていいものではなく慎重に調査が必要であることは当たり前の考えですが風車の与える環境改善効果、経済効果は今まさに必要なものであります。</p> <p>それに現状国立/国定公園内の景観を損ねているものは電柱であると私は考えます。日本ほど電柱が乱立して国を私は見たことがありません。</p> <p>国立・国定公園内であっても地域と国がもっとよく話し合い勧めるべきではないでしょうか？</p> <p>その代わりにケーブルは地下に埋めること、動植物に影響の無いこと景色のよいとこだけ禁止区域にするなどルールを決めてはどうでしょう？</p>
31	<p>「国立・国定公園内における風力発電設備設置のあり方に関する基本的考え方(概要案)(以下「考え方」)」を見させていただくと、風力発電設備が自然景観に大きな(悪)影響を与えるという根拠で風車の設置を出来なくするような「考え方」になっていると感じます。</p> <p>私は風力発電設備が数多く建っている北海道に住んでいますが、風力発電設備が自然の景観に悪影響を与えるような印象を受けていません。</p> <p>温暖化防止に寄与する風力発電が回っている姿は回るたびに私達の子供、孫、その又子孫が住む地球の寿命が延びて行く事が想像でき、わくわくします。</p> <p>私達が守らなければいけないのは、人が死に絶えてしまった後の手付かずの自然でしょうか？それとも、私達が生活の為に招いている自然への悪影響を大きく減少させる為の手を打った後の人が生存する事が出来る地球でしょうか？</p> <p>今一度、私達が守らなければならないものの原点を見つめるような議論がなされる事を期待しています。</p>
32	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の設置のあり方に関する検討会」の議論の方向に懸念を感じております。</p> <p>現在の議論により導き出された考え方では大型の風力発電を設置するのは不可能になると感じます。</p> <p>国立・国定公園が広く国民の財産である事は理解しておりますが、風力発電を行う事によって下記1.~4.の効用を発揮することは、私達が世界に、日本に、また、次代に負うべき義務であると考えます。</p> <p>1. 化石エネルギーの使用を減らす。(次代に出来るだけ持続させる) 次代に対する義務</p> <p>2. 日本のエネルギー調達先の多様性を計る。(化石エネルギー資源の少ない日本が先の大戦を引き起こした理由の1つ) 世界と日本に対する義務</p> <p>3. 化石燃料を燃焼させた際に発生する大気汚染物質の発生削減。 日本とその地域に対する義務</p>

	<p>4. 二酸化炭素の発生削減。 世界と次代に対する義務</p> <p>上記考えは、一般に周知され理解が進んでいる事と思われませんが、第5回検討会の議論を参照させていただきますと、</p> <p>普通地域への設置も含めて特別地域の山稜線をさえぎる場所への設置禁止</p> <p>風況の悪い場所への設置</p> <p>発電効率の悪い発電所となる</p> <p>同じ発電料を得る為にはより沢山の風車の設置が必要</p> <p>狭い国土の日本の選択肢ではないし、国民経済的にも不利という議論がなされており、上記1.2.3.4.を達成する為に行うべき風力発電設置を実質除外する事になっていると考えられます。</p> <p>つきましては、下記、 のような条件のもと公園内での無秩序な開発を防ぎ、公園内への大型風力発電の設置を受け入れる方向に進めて行って頂きたいと考えます。</p> <p>地元意見の尊重</p> <p>計画地点の特性に応じた環境影響評価調査</p>
33	<p>新エネルギー政策には一定の理解は致しますが、自然公園内に建設する事には反対です。</p> <p>反対理由 日本国の自然公園は国民共有の財産です、国土の14%にしか満たない現実を踏まえ、現自然公園法でも自然保護と公園利用の両面を備えた世界に類を見ない自然過小のギリギリの選択だと認識いたします、その上で下記の反対理由をあげます。</p> <p>1. 自然公園は日本の原風景を残すべきであり、山河を主とする伝統的な日本の歴史的景観に似合わない風力発電は異端の物です。</p> <p>2. 既設の風力発電建設現場を見ても電線類は地下化していますが、建設時には道路を新設、配線地下化でも表土を剥ぎ取り土壌攪乱します、既存の建設現場でも芝の貼り付け程度の緑地化で遺伝子的復元や腐葉土層などへの配慮は見たことがありません。生物多様性を守る意味からも自然公園は守るべき場所であり公園内への風力発電建設は蓄積され安定した在来種の植生や土壌生物への影響は計り知れない程のダメージを受けます。</p> <p>3. 風を得るため山地の稜線に多くの風力発電が建設される事により気流の流れも変わり、地形を辿る渡り鳥の衝突も懸念され、植生が変化すれば食草とする昆虫類にも影響が大きくRDBに記載されている種も絶滅することになり、取り返しのつかないこととなります。</p> <p>代案</p> <p>全ての自然公園、緑地保全地域へは大型の工作物は認めるべきではないが、エネルギー資源の乏しい日本では、風力発電建設に伴う自然影響力(脆弱な動植物)が比較的小さい沿岸部から離隔した洋上への建設を進める。海洋のアセスメントをした上で行い、建設後のモニタリングも必要です。</p> <p>合わせて地上建設と比較した差額を政府補助としてエコ助成することも提案します。</p>
34	<p>1. 検討会の方向性</p> <p>小生が理解している限りでは、現在の検討会の方向性では、結果として現代の大型風車は一律に建設が不可能になるものと考えます。</p> <p>2. 政策の整合性とバランス</p> <p>現在の世の中は、好むと好まざるとを問わず、時間と地理的な制約を超えて、地球規模で同時進行しています。だからこそ、一国の政策も国の枠を超えて国際協調・協力の枠組みのなかで議論され考えられているのが実情です。一方、国立・国定公園の問題は、古くから国として守るべき自然環境や景観を対象として取り組んできた課題と思います。</p> <p>地球温暖化は前者に属する新しい課題です。温暖化も公園もどちらも国民の長期的な福利のためには不可欠な課題であり、貴省としてもどちらにもイニシアティブを発揮され、取り組んでおられるところです。</p> <p>しかしながら、現在の検討会の議論の内容は、残念ながらこの新旧或いは国内・国際という二つの観点の</p>

	<p>両面から、いずれも著しくバランスを欠いたものと考えざるを得ず、結果として政策の整合性にも欠けるものとする次第です。</p> <p>3. 実情に即した規制の緩和</p> <p>規制緩和は一種の流行り言葉にもなっていますが、小生としては、規制は何でも緩和すれば良いとも思っておりません。但し、世の中は大きなスピードで変わり且つ時代が要請するものも変化しています。</p> <p>守るべきものは何か、或いはルールを変えた方が世の中全体の利益の増大に繋がるものは何かなど、常に変化を見据えながら、実情に即して広く公正・公平な議論を尽くして決めていくべきと考えます。</p> <p>この観点からすると、今回の検討会における議論は、上記の通りバランスを失っているだけでなく、内容的・時間的にも充分とは言えないと思う次第です。</p> <p>「風車は自然環境と親和性がない」とどうして決め付けることができるのでしょうか？余りにも有名な話ではありますが、パリのエッフェル塔やルーブル美術館のピラミッド型入り口建設の時も大きな議論がありました。どちらも今は観光資源として定着し受け入れられています。</p> <p>このようにパブリックコメントを募集されることも非常に大切とは思いますが、実際には国民の多くはご存知ないと思います。この点も勘案戴き、是非検討会の内容を見直しの上、仕切り直しを戴くよう、提案申し上げます。</p> <p>必要な時間を掛けて、広く国民各層の議論を持つべきと考える次第です。</p>
35	<p>下記の転載記事は、Yahooニュース(毎日新聞三重ニュース)1月24日に記載されていた記事です。日本で唯一、複数の風車が設置された国定公園内でも、景観に関する評価は良好です。</p> <p>是非、設置に関する規制を緩やかなものとし、公園内にも風車が設置できるようにしてください。</p> <p>林立する“近未来”、自然に溶け込む</p> <p>訪れた1月中旬の青山高原には、数センチの雪が積もっていた。眼下に伊勢と伊賀を見下ろし、伊勢湾に抜ける風が、肌突き刺さるように吹きつける。年間の平均風速は毎秒7・6メートル。</p> <p>足元に気をつけながら小高い「やすらぎの丘」(久居市)に登ると、高さ50メートルのタワーに、長さ約25メートルのグラスファイバー製の白い羽根3枚をつけた風車が一望できた。</p> <p>風車は、久居市と大山田村に計24基設置され、それぞれ最大出力750キロワットの発電機を備える。うち4基は久居市が99年に、20基は第三セクターの「青山高原ウィンドファーム」が昨年4月から発電を始めた。</p> <p>久居市によると、24基で年間約4800キロワット、一般家庭約1万4400戸分の発電が可能で、東海地方以西では最大規模、国内でも有数の風力発電施設という。</p> <p>火力発電にした場合と比べると、年間約5万トンの二酸化炭素を削減する効果があり、環境に優しい次世代のエネルギーとして注目される。</p> <p>春のツツジや秋のススキなど、室生赤目青山国定公園の自然とともに、風車が林立する景観は、観光客らにも受け入れられているようだ。それは、風車が近未来の時代の風を受け止めているからかもしれない。</p> <p>【上野宏人】(毎日新聞)</p>
36	<p>国立公園内に風力発電を設置する事には、反対です。</p> <p>景観を損ねると併せ、風車の騒音による環境の破壊を危惧するものです。風車の騒音は静かであるべき公園を全く異なったものにしてしまいます。</p> <p>設置基数にもよりますが、以前スペインのパンプロナと言う町の近くで見た風車群(20基近くあったと記憶しています)からの騒音は凄いものでした。</p> <p>その時景観としては、外国である事、ものめずらしさも手伝い大きな違和感は有りませんでした。日本の国内、それも国立公園内という、かなり抵抗があります。</p> <p>電力の安定供給という意味でも、風車による発電は余りメリットがあるとは思えません。保守、点検のために更なる道路の設置等行う点からも、設置に対しては、反対を致します。</p>
37	<p>小泉内閣のメールの中での首相のメッセージ「風力発電の設備を、いままでできなかった国立公園・国定公園にも作るようにします。」と今回の概要案(風車設置を原則禁止)は、矛盾することになるとは思いますがどうしてでしょうか。</p> <p>自然公園は我が国の国民にとって重要であると思いますが、次世代の地球を考えた場合、地球規模の温暖化対策がより重要であると思います。これからの子供たちの生活環境を考えた場合に、早急に温暖化対策が</p>

	<p>必要であると思います。</p> <p>自分が子供のころより、降雪量も減っていますし、今後の環境が非常に心配です。</p> <p>公園内にも風車が設置出来るようにお願いします。</p>
38	<p>主人から話を聞いて、小泉内閣メールマガジン(2003.9/11)「環境と経済の両立」において、「風力発電の設備をいままでにできなかった国立公園・国定公園や港湾の地域にも作る事ができるようにします。」と明言されたことを知りました。</p> <p>日頃より、地産地消である風力発電は、小資源国の日本にとって重要と考えています。</p> <p>また、平行して環境への配慮ももちろん必要であります。これを機会に関心が高まり、環境の事前評価、対策技術は、これまで以上に向上するものと思います。</p> <p>是非、今後とも風力発電の立地条件に関する規制の緩和をご検討下さいますようお願いいたします。</p>
39	<p>要旨：自然公園内（ことに山間部稜線）に設置するべきでない</p> <p>理由：すでに審議会等で論議されている通りであるが、自然公園内に設置するとき、鳥類は勿論、動植物に対する影響が危惧される。</p> <p>動物については近年、大型動物（クマ、イノシシ、カモシカ、サル）の市街地出没による被害が増加しているのは周知の通りである。</p> <p>これらの原因は、当年度の異常気象によることのほか、人間の開発行為が森林の喪失をもたらし、これら動物の日常の食料不足を来たしたことに他ならない。</p> <p>風力発電が山間部に設置されることにより、当然、その開発行為の結果として発電本体設備のみならず、道路など付帯設備の新規設置により、森林緑地が失われることに加え騒音・振動（風車の風切音、回転音による）の発生により、これらの動物が安住の地を追われることを恐れる。</p> <p>いずれは、動物がこれに馴れるという考え方もあろうが、それは山間地帯のいわば市街地化を意味し、人の住む区域との判別を誤り、随意に出没することにも違和感を覚えさせない状況を醸成するものである。</p> <p>騒音による自然動物への影響として指摘されているものに、潜水艦探知軍事用ソナーの発信による鯨への影響があるが、大型動物であるがゆえに被害が目にとまりやすいだけのことであって、その他の小形動物への影響は未知数であり、不安が残る。</p> <p>風力発電に適しているのは山間部の稜線地帯と言われているが、急峻な地形の多いわが国の山岳地帯で、風力発電基地を設置する土木工事の難しさも考えなければならない。最近のNHKのプロジェクトXで、新潟から東京までの大型送電線（鉄塔）敷設工事が報じられた。あの番組では、現場技術者がいかに現場を知り、困難と闘い、解決したかという面をいつもテーマとしているが、自然エネルギーを利用しようとする立場にある者も、同様、自然の現場とその変化を熟知し、単なる机上の図面・計画だけで進めるべきではない。</p> <p>設置工事そのものも困難であれば、日常保守作業の困難さも忘れてはならない。出来上がったのは大型の鉄塔と空中を渡る電線であるが、その基礎工事範囲、取付準備道路などの規模や環境に対する影響について省みる人は少ない。</p> <p>また、稜線そのものは風力発電の立地適地として着目されたとおり、当然風が強く、植物にとっては生育環境の良い場所ではない。そのような場所を選んで裸地を造成すれば、加速度的に周辺の植生が損なわれることは自明の理である。</p> <p>観光立国を志向しようというわが国にあって、山間部に設置される風車が有効な観光資源と成り得るのは結構なことである。しかし、観光開発は同時に自然破壊と裏腹の関係にある。</p> <p>尾瀬湿原をはじめ、観光資源的な視野から名山と呼ばれる山岳地帯の観光客による自然破壊は憂うべきものがある。</p> <p>もともと、火と道具を用いる人類がその文明社会の維持のために自然を变形し、エネルギー資源を求めていく基本的な生命活動の姿は変えられないにしても、その過程において、なお、自然破壊を最小限にとどめようとするために、自然エネルギーを活用することに異論はない。</p> <p>しかし、自然エネルギー活用という名の下に際限なく自然破壊が進み生態系のバランスを崩していくことでは、同時に人類をも滅亡に追いやることになる。</p> <p>本意見募集の趣旨は、「風力発電基地を自然公園内に設置云々」の議論を求めることにあると承知しているが、視点を変えて、自然エネルギーを求めるために、風力発電しかないのか、ということについても、この機会に少し論点を移させていただきたい。</p>

	<p>自然エネルギーの利用として、大型かつ安定したエネルギーの得られる地熱発電がある。地熱発電の開発についても従来から自然公園内での開発行為は許されていない。すなわち、蒸気回収設備、発電設備などの地表構築物は勿論のこと、地下の蒸気採取地点までも公園内に求めることはできない。しかし、今日的には充分発達している試錐技術により、地表設備は公園外にあっても、地下の蒸気採取地点を公園内に求めることは可能であり容易である。</p> <p>地熱エネルギーのポテンシャルは、昭和49年に発足したサンシャイン計画以降、長年月にわたって研究・調査され、その結果、火山国のわが国として膨大なものが保証されている。</p> <p>風車設置数の拡大において、その最適地を求めた結果、公園内にしか有意性がないという、窮屈な過程を選ぶよりも、公園外で地表設備調達をすべて完結する姿の方が望ましくはなからうか。</p> <p>エネルギー政策推進に伴う問題として、風力発電基地設置の妥当性につき環境省としての判断が求められている今、行政の普遍性・公平性を損なわぬために、地熱発電が必要としている公園内の地下の蒸気採取規制解除についても併せて検討するべきと考える。</p>
40	<p>風力発電はこれからの生活に必要な不可欠な自然エネルギーだと思います。また、景観的にも自然と調和し、非常に良いと思います。今後、国立・国定公園にも風力発電を設置出来るよう宜しくお願いします。</p>
41	<p>概要案は自然公園を中心に保護する一方で、風力発電にも配慮した形で纏まっている。すなわち、バランスの取れた考え方と当初理解しました。しかしながら、垂直視覚を1度以下にするとか、眺望・展望より大幅に制限を与え、結果として、極めて小さな風車の設置しか認めない、すなわち、大型風車の設置は認めないという意図が背景にあることを知って愕然とした次第です。</p> <p>国立公園課という立場で考えれば、自然公園を守る立場であることより、風車を含む一切の人工構造物などの設置に反対というスタンスにあることは理解できますが、日本や世界にて設置されている風車を十分視察して欲しいと考えます。風車の設置方法にもよりますが、私は風車が景色によくマッチしていると認識しております。地球規模の温暖化を止めなければ、自然公園も破壊されることになるわけですから、温暖化防止の観点より風車の設置を自然公園内でも認めるべきと考えます。</p> <p>上記のとおり、現状の概要案はとり方によっては風車の設置ができるようにも、できないようにも理解できることより、案として漠然としていられると思われまます。したが、このままでは運用に任せられてしまうという欠点があると思いますので、も考慮して頂き、大型風車が設置できることを明記した概要案として頂くようお願いいたします。</p> <p>景観(眺望・展望)に概要案(国立公園課の考え)では重きをおいていますが、広く国民の声を聞いてください。大半の人は風車設置に賛成しますよ。景観は人の主観であり、時代によって変化するものであると思います。今まさに風車を迎え入れる時期と思われまますので、環境アセスなどを十分実施し、地域の方々の意見を十分聞いて、支障のない場合はウィンドファームの設置を自然公園内にて許可すべきと考えます。</p>
42	<p>小泉内閣メールマガジン 第109号(2003/09/11) 小泉総理のメッセージ「環境と経済の両立」の中で「風力発電の設備を、いままでにできなかった国立公園・国定公園や港湾の地域にも作る事ができるようにします。」と記載されていたことより今回の環境省主催の「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」に大変期待しておりました。</p> <p>しかし、発表された概要案を読んだところでは、景観(展望・眺望)に重点が置かれ、現実的には山小屋に設置される小さな風車以外には風車の設置が許可されないことと知りました。</p> <p>風力発電は風景ともよくなじみ、地域の皆さんも歓迎している状況ですので、大型の風車やウィンドファームが国立・国定公園内でも設置できるよう、或いは、門戸を開放頂くことを強く望みます。</p>
43	<p>以前なにげなくですが、小泉総理のメールマガジンを観て、今までできなかった、国立・国定公園内にも風力発電設備を作ることができるようしようと言う記事が載っていたのを観ました。</p> <p>個人的に素晴らしい意見だと思っておりました。私の住んでいる地域には大規模な風車が沢山建てられており、風景にも馴染んでそれは静観なものです。</p> <p>ですが、その後に発表になった記事を読み、景観に重点を置きすぎた内容になっていて正直がっかりいたしました。</p> <p>私は風景を壊しても風車を建てた方がいいとは思っておりませんが、風車を目の前で観ています私にとって大規模な風車が建てても風景を壊すところかその風景に馴染んでいるのにと考えています。</p> <p>色々大変だと思いますが、どうか国立・国定公園内に風力発電施設の設置ができますよう、間口をもっと</p>

	大きく開いて頂けるようお願い致します。
44	国立・国定公園内に風力発電施設設置は地球温暖化抑制の京都議定書に基づけば、環境省は、積極的に設置に許可を与えるべきで、もっと自然公園の開放に取り組んで欲しい。
45	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風力発電施設の立地に関しては、国立・国定公園エリアのみに限らず、指定区域外も規制の対象とすること。 2. バードストライクの実態を全国規模で早急に調査すること。 3. その上で渡りの主要なルート、集団飛来地等の情報に基づく規制マップを作成すること。 4. 風車の色、大きさ、建設位置、配列、色彩等、バードストライクを回避する技術的検討を始めること。 5. 上記に関連する調査・研究費に充当するため、事業者建設規模に応じた一定割合の負担を求めること。 6. これまでの議論をさらに発展させるために引き続き第2次委員会を立ち上げること。 7. 現在の経済性優先の風力発電政策を見直し、生態系に十分配慮した政策に転換すべく省を上げて誘導を図ること。
46	<p>国立・国定公園内における風力発電施設設置に期待をしていたのですが、景観(展望・眺望)に重点がおかれ、本格的な風車設置が許可されない事を知り、非情に残念です。</p> <p>適切な措置を取れば、風力発電も風景となじみ、地域住民も歓迎している状況ですので、国立・国定公園内での設置に門戸を開放して頂ける事を望みます。</p>
47	<p>先日の「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」について、疑問な点がありました。</p> <p>以前に、首相より「風力発電の設備をいままでにできなかった国立・国定公園や港湾の地域等にもできるようにする」という主旨のメッセージをメールマガジンにて見ましたが、検討会では景観に重点が置かれて、風力発電施設に使う風車は景観を損なうというような内容と受け止めました。</p> <p>しかし、風力発電は自然に優しく、風景等(景観)を損なうような感じが無いと思います。また、地元から見ると風景に違和感が無く景観に馴染んでいると思います。地球温暖化を考えていくうえで、是非検討して下さいようお願いいたします。</p>
48	概要案を読んだところでは景観に重点が置かれており現実的に小型風車しか許可されないことに正直失望しております。
49	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに <p>地球温暖化防止に向けた取り組みとして、新エネルギー導入促進の必要性は十分認識されつつあるが、技術的に成熟した新エネルギーの中で最も発電コストの低い風力発電の導入促進に必要な規制緩和はほとんどなされていないのが実情である。</p> <p>国土の5%程度といわれる自然公園地域であるが、風力発電の適地はそれを大きく下回るごく限られた地域であり、しかもそのほとんどが自然公園地域に該当している現状からみて、自然公園法の規制緩和がなされなければ、風力発電は新エネルギーの選択肢から外れるとって過言ではない。</p> <p>他の新エネルギーコストが技術的に未成熟、又は高コストである現状を鑑み、現世代と将来世代の利益を両立すべく、環境原理主義を脱した環境経済的見地から自然公園を活用した自然エネルギー導入促進の可能性を前提とする必要がある。</p> 2. 風力発電機が自然公園内の鳥類に与える影響について <p>「響灘風力発電所計画に伴う環境影響(鳥類対象)評価/調査報告書」において、風力発電機の形状、運転時の羽の動き及び鳥類の行動について定量的な評価を行っており、今後の鳥類への影響評価として有効なアプローチであると考えられる。</p> <p>基本的には国内に導入された約47万kW(2002年末)の風力発電所での鳥類への影響は、送電線や自動車等既存設備による影響と比較することで、風車の新規設置による影響が相対的には極めて軽微であることが明らかである。</p> <p>参考： 「響灘風力発電所計画に伴う環境影響(鳥類対象)評価/調査報告書」 http://www.fss-kiu-ac.jp/fss/answer/fss_a1.pdf</p> 3. 風力発電機が自然公園内の景観に与える影響について <p>複雑地形への建設が多い国内の風車配置は海外事例と比べて均一な配置がとりにくいケースが多く見ら</p>

	<p>れる。</p> <p>自然公園内における風力発電機の配置については、発電効率への考慮に加えて景観上好ましい配置を公園内設置の条件とすることが望ましい。</p> <p>ただし、国内事例でも少数ウィンドファームでは比較的景観上影響が少なく、好ましい配置としやすい傾向があり、実際の運用上はウィンドファームの基数又は規模によって段階的な条件設定を行うことが現実的である。</p> <p>4. 今後の風力発電機の開発動向</p> <p>現在、陸上用風力発電機はローター径70 - 80m、地上高100 - 120m程度の1500kw級風力発電機が主力となっている。</p> <p>一方海上用としてはローター径110m以上の3MW 5MWが主流となっており、いずれも当面の主力機種規模として開発が進められていく可能性が高い。</p> <p>陸上用風車については現在経済性と建設上の制約の点で、これまでのような単機容量拡大は頭打ち傾向にあり、これまで開発されていなかった山岳部における輸送上の制約から、1MW級の風力発電機が中心となるサイトも多くなることが予想される。</p> <p>従い、これまでのように急速な単機容量のさらなる大型化にともなう景観への影響度合の拡大は予想され難しく、1000kw~1500kw級の大型風車に対しても景観への「慣れ」又は「価値観の変化」が得られることで、地域住民からの合意は現状よりも形成されやすくなるものと期待される。</p> <p>5. 風力をはじめとした新エネルギー導入についての基本的な考え方</p> <p>我が国の環境問題、特に温暖化ガスの削減にあたっては、環境税の導入によって国民に経済的な費用負担を求めることが避けられない状況であり、国民全体の負担に対する理解を得ることが重要となりつつあるが、その有力な削減手段の一つである風力発電の導入に伴う費用負担と、導入の結果生じる景観の変化についても十分に理解を求める必要がある。</p> <p>国立国定公園の美しい景観保全がもたらす利益は国民全体の利益を提供するものであるが、主に周辺都道府県ないしは市町村に対して発生するものであることを考えると、景観に関する判断はより地方自治体に権限委譲されるべき内容であり、社会的合意形成のために必要な措置と考えられる。</p> <p>自然公園の周辺に集中的に発生する便益と温暖化ガスの増加がもたらす社会的費用との大きさを考慮すれば、政府がとるべき社会的利益最大化のための選択肢としては、自然公園内への新エネルギー導入の方向性を地方自治体に対して打ち出していくことであろう。</p>
50	<p>自然公園は国民の大切な財産と考えますが、地球規模で将来を考えたとき地球規模の温暖化対策がより重要であると考えます。</p> <p>このことより、風車の一律設置禁止はそういった倫理に沿わないと考える故、規制を緩和し風車を設置できるようにすることを求めます。</p>
51	<p>子供達の地球環境を考えていくと、地球温暖化の問題は避けて通れない問題だと思えます。温暖化を防止するためには、色々方法があるかと思えますが、公園内の風車設置は一つの方法と思っております。</p> <p>国立公園内にも色々な施設があると思えますので、公園内にも風車が設置出来るように考慮をお願いします。</p>
52	<p>1, 自然公園法と諸外国の事例から</p> <p>自然公園法第1条においては、「すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする」とあります。また、第2条2)において国立公園は、「わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境庁長官が10条第1項の規定により、指定するものをいう。」とあります。現在、ヨーロッパを初め風力発電風車先進国では、自然景観を損なうとの理由から、数多くの論議があることは、既に周知のことと思えます。このような、風車先進国の景観問題を無視し、すぐれた景勝地や、そのバッファーである国立公園に風車を建設することは、前記、自然公園法の目的に反すと考えます。強いて言えば、公園内に風車を建設するか否かの検討会を行う自体、本法を主管する環境省の腰の弱さと認識せざるを得ません。法における自然の風景地保護、国民の保健休養及び教化等、何れにも該当しない本事業は、認めるべきではなく、仮に、本検討委員会で、このような案件を受任した場合、今後発生しうる同様な高層建築物や、空間利用施設に対する対応は非常に難しくなります。</p> <p>2, エネルギーに対する政策と企業努力</p>

バイオマス等国のエネルギーに対する政策もわかりませんが、国立公園以外にも、数多くの適地があるはずで。また、昨年から、小風力でも発電可能な垂直軸型風車の開発も盛んに行われていることから、さらに、公園以外の適地はあるはずで。企業努力無しに、採算性のみで貴重な自然や景観を壊すことは避けるべきです。

さらに、エコエネルギー = (イコール)風力発電という、電力企業の安易さが目に付きます。つまり、バイオマスとは何でしょうか、基本は、省エネありきで、多様な自然環境から得るバイオマスの研究開発こそ今まさに必要であり、こうした企業努力が無いままに、エコロジカルではなく、エコノミックな企業倫理で、国の補助金が使われたり、貴重な自然環境が損なわれるのには大きな問題があると思います。

3, 風力発電事業者のおごり風力発電事業者の多くは、「我々はエコロジカルな企業倫理・・・」、「エコロジカルな未来・・・」などと言う広報で、大規模なウィンドファームを次々に建設しています。しかし、ここにある貴重な自然や生き物のも、エコロジカルな一言で、済ませると言う状況が見受けられます。道内の、風車事業では、貴重な鳥類の生息地や、道北の広大な自然景観を無視した事業が数多く、これらは、アセス法や条例に該当しないことをいいことに、安易な環境調査を、動植物に精通しない公益法人が馴れ合いで行っていることも大きな問題です。正当な環境評価すら行われず事業が行われている現状を見る限り、公園内風力発電施設の建設は受任できるものではありません。

4, 風力発電建設規制範囲を国立・国定公園に限定せず、貴重動植物生息域まで拡大する必要性について現在、貴省が中心となり行っている検討会は、公園指定区域のみです。しかし、もっとも優位すべきは、種の保存法における貴重野生動植物と、その生息域の保護・保存と考えます。道内では、自然公園以外のタンチョウ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ、クマタカを始めとする国内貴重種の生息域や、その周辺、そして、オジロ・オオワシの国内最大の渡ルートなどに、大規模ウィンドファームが建設されようとしています。自然景観への要因も重要ですが、生息数が少ないこのような動植物の保護・増殖の観点からも、国立・国定公園に限定せず、貴省主管範囲を網羅した、風車建設に対する意見のとりまとめを望みます。

5, バードストライクについて国内の風力発電施設では、鳥類への影響から、建設を中止、あるいは見合わせた事業がいくつかあります。また、国際的にも、風力発電施設への貴重鳥類の衝突事故は報告されています。さらに、昨年北海道で行われたバードストライクシンポジウムでは、数例の衝突事例が報告されています。このため、環境省、NEDO、事業者等の連帯において、国内のバードストライクの現状について調査することを強く望みます。また建設後のモニタリング調査と、今後の風車事業のあり方を検討する上から、各事業者には、調査・研究に対する発電量に対する一定割合の負担を求めることを望みます。このような、調査・研究費により、既にドイツの一部で運用されている「風力発電建設ポテンシャルマップ」の作成を行うことを強く望みます。(ポテンシャルマップ: 法的規制区域、貴重な自然景観資源、貴重な動植物生息地、渡鳥ルートなど、風車建設位置を事前に規制する図面を作成することにより、事業者は無駄な調査や調整を行わなくて済む)

6, 耐用年数と総事業面積について風力発電施設は、耐用年数が短く、かつ、開発面積が小さいと評価されがちです。しかし、一度開発された施設は耐用年数が過ぎれば、新しい風車が建設されるでしょう。その際の、産業廃棄物の処理の問題はどのように処理するのでしょうか。また、タワー建設に伴う開発面積は小さいと、事業者は説明します。しかし、30mのブレードや20mの支柱を運搬する道路は、既存の林道などでは、規模が小さいことから、おのずと、大規模な運搬路が建設されます。また、タワー等の建設ヤードも橋梁工事に比べ大規模で、総合的に大面積の森林伐採などが見られます。従って、事業規模は支柱建設に伴う改地面積ではなく、工事用道路、仮設ヤード、送電線敷、変電所、管理施設などを総合的に含んだ面積で判断することが必要です。また、ブレードは常に360度回転します。鳥類にとっては、地上面の改変より、影響は大きいはずで。鳥類への影響はブレードが描く円ではなく、球体で判断した影響を考えることが必要であり、この球体面を地上に投影した面積が事業面積と判断するべきと考えます。国内には、ブレードが民有・国有保安林に入りこんでいたり、その他規制区域に入り込んでいたりする事例報告もあります。地上の改変が無ければ良しとする地方行政等の甘い判断なども許しがたい事案ですが、国立・国定公園ではこのようなことの無いように願います。

7, 事業の確実性について昨年から建設されたウィンドファームの経営難から、事業者の再構築や検討会が各方面で行われ始めました。基礎調査や事業規模の妥当性の甘さが、原因と判断しますが、一度改変された、環境は容易に復元できません。従って、長期的な基礎調査と、事業の採算性を十分評価した事業実施を望み

	<p>ます。</p> <p>8 , アセス法対象事業へ 福島県など一部の県では、事業規模によりますが、既に条例アセス対象事業へ移行した都道府県もあります。少なくとも、国立・国定公園への建設を受任する場合や、10基以上のウィンドファームを建設する場合、アセス法対象事業とすることを望みます。</p>
53	<p>風力発電は自然との親和性が高いと皆が言っている中で、風車の設置を認めないということが理解できません。</p>
54	<p>掲題につきまして、小泉内閣メールマガジンを拝見し、掲題の地域や港湾地域に風車が建設される記載され、「国立公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」に期待していました。</p> <p>しかし発表された概要案を拝見すると景観に重点がおかれ、風車群の様な風車の設立は実質困難と了解します。</p> <p>しかしながら、風車は景観ともよくなじみ、風車群の設立が景観にマッチしないという事はないと考えます。一方風車が設置された地域の方からは逆に歓迎すること時々聞いています。</p> <p>つきましては、国立公園国定公園内でも大型風車群が設置出来る様、進めて頂くことを強く望みます。</p>
55	<p>国定公園などに風車が建ててはならないと言う趣旨は理解できるが普通地域において実際にはアンテナや送電鉄塔がたっているところに建ててはならないと言う論理が理解できません。</p> <p>国が反対すれば当然県レベルもそれに従い 日本は風車の建たない国になってしまいます。</p> <p>どうやってCOP3を守るのでしょうか？縦割り行政の典型です。</p>
56	<p>1 . 3章(1)において(p . 2)</p> <p>3 節目「大規模な風力発電施設」とあるが、風力発電施設が効率を求めてどんどん大規模化していることを考えると、現状の小規模の風車の大きさを例としてそれ以上はとの記述をしなければ、制限の記述とならないと考える。</p> <p>2 . 3章(2) において(p . 2)</p> <p>4 節目「このような自然景観への影響を回避・軽減するためには、」とあるが、次の世代へ引き継ぐためには、回避・軽減を行っても自然景観を損なうことは明確で、自然景観をこれ以上損なうものを設置することは、原則避けなければならないと考える。また、「重要な展望地点から遠ざける、重要な興味対象を含む視野から外す」と、その場所へ建設するための道路建設(発表される名目はどうあれ)によって、2重3重に景観が損なわれることが考えられる。原則、自然景観に影響のあるものは建設できない記述にとどめるべきである。</p> <p>5 節目「一方で、人工的改変度が高い地点や、視覚されにくい地点等であって、設置による自然景観への影響が相対的に小さいと認める場合」と条件付けされているが、自然再生推進法などで優先して、人工的改変を自然度高いものにされるべきで、今の人工的改変度によって、建設が容認されてはならないと考えられる。繰り返しになるが、原則建設できない記述にとどめるべきである。</p> <p>3 . 3章(2) において(p . 3)</p> <p>4 節目「影響評価に関する国内における既存のデータが殆どなく、知見の充実が課題」とあるが、1 節目にあるように海外でのバードストライクのことを問題視されている以上、すでに設置されている風力発電施設やそこからの送電線における生きものへの影響調査が、設置主体ではない第三者において、十分に行われることが最優先であると考えられる。それが無い以上どんな環境影響調査を行っても意味がないものになってしまう。現状の施設での影響調査が確立されるまで、建設を行うべきではないと考える。</p> <p>4 . 3章(2) において(p . 3)</p> <p>関連して行われる行為について、既存の風力発電においては、道路を別名目で先行して行われることもあり、厳重に監視しなければならない項目であると考えられる。</p> <p>5 . 3章(3) イにおいて(p . 3)</p> <p>「きめこまやかな管理」が規定される場合に、その下に記述されている「審査基準のポイント」が資料2と記述を合わせていることは分かるが、「著しい」はいかにも大ざっぱな感じを受けるので、削除されるほうがよいと思われる。</p> <p>6 . 3章(3) ウにおいて(p . 4)</p> <p>1 つ目の箇条書きの例に、「あるいは学術研究」とあるが、学術研究であれば、終了時に撤去できるはずであるので、特に例として掲げたい場合は、節を分けてその旨を記述すべきである。また例で示されて</p>

	<p>いるのは、極小規模なものであると考えられ、それを条件として括りだしたほうが分かりやすいと考えられる。記述の対象となっている区域に、商業ベースの風力発電の施設を建設すべきではないと考える。</p> <p>7.3章(3) エにおいて(p.4)</p> <p>普通地区といっても、1章で述べられているように、全国土面積の9%としかない重要な場所であることに変わりなく、2.で述べさせていただいているように、建設を控えるべきで、少なくとも3.で述べさせていただいているように、既存施設の全面的な調査が優先されるべきだと考える。</p> <p>8.3章(3) (p.4)</p> <p>1節目調査の対象に、3章(2) でも記述されているとおり、関連施設についても、事前調査の対象とするむねの記述を追加願います。また、その調査結果を提出はもとより、公開するよう記述を追加ねがいます。</p> <p>3節目「なお、特に大規模な計画については」とあるが、自然景観に重要であるので規模によらず、調査の段階で専門家や地域住民の意見を聴取すべきであるので、この記述は削除願います。</p> <p>9.3章(3) (p.4~5)</p> <p>3章(2) の調査の補完をつねに行うために、設置後は必ず行われなければならないものなので、「風致保護上の必要に応じ、」の記述を削除願います。</p>
57	<p>私は自然エネルギー利用を推進することに賛成ですし、雨水の利用や太陽光発電の利用を、関係する団体で実践しています。また、メタンガスの燃料利用なども興味のあるところで、実践している知人の施設などを見学したりしています。原子力エネルギーに断固反対するスタンスからも、自然エネルギーによる代替エネルギーの普及は急を要するとも思っています。</p> <p>その意味で、風力発電が普及することは悪いことではないと思いますが、今、この自然エネルギーは少し脱線しつつあるように思われてなりません。</p> <p>私の知人は、三重県飯南郡で自然とともにある生活を実践しています。彼らは太陽光発電、小型水力発電、小型風力発電、メタンガス燃料(人糞による)などを組み合わせ、化石燃料に一切頼らない生活を実践しています。時には電力が不足、ロウソクの灯りでの食事などもあります。冷蔵庫、テレビはありません。それでも心豊かに、人間性豊かに生活されています。</p> <p>全てがそのように暮らせとは言いません。</p> <p>しかし、今こそ拡大消費型の生活を改めるべきです。電力も、水も、個人や企業、小さなコミュニティーを単位にしたシステムを考えるべき時代だと思います。風車にはその条件を満たす部分も持っていると思います。</p> <p>しかし、現在の風車事情は首をかしげることばかりです。</p> <p>まず、1)環境破壊を引き起こす可能性が高い。先日、この問題はNHKでも取り上げていた。すでに心ある人たちは、声を大にして訴え始めている。渡り鳥の「わたり」に悪影響があるとか、尾根筋に大きな風車を建設すれば、その地域の植生や、昆虫、小動物などの生息環境を破壊してしまうなど、風車の持つロマンとは裏腹に問題が噴出している。最近では多数台の建設を進めるところもあるようだが、なおさらに自然に対する負荷が大きくなる。特に国立公園や、環境保全目的の地域には絶対建設すべきでない。それらが何のためにあるのかを忘れてはならない。ましてや、観光目的なものもあるやに聴くのは論外である。</p> <p>2)騒音公害現実に回っている風車の近くでは騒音が問題になっている。それを軽減する目的もあって、山頂や(風力が強いという理由もある)住居から離れたところに建設されることが多い。それは、送電コストを引き上げることにもなっている。将来、技術的に解決可能なのかもしれないが、住居域が広がれば必ず起こりえる問題だと思う。また、それを理由に、遠く離れて建設せねばならず、環境破壊が増幅されるだろう。</p> <p>3)景観破壊 アメリカの砂漠の真ん中ならいざ知らず、日本の風景にマッチしているとはとても思えない。景観に関する規制を受けないとも言われており(事実未確認)なし崩しの建設が心配である。ましてや、十数台を並べて異様な光景を作るプロジェクトもあると聞く。村おこし、地域起こしの位置づけで建設されているところも多い。過疎の地域だから景観は問わないとでも言うのだろうか。三重県飯南郡の知人が使っている風車は、風の通り道にひっそりと設置されている。周りの畑とも調和しほほえましくも思う。「大きいものはいいことだ」はもう過去の妄想としたい。シンプルで、小さいものがこれからの主流となってほしい。</p>

	<p>4) コストの大半が助成金でまかなわれていること 確かに助成金は、地域にとって心強い味方ではあるが、導入初期費用に対するものがその殆んどで、コンスタントに未来にわたって必ず必要な維持コストは地域持ちである。いずれ無用の長物としてのさらし者になるのではないだろうか。すでに、まったく稼動しない風車もあると聞き及んでいる。本当に必要なのは、なぜその風車が必要なのかという地域のコンセンサスである。助成金ありきではない。たとえ観光名物だとしても、もっと言えば、風車のプロジェクトを牛耳るのは殆んど、大手商社である。彼らは、原子力発電も、風力発電も、同じ儲けの対象でしかない。彼らに本当の企業倫理はあるのだろうか。</p> <p>5) それでは風力発電はいかにあるべきなのか 風力発電の基本に戻るべきである。もともと個人的な小さい設備や、送電線を引けないところなどのプライベートユースが主体だった日本の風力発電。大きな規模でなく、身の丈にあった設備にすべきである。</p> <p>地域のコンセンサスが絶対条件。 環境団体でも大規模風力発電推進派とそうでない団体に別れ、その振れ幅は大きい。賛成、反対ではなく、どうすればクリーンな自然エネルギーが自然を破壊することなく実現できるかを徹底的に議論し、折衷案ではなく、地域が将来にわたっても納得できる方策を考えるべきである。また、国立公園や、環境保全目的の地域には絶対建設すべきではない。たとえ調和の取れた風車であっても。それらの地域がある意味を忘れてはならない。洋上風力発電なるものも研究されている。風力発電の歴史は(実用化という点で)浅く、まだまだ研究されねばならない。むしろ、自然との調和の取れた開発技術に対する援助が急務ではないか。以上ご意見を申し上げ、建設促進には十分な配慮をお願い申し上げます。</p>
58	<p>小泉総理は「風力発電の設備を、いままでにできなかった国立公園・国定公園や港湾の地域にも作ることができるようにします。」とおっしゃっていたと記憶しておりましたが、今回発表された概要案を読み、がっかり致しました。地球温暖化防止にも寄与するであろう大型風力発電の設置は許可されないようですが、一概に全ての国立・国定公園にあてはまるものではないと考えます。国土の狭い日本において、全ての国立・国定公園内に大型の風力発電所の設置が不可能になれば、今後の日本のクリーンエネルギーはどうなるのでしょうか、グローバルな考え方をすれば、地球温暖化防止に寄与すると言うことは、地球温暖化による生態系の破壊を防止する事につながり、当然のことながら国立・国定公園内の動植物の保全にも寄与するであろうと考えます。もっとグローバルかつ柔軟な考え方で検討する事を望みます。又、このような考え方は私だけでは無いと思います。国民の多くの方もこの様に考えているのではないのでしょうか、国民の総意が反映されるように今後の検討を行なっていただけるよう強く要望いたします。</p>
59	<p>本検討会の議論の方向に疑問を感じております。現在の議論により導き出された考え方では大型の風力発電を設置するのは不可能になると感じます。</p>
60	<p>風車は地球温暖化防止にも役立つと聞いていますので、かかる観点も十分考慮した上でバランスのとれた環境省の方針を決定すべきと考えます。</p>
61	<p>以前、小泉内閣メールマガジンにて国立・国定公園内に風力発電施設を作れるようにするという事が記載されておりましたが、発表された概要案を拝見した所、私には風力発電施設は規制がありすぎてほぼ作る事は不可能と了解しました。</p> <p>景観が悪くなるという人もいれば、その反対で建設された風車と景色がマッチして大変良いと写真を撮影しにくる人もいます。そういう人の意見ももう少し踏まえて再度検討して頂きたいと思います。</p>
62	<p>風力発電は自然との親和性が高いと皆が言っている中で、風車の設置を認めない事の理解ができません。</p>
63	<p>1. まず、根本的な問題として、風力発電がCO2排出削減に役立つのかどうか疑問です。発電設備のみならず付帯する、送電線、変電設備など含めたところで、その建設や設備の維持に必要なエネルギーと比べ、発電によって得られる電力はある程度長期に見て上回るのでしょうか？特に日本の地形や気候は複雑であり、コンスタントな発電が可能かどうか疑問です。</p> <p>2. 景観を著しく損なうことにならないのでしょうか。国立・国定公園は自然が豊かであるというのが前提であり、いかなる人工物もなじまないでしょう。国立・国定公園は少なくとも現状を悪化させることなく、子孫に残していくべき日本の宝であると思います。早急な判断で、国で定めた公園を破壊するような行為は、絶対にやってはいけません。</p> <p>3. 渡り鳥など、野生生物に影響があります。大規模な開発等で、ただでさえ野生生物の生息環境は圧迫されています。その中で国立・国定公園はきちんと国により環境が守られている希少な場所であり、わずかな期間の調査だけで、「影響はわずか・・・」などという結論が出せるものではないでしょう。</p>

64	<p>国として2010年までに風力発電の容量を300万kWまで引き上げる目標を掲げていますが、国立公園・国定公園以外の地域で風況の良いところは既に限られており、今後は風況の悪い地域に風車を建てざるを得ず、電力会社による現状の風力発電の買取価格はとても採算ベースに乗ってこないと予想されます。従って、風力発電所建設のペースが鈍り、目標ラインには到底及ばないことが危惧されます。</p> <p>つきましては、国立公園・国定公園への風車の設置を認めるよう法改正することが望ましいと考えます。しかし、全ての公園地域に設置を認めていけば自然破壊が進むのは明らかであり、風車の設置可能な公園種別を分類するなどの措置を取り、一定の歯止めを掛けることも必要と考えます。</p>
65	<p>1992年、地球サミットの年に気候変動枠組み条約および生物多様性条約が作られた。</p> <p>地球温暖化問題は、地球全体の問題であり、地表及び大気の温度が上昇するだけではなく、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類社会が直面する最も大きな環境問題の一つである。地球温暖化防止対策の一環として、風力発電は、新エネルギーとして積極的に導入を推進していくべきものである。地球温暖化対策推進大綱においても、「新エネルギーがわが国のエネルギー源の一翼を担うことを目指して意欲的に取り組む必要がある」とし風力発電に関しては、2010年までに300万kWという目標を掲げている。</p> <p>一方、生物多様性保全に関する自然公園法の改正が平成14年に行われ、生態系の保全と野生生物の保護の機能を位置づけた。新・生物多様性国家戦略では、『生物多様性の保全にとって、生物をその生息・生育地において保全する生息域内保全はその根幹となるものです。「自然環境保全法」に基づき指定される自然環境保全地域や「自然公園法」に基づき指定される国立・国定公園等は、自然環境の保全等を直接的に目的とする保護地域制度であり、我が国における生物多様性保全施策の骨格をなすものと言えます。』としている。</p> <p>現在の自然公園法は、我が国のすぐれた自然風景地の「保護」と「利用」の役目と同時に、多様な生物相を保全する新たな役割が求められている。</p> <p>1 日本の自然景観と国立・国定公園の役割</p> <p>「1 日本の自然景観と国立・国定公園の役割」の前に、前記したような背景や基本的考え方を総括しておくべきである。</p> <p>(1)日本の自然景観の特質、について</p> <p>国立公園には、阿寒、大雪山、中部山岳などの原始的な自然の風景地の保護を重点としたものと、日光、富士箱根伊豆、瀬戸内海、雲仙天草などの既存の観光地を取り込んだものと、二つのタイプに分けられ、二つも異なっていることから、自然景観の特質についても二つの側面から既述すべきである。</p> <p>平成14年の法改正で風景保護の施策の中に、生物の多様性の確保に資するものが含まれ生物の多様性の確保について、法律上明確に位置づけられたことから、生物多様性確保という観点から日本の自然景観の特質を明記しておく必要がある。</p> <p>(2)国立・国定公園の役割とその保護管理、について</p> <p>1) 我が国の生物多様性を保全する観点から、「・・・国土全体の生物多様性の屋台骨として機能」の部分には、「・・・国土全体の生物多様性を確保する重要な生息域内保全地域として機能」と修正すべきである。従って、特別保護地区、海中公園地区、第一種から第三種特別地域、普通地域についても、国際的な視点に立って生物多様性を保全・管理する為にどうあるべきか明記すべきである。</p> <p>2) 日本の国立・国定公園は、国土の9%しかない。そのうち建築物・構造物等を「不可」としているのは、特別保護地区と第1種特別地域のみであり、これは国立・国定公園の12%に過ぎない。つまり、保護されているのは、国土の2%にすぎず、これも「公益性、必然性が認められる場合を除く」、と例外措置が設けられている。残りの第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域では、農林漁業活動が容認されている。その観点からは、国立・国定公園における開発行為は、十分な事前の環境影響評価、地元住民を含めたすべての利害関係者との協議を前提とするべきである。</p> <p>2 風力発電施設の特性及び環境保全上の意義</p> <p>3番目のパラグラフは、以下のように書き換えるべきである。</p> <p>「風力発電は、自然の資源である風を使って、発電するので、化石燃料による発電のように、CO₂やその他の温室効果ガスを排出せず、その分のCO₂排出削減ができる。また、原子力発電のように、放射能も排出しないうえ、放射性廃棄物を生み出さない。地球温暖化・大気汚染を防ぎ、温暖化・大気汚染による生態系</p>

全体に及ぼす影響を緩和できる、環境上きわめて優れたエネルギー源と言える。」

5番目のパラグラフは、以下のように書き換えるべきである。

「一方で、施設の立地、設置および運用に伴う景観や植生・野生生物等をはじめとした周辺環境への影響を詳細に調査・認識し、保全対象や保全水準に応じた十分な検討および対策を講じることが不可欠である。」

3 国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る基本的方針

(1) 国立・国定公園内における風力発電施設の立地の必然性及び公益性の考え方

2番目パラグラフ「・・・風力発電施設の立地、建設の可能性や」の後に「それを阻んでいる要素の分析、問題解決を行い、もって」と入れ、その次の文章では「国立・国定公園外での代替地」の後に、「や問題解決法」を入れる。

日本の風力発電は、1998年より始まった国の新エネルギー導入促進対策補助制度と、電力会社が同年より設定した、いわゆる事業者用風力購入メニュー(17年間にわたり、固定価格での買取)により、爆発的に増大したが、その発展は今、大きな壁にぶつかっている。一つには系統容量の制約がある。特に北海道では、風況が風力発電に向いており、そのため風力発電の建設は目覚しく行われている。しかし、北海道という狭い範囲での系統しかない北海道電力では、不安定電源である風力発電からの発電が系統に入ってくることは系統全体の周波数に影響を与える恐れがあり、今では25万kWを上限に、入札制に切り替えている。これは北海道に限られた問題ではなく、東北電力その他でも同様である。こうした問題を解決するには、周波数変動等の抑制や系統安定化の増強対策が必要であるが、事業者のみでは解決できない。また、もう一つの問題として、価格の問題がある。電力会社は風力発電電力を購入するにあたり、事業者用購入メニューを決めたが、この価格では、大幅な赤字を抱える。その風力発電が増えることは、電力会社にとっては大きな負担となるのである。つまり、風力発電を阻んでいる問題は、国立・国定公園への設置制約というより、もっと根本的なところにあるのである。こうした問題解決には、国の政策と支援が欠かせない。

(2) 風力発電施設が国立・国定公園内の自然景観・野生生物等に及ぼす影響と対策の自然景観について

「概要案」では、国立・国定公園が「日本を代表する、優れた自然の風景地に付いて区域を指定」していることをあげ、風車を景観の問題にしているが、風力発電は単なる景観問題とは言いがたい。というのも、風力発電を単なる構造物、工作物と考えれば、自然の景観の中では人工物に過ぎず、これは醜い。しかし風力発電が、地球温暖化を防ぎ、ひいては森林を含めた自然生態系全体の保全に貢献することを考えれば、それは自然の中であって、景観とマッチするというように考えられる。また、風力発電が存在することにより、日本が国家として、地球温暖化を防止し、環境を保全する理念を持っていることを示すことができる、とも考えられるのだ。しかし国立・国定公園に立地することはまた別問題であり、国立・国定公園のあり方そのものが問われる問題である。

の野生生物について

(2)のタイトルでは、「野生生物等に及ぼす影響」ではなく、「生態系等に及ぼす影響」または、「生物多様性等に及ぼす影響」と修正すべきである。理由は、冒頭明記した通りである。従って、「野生生物」の前に「生態系」または「生物多様性」の項目を設け、生物多様性保全の観点から考え方を明記すべきである。そのようにすれば、「野生生物」だけではなく「植生」も考慮に入れていることが明確になる。

4パラグラフは、「・・・既存のデータ」以降を、下記のように書き換える。

・・・既存のデータがほとんどないので、影響評価に相当する調査の知見の収集・蓄積が喫緊の課題である。」
その他について

「その他」のところに「風力発電施設の計画または設置に関連して行われる行為(道路、送電線、変電所の設置等)」と明記されているが特に「送電線」については、地下に埋没されているケースも多く、希少植物や土壌動物、地質に大きな影響を与える可能性があるため、「生態系」または「生物多様性」の項目の中に土地改変による影響について既述すべきである。

「・・・についても合わせて検討することが不可欠」の部分は、「・・・についても同様に、環境影響評価に相当する環境影響調査を行うことが不可欠」とする。

(3) 国立・国定公園内における風力発電施設に係る審査基準の考え方

「審査基準の考え方」の直ぐしたに4点、ポイントが明記されているが「生態系」または「生物多様性」の保全という視点についても明記しておく必要がある。

	<p>自然的・社会的類型ごとの取扱いに係る事項</p> <p>ア 立地から除外すべき地域として「特別保護地区、海中公園地区、第1種特別地域、植生の復元が困難な地域、野生生物の生息地・生育地として重要な地域（例：渡り鳥の重要な渡来地・中継地や希少な野生生物の繁殖地）」とされているが、第2種特別地域や第3種特別地域についても生物多様性保全の観点から同様に希少な野生生物の生息・生育地が存在すると思われるので、その点、検討すべきである。</p> <p>【審査基準のポイント】について</p> <p>「野生生物への影響の回避」を「生態系および生物多様性への影響の回避」とする。</p> <p>ウとエについて</p> <p>特別地域と普通地域、いずれも風力発電を許可する場合には、詳細な環境影響調査を行うものとし、それには地域地元住民を含めたすべての利害関係者と協議することも含む。</p> <p>事前の環境調査の実施</p> <p>第2パラグラフは、以下のように書き直す。</p> <p>「現在環境アセスメントにおいて利用されている調査手法等をベースにした、これと同等の、当該行為の場所およびその周辺の生態系および生物多様性、その他の風致景観の状況や特質、風致景観に及ぼす影響の予測、および軽減措置、代替手法の比較等について十分な調査を実施。」</p> <p>第3パラグラフ</p> <p>「大規模な計画」とあるが、何を以て「大規模」というのか不明瞭である。むしろ、大規模に関わらず、すべての規模の計画について、「事前の環境調査の段階において各分野の専門家や地域住民の意見を聴取し、これを審査の結果に反映させ、参考とすることを検討する」べきである。</p> <p>設置後における環境モニタリングの実施</p> <p>「風致保護上の必要に応じ」とあるが、「風力発電設の許可は、すべての場合において、事後の環境モニタリングの実施を許可条件として義務付ける」べきである。</p>
66	<p>環境省主催の検討会につき、疑問に思った事があります。それは、景観を害するという理由で、国立公園内の風力発電施設設置に関し、消極的という事です。本当に、風力発電施設は、景観を害するのでしょうか？私は違う考えを持っています。</p> <p>すなわち、「21世紀型の国立公園は、風力発電施設と調和して然るべきであり、むしろ、景観・イメージを良くする。」という事です。是非ともご一考願ひ、積極的に、国立公園内設置に前向きに取り組んで下さい。</p>
67	<p>クリーンエネルギーとしての風力発電施設誘致が国立国定公園によって阻まれる、全く納得いかない事です。温暖化防止・CO2削減の一翼を担う風力発電施設設置の為規制緩和を。</p>
68	<p>私は、60歳の老人ですが、次世代の子や孫に、地球温暖化の弊害を、及ばせない方法の速やかな実施を図らねば、京都議定書で世界に約束をしたCO2の削減計画の達成はもとより、温暖化が進行中の地球が傷の小さい間に、抜本的な施策の実施により、現状の自然の維持とさらに原状回復への方向転換へ誘導するためにも、自然エネルギーの利用促進をもっと図るべく、自然公園の開放に取り組むべきと考えます。</p> <p>小泉総理大臣のメールマガジンでは、「風力発電の設備を、今まで出来なかった国立・国定公園内や、港湾地域にも設置が可能になるようにします」とあります。</p> <p>内閣方針と環境省の案が不一致なのは、理解に苦しむところであります。</p>
69	<p>環境省は、風車の親和性について国民からのアンケートを実施したのでしょうか？実施しないで、一方的に親和性を認めないで、風車を締め出すという方針の決定は一国民として理解できません。</p>
70	<p>概要案を見させていただくと、風力発電設備が自然景観に大きな影響を与えるということで風車の設置を出来なくするような「考え方」になっていると感じます。</p>
71	<p>風車は風が強い場所に立てるべきで、その場所が国立公園や国定公園だったとしても一律却下するのはおかしい。</p> <p>現地を確認して、個別に判断するべきだ。</p>
72	<p>風力発電は風景ともよくなじみ地域の皆さんも歓迎している状況ですので大型の風車やウィンドファームが国立・国定公園内でも設置できるよう門戸を開放頂くことを強く望みます。</p>
73	<p>1「3 国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る基本的方針」に関して、(1)の2つめの「・」において、「他の工作物と比較して、国立・国定公園内における立地の必然性が特別に認められるものと判</p>

	<p>断するのは困難。」としているのは妥当な判断であり、支持します。この方針に基づき、今後、より具体的な検討を進めていくべきです。</p> <p>2 3(2)の「自然景観」における景観の考え方を基本的に支持します。国立・国定公園は、すぐれた自然景観を有する地域であり、人工構造物の設置は景観の阻害要因です。とりたてて景観資源の無い土地においては、風力発電施設の建設が新たな景観資源となる可能性はありますが、数少ないすぐれた自然景観を有する国立・国定公園において、景観資源の無い土地と同じ考え方をしてはならないと考えます。</p> <p>3 3(2)の「野生生物」の5つめの「・」において、「調査研究の推進が重要。」とありますが、調査研究の推進にとどめず、「調査研究により得られた知見に基づき、審査基準の強化を検討する」ことを明記すべきです。</p> <p>4 3(3)において、審査基準の考え方が示されていますが、この中で、景観面への影響の観点では「他の工作物と同様に影響があり、他の工作物よりも審査基準を緩和すべきではないこと」と、野生生物への影響の観点では「羽が回転することなどから新たな影響が考えられ、他の工作物よりも審査基準を強化すべきであること」を明記すべきです。</p>
74	<p>基本的には、自然エネルギー、とりわけ急速に普及拡大している風力発電を中心に、自然公園内でも設置できるようにすべきだと考えています。</p> <p>理由ですが、稚拙な答え方も知れませんが、今、日本が「自然公園内に設置は出来ません。」と言ってしまったら、とても京都議定書で取り交わした約束を果たす事が出来ないと思いますし、先進国としてのリーダーシップも問われると感じるからです。</p> <p>ただ、逆に一気に、尚且つ全面的に規制を解除することも、やはり景観を損ねたり、生態系に影響を及ぼす可能性もあるかと思えます。</p> <p>従って、何事もそうですが、バランスが大切だと思います。そのバランス=基準については、十人十色でベストな答えを集約させることは、非常に難しい、変な言い方をすればグレーな部分かもしれませんが、間違いなく言えることは、日本という国が、自然エネルギーの普及、環境への負荷低減、等々について積極的に動き出す必要があるかと思えます。</p> <p>最後にもう一度結論になりますが、「なるべく前向きに、また積極的に、ただ一部を除いて自然公園内でも風力発電設備を設置できる」環境を作って頂きたいと考えます。それが、日本にとって、日本国民の未来にとって必要だと考えています。</p>
75	<p>< 該当箇所 > 資料2中の注1) 資料4中の1(1) < 意見内容 > 「なお、学術研究など公益上必要・・・」となっていますが、判断にあたっては、どのような方々が公益性を判断するのか、一般市民の代表としてはNPOに属するような方々の意見を取り入れるのか、それとも設置の際には広く市民に対する説明会を実施するのか方針を知りたいと思いました。</p> <p>「風景」や「景観」とは・・・」となっていますが、周辺環境を考慮した場合既存の施設に改良を加えて、風力発電施設とすることが出来るのか、素人の稚拙な意見で大変申し訳ないのですが、たとえば、灯台を改良して風力発電の能力を持たせたり、ビルの谷間の風を利用して風力発電を行っていくといったような類の開発を行っていくのか知りたいと思いました。</p> <p>< 理由 > 研究の内容が住民に対して必要なものであるのかどうか。仮に、私が設置場所に住む住民ならば、知りたい事であるので。</p> <p>施設を新設するよりも既存の施設を有効的に利用したほうが、コスト的にも安く、市民の税金負担も軽く、周辺環境に対する負荷も最低限に抑えられるのではないのかという素人的な考えから。</p>
76	<p>風力発電については、地球温暖化問題やさまざまな環境問題に対するひとつの対応策として推進して欲しいと思っています。</p> <p>国立公園への設置については、 バードストライク・鳥の営巣地について 設置後の影響が大きいことを考えると何らかの規制による対策が必要と感じます。</p>

	<p>景観について</p> <p>これについては、見る人それぞれの価値観の問題ですが、深刻度はバードストライクより低いと考えます。(直接的な被害は少ない)いずれも問題点があるとは思いますが、風力発電については、他の発電と比べ、撤去が容易という点が挙げられます。</p> <p>「もし、問題が深刻であれば、撤去すればいい」そう考えることはできないでしょうか。</p> <p>バードストライクが深刻な影響がでるとなった場合、撤去して現状復帰するという事が、風力発電では十分可能と考えます。撤去した風車も、他のサイトで再利用可能だと思います。</p> <p>デンマークでは、景観や鳥の問題ではないのですが、小さい風力発電機を大きな風力発電にリプレイスするため、風車の撤去という事業が既に起きています。</p> <p>まず、風力発電を推進し、その中で問題点を抽出し、改善を行っていくという進め方もあるのでは無いかと思います。</p>
77	<p>内閣のメールマガジン「らおいはーと」でも、小泉首相のメッセージとして、「風力発電の設備を、いままでできなかった国立公園、国定公園や港湾の地域にもつくることができるようにします」とありました。この検討会での環境省の対応は、内閣方針を無視したと受け止めてよしいのでしょうか？</p> <p>国家の重要な資源を司る機関でありながら、この対応は理解に苦しみます。そもそもこの検討会は、さきの京都議定書の日本側の約束を踏まえ、自然エネルギーと我々との共生を考えるものであるはずです。でしたら、広く意見を求め、十分な議論を尽くし、その結果を踏まえて審査基準を打ちたてるべきではないでしょうか。</p> <p>我々の納得のいく、本当に地球の未来に繋がる解答をお伺いしたいと思います。</p>
78	<p>三重県内では自然公園内に風車を建設することが許可されており他の地域では建設が許可されないのはおかしい。</p> <p>自然公園の普通地域では風車建設が許可されるべきだと考えます。</p>
79	<p>環境省としての公園地域への風車設置を制限する方針には基本的には理解できます。しかし、一方では山稜線を分断する位置に公共のアンテナや送電鉄塔などの設備が設置されているのが現状であり、一律に風車建設を制限するのは如何なものかと考えます。</p> <p>風車建設でも環境アセスを行うなどの配慮をすれば建設の許可を与えるなどの措置を取るべきではないでしょうか。</p>
80	<p>いまや、自然エネルギーと環境の共生は、さきの京都議定書での通り世界的な「約束」と考えるべきではないでしょうか。環境省は、こういった考えをより多くの人々に伝えるべく、活動するべきだと私は考えます。</p> <p>自然公園を利用することは日本人の環境への意識を大きく変える事でしょう。内閣のメールマガジンでも、自然公園法による規制緩和を認めているのに、なぜ頑なに拒まれるのでしょうか。理解に苦しみます。</p> <p>日本の、地球の未来を真剣に考える者に、納得できるご返答を頂きたいと思えます。</p>
81	<p>最近、自然にやさしい発電として各地で、風力発電の建設が行われている。</p> <p>しかし、国立・国定公園は景観的にも、自然度が優れているために指定された場所である。そこには貴重な動植物も生息・生育している。私の地区には阿蘇が国立公園となっている。世界一のカルデラ、そこに広がっている草原。阿蘇特有の動植物が見られます。</p> <p>風車を建設するための作業道、風車をつなぐケーブルと草原は大きなダメージを受けます。阿蘇の草原は野焼き、採草と人為的に造られてきた半自然です。そこに風力発電が建設されると野焼きは必然的に出来なくなります。阿蘇の草原は消滅し、そこに生存していた動植物も消えます。また、景観的にも100メートルある人工物が10本、20本と建つ光景は国立・国定公園には不釣り合いです。</p> <p>風力発電そのものには賛成ですが、国立・国定公園での建設は反対です。</p>
82	<p>【意見要旨】</p> <p>自然景観に与える影響が大きいことから、自然公園内における風力発電施設の設置許可に当たっては慎重に判断するとともに、特認地域に限る等の対応策を講じられたい。</p> <p>鳥類への影響が危惧されることから、設置申請に当たっては環境アセスメントを義務づけ、バードストライク等が発生しないよう留意されたい。</p> <p>【補足説明】</p>

	<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型の風力発電施設は、すぐれた自然景観にはなじまないものである。従って、すぐれた風景地を保護するとともに適正な利用を目的として指定された自然公園内においては、原則として認めがたい工作物として位置付けるべきである。 ・仮に、すぐれた風景に与える影響が少ない場合であっても、しっかりしたシュミレーションを行った上で、特認地域等を定め限定的な許可を行う等の対応を行うべきである。 ・自然公園地内は、地価が低いことや人家が少ないことなどから、風力発電の候補地とされることが多い。クリーンエネルギーの利活用については意義のないところであるが、すぐれた風景地を保護するといった目的で法の網がかぶせられ、その結果として前述の立地条件が整っていることを忘れてはならない。 <p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型風力発電施設の鳥類への障害は、飛翔している鳥類への直接的な影響のほか、繁殖への影響、休息場・餌場への影響など間接的な障害が考えられる。 ・バードストライクについては、EU 風力発電協議会の報告書等から、その影響が危惧される。 ・オランダにおける調査では、18基の風車がある場所で1日1羽が事故死していることが分かっている。また、デンマークにおける研究では、1年間に衝突死する野鳥の数は最も高い場合風車1基当たり6～7羽という数値が出されている。さらに、米国カリフォルニア州オルモントパスにあるウインドファームでは、年間25羽のイヌワシがプロペラや送電線に衝突死しているといった報告もある。 ・このようなことから、風力発電施設の設置許可に当たっては、環境アセスメントを義務づけ、十分な現況調査と予測及び対策を講じていくことが必要と考えられる。 ・一方、バードストライク等に関する調査研究は緒についたばかりであり、わが国においても環境省が中心となって早急に推進していく必要がある。
83	<p>「結論」 風力発電の健全な育成発展を願う観点から、2010年までの国立・国定公園内への設置を許可することに反対します。</p> <p>「理由」 風力発電の導入目標は2010年までに300万kwとされ、洋上、国立公園等は含まれないとされる。一方、NEDOなどの事業で賦存量推定がなされていることから、計画時点で一定の評価がされていると考えるのが自然である。従って、まず国立・国定公園をのぞく計画時の区域において、設置箇所を明らかにし、2010年時点での風力発電の規模、絵姿を具体的に示す必要があると考える。</p> <p>それにより、ある具体的条件が与えられることになるから、景観、自然環境への影響評価がより精度良く行えるはずである。また、あるステップを踏み、例えば5年程度毎の観測評価を行うことで不可逆的な判断の間違いも最小限に止めることができよう。</p> <p>そうした考えに基づけば、現時点での議論を読む限りあまりに不明確な要素が多く、拙速な判断をすることは避けて欲しい。目標に向けたあらゆる努力を傾注し、他に変わるべき適地が無いことが明らかになれば国民の理解も得られるかもしれない。</p> <p>洋上展開の話なども経済性がからむといった複雑な議論が当事者からされており、我が国の2010年度目標に向けた全体ビジョンすら明確に示されていない。これでは国民は納得できない。</p> <p>そもそも欧州並み経済性が一向に達成できない現状では、我が国の発展はあまり期待できないと見る向きもある。実はこの事が最も重要であるが、補助金の存在が健全な競争力の向上を阻害しているとも捉えられるのではないか。</p> <p>デンマーク等の状況を参考にするというスタンスはやめ、我が国はこうしようという能動的主体的議論を望む。議論の中にも垣間見られるが、地方自治体が理念無きといえるような導入をしたり、国立国定公園内設置の話が出たところから、私の周囲でも我が国の風力発電に関して懐疑的なイメージを持つものは明らかに多くなっていると思う。評価に、景観、自然保護問題だけでなく、本来、国民の多くが風力発電に期待しているはずである地球温暖化、再生可能エネルギー問題に真摯に取り組んでいる事業であるかという判断を加えて欲しい。ともすれば、当初の趣旨よりも町おこしなどに主眼をおいた単なるモニュメントとなっているものもあるように思う。発電装置の製造から撤去までのライフサイクルアセスメントをエネルギー面と環境の両面から行うことができれば、環境効果は定量的に明らかにできるはずであり、一定の基準も設けられるはずである。</p> <p>環境省が、本来の導入目的である環境効果に主眼を置き、経済産業省がエネルギー問題に主眼を置いて発</p>

	電量評価による補助事業の選別を行えば、理念無き風車は減り、健全な発展へと進むのではないかと考えます。
84	<p>近年の地球温暖化による影響は、生態系のみならず深刻な状況が危惧されている。そんな中、新エネルギーとして風力発電施設の建設が日本国内でも急速に進められるようになり、クリーンなエネルギーというイメージのもと、国民にもその存在が浸透しつつある。</p> <p>しかし、世界の風力発電先進国と比べれば、日本はまだまだ発展途上の段階にあり、環境に対する影響への評価基準もなければ、その評価基準を設定するための基礎資料もない。風力発電施設が及ぼした可能性のある影響についての情報も限りなく少なく、海外の事例や論文資料等に頼らざるを得ない状況下での検討作業は、慎重に慎重を重ねて行う必要がある。国立・国定公園内での風力発電施設の設置許可の判断は、現時点では時期尚早であり、情報収集、調査研究の実施が急務であることを踏まえて、以下の通り意見を述べさせていただきます。</p> <p>1．現在、日本国内における風力発電用風車による野生生物への影響に関する調査、研究は皆無に等しい。特に、夜間の渡り鳥の行動やバードストライクのメカニズム、低周波による環境への影響などの把握は、個人レベルでの活動では様々な面で限度があり、専門機関による化学的で長期的な調査研究が国内で早急に開始されることが急務であり、その結果を踏まえた上で、より有効な調査方法を確立し、評価基準が設定されることが望ましい。(専門の調査研究機関を設立し、夜間の渡り鳥の行動研究については、レーダー鳥学が取り入れられることを強く要望する)</p> <p>2．現在すでに設置されている国内の風力発電施設において、徹底した情報収集、長期モニタリングを行い、状況の把握に努めていただきたい。</p> <p>3．上記で述べた、専門機関による調査研究及び情報収集、長期モニタリングなどにより、国内における風力発電施設の影響の実態把握に進歩が見受けられるまでは、様々な判断を時期尚早ととらえ、慎重な検討作業を重ねるにとどめるべきである。</p> <p>4．風車の大型化が進む中、景観問題も重要な検討課題である。高さ100mにも及ぶ構造物は、想像以上に景観を改変させてしまうものである。一度建設してしまえば、簡単に撤去することも困難となる。国立・国定公園内における許可基準の緩和などに関しては、国立・国定公園を国民の共通の財産として日本を代表する自然の風景地を将来にわたって適切に保護管理する機関として、容認ありきの検討ではなく確固たる姿勢で取り組んでいただきたい。</p>
85	<p>以下の理由から、規制緩和に積極的に対応すべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園の特別地域における開発について、禁止することはやむを得ないことだと思います。富士山の稜線に沿って風車が並んでいる光景は異様です。 ・普通地域において、風車の建設に対しては、寛容になるべきであると思います。「国立・国定公園への風力発電導入の拡大」は内閣の方針でもあり、また、橋脚は許され、風車が許されないという認識が理解しかねます。橋脚は必要で、風車は不必要？でしょうか。 ・野生動物のアセスメントは重要ですが、景観に対する認識は改める必要があり、自然保護の観点で景観を重んじたがために、地球環境の悪化を招いてしまった(ひいては取り返しのつかないことになってしまった)という本末転倒は避けるべきだと思います。 ・稜線はダメで、谷はOK、では、おそらく谷には風がふいていないので意味が無いのではないのでしょうか。 ・主観になりますが、自然の中に立地する白い風車は色彩的に美しく、人類が目指すべき新しい方向性として、誇るべき姿であると思います。(もちろん、あくまで所謂”景勝地”は除いての話です。)
86	<p>検討内容について拝見させて頂きましたが、風車は自然に調和しないものと決め付けているような気がします。確かに国立公園に風車が乱立する姿は自然と調和しているとは思えませんが、一列に並んだ風車は、自然エネルギーの象徴として、風景にマッチするように思われます。</p> <p>自然保護も重要ですが、持続可能なシステムが構築できなければ、結局自然保護にはなりません。風車はまばらに設置するものなので、大規模な開発にはならないし、その気になれば使い終わった後に撤去することもできます。立てる場所は選ぶべきだと思いますが、景観については柔軟な対応ができるのではないのでしょうか。</p> <p>許認可の権限は行政に一任するので無く、住民投票もしくは住民の一定数以上の反対意見が集まらないこと等、地域住民が関与できる形が望ましいと思います。</p>

87	<p>風力発電は、今現在地上に降り注いでいる太陽エネルギーが源である風を利用してエネルギーを得るもので、植物が太古に太陽エネルギーを利用して大気中から除去し地中に蓄えられていた石炭や石油のような化石燃料を燃焼させる事による二酸化炭素の発生や、原子核分裂エネルギーを利用する原子力発電のように放射性廃棄物の発生を惹起しないので、「環境に優しい」エネルギー源であると見なされている。従って、環境を重視する観点から風力発電を推し進めるに当たっては、「環境に対するインパクトが小さい『手段』として利用」という立場を明確にする必要があり、決して、「風車の設置が『目的』」となってはならない。</p> <p>さて、一般に自然エネルギーは面積当たりのエネルギーが薄く、その変動が大きいと言われているが、風力発電ではどの程度の面積が必要となるのか概算してみる。風車を複数設置する場合、風車間の干渉をさけるために、風車ローター直径を単位として、風向に対して垂直方向で3程度、風向方向では5-10程度離して設置することが推奨されている。つまり、ローター直径を D m とすると1基当たり少なめな見積もりで $20D^2$ m² 程度の面積を必要とする。風車以外の風に対する妨害物が存在する場合も干渉が起こるが、風車同士よりは離さなくても良いようであるが、この程度の面積は付帯設備用としても必要である可能性がある。また、逆にこのくらいは、風車設置によって、風況が変わる範囲でもあり、生態系に対する影響も考えられる。</p> <p>風車もスケールメリットのある構造物で、大きいほど単位発電量当たりのコストは下がるとされており、ここ数年で開発されるであろう最高定格出力 5000 kW 級の風車では、ローター直径は 120 m 程度（ローター中心の高度は 80-100 m 程度、ローター下端は地上 20-40 m 程度）とされているので、$20 \times 120 \text{ m} \times 120 \text{ m} = 288000 \text{ m}^2$、つまり 5000 kW 風車 1 台当たり約 0.3 k m^2 の面積が必要となる。</p> <p>一方、風車の稼働効率（定格出力と年平均実出力の割合）は、風況に依るが、陸上で起伏が激しく風の変動の大きいところでは2割以下、風の安定している洋上などでも3割程度とされている。従って、5000 kW の大型風車 1 台で 1 年間に実際に発電できる電力は、</p> $5000 \text{ kW} \times (0.2-0.3) \times 24 \text{ (時/日)} \times 365 \text{ (日/年)} = 9-13 \times 10^6 \text{ kW 時/年}$ <p>と計算される。</p> <p>ところで、我が国の総発電量は確定値が公表されている最新年度である 2000 年度においては、940×10^9 kW 時/年であり、5000 kW の風車 1 台が産生する電力は、この総発電量の 0.001%強となる。発電量の 1%程度を風力発電で賄うとすると、1000 台の 5000 kW 風車が必要であり、300 k m^2 ほどの土地が必要となる。</p> <p>国立・国定公園の面積が国土面積 37 万 k m^2 の 9%（野鳥の会資料）とすると、300 k m^2 はその 1%程度となる。工事・メンテナンス用取付道路、送電用鉄塔等に必要な面積をどのくらいと踏むかによるが、これらを殆ど無視したとして、現在の化石燃料燃焼や原子力発電による電力の 1%削減を、省エネ等の消費削減で実現するのか？あるいは、消費は削減せずに自然環境の保全を担っている国立・国定公園の 1%を切り売りして設置される風力発電により穴埋めするのか？</p> <p>「何故風力エネルギーを利用しようとするのか？」の本質に立ち戻って考えてみれば、その答えは明かであろう。環境を重視する観点からは、風車は「利用する手段」なのであって「設置する目的」にしてはならないのである。国立・国定公園内に風車を設置するに当たって、「特段に規制を緩和」する必要性は認められない。</p> <p>なお、運転時には殆ど二酸化炭素を排出しないとされる原子力発電が全発電量の約 1/3 を占めることから、上記試算は風力発電の二酸化炭素削減効果を過小評価しているとの指摘があり得る。その点に関しては、電力だけで考えれば確かに約 66%を占める化石燃料を削減できることから $0.01/0.66=0.015$ であり、化石燃料使用量を 1.5%削減できる可能性がある。つまり5割ほど削減効果を大きく見積もる必要がある。しかし、また、総エネルギー供給ベースで考慮すると、総エネルギー供給に対する電力の割合が約 1/3 であることから、総エネルギーベースでは、二酸化炭素削減量は $0.01 \times 0.33=0.0033$ となり、削減量は 0.33%と効果を小さく見積もる必要がある。</p> <p>計算の粗さからいって、国立・国定公園の面積の約 1%となる 300 km^2 の設置面積を必要とする 1000 台の 5000 kW 級風車の導入が、オーダーとして 1%程度の二酸化炭素排出削減に繋がるとする試算は大筋で妥当なものといえよう。</p>
88	<p>現状の内容では実質的に今までと変わっておらず、よほどの理由がない限り事実上風車を自然公園内に建てることはできないのではないのでしょうか？自然公園内に風車の設置をさせるつもりがないように感じられます。</p>

	<p>地球温暖化の抑制は世界的に急務の課題です。景観、希少動植物の保護よりも何よりも優先させなければならぬ問題であります。景観や希少動植物を守っている間に、もっと重要なものが失われていってしまうのですから。</p> <p>とはいえ無制限に自然公園内への立地を認めると言っているわけではありません。</p> <p>推進派の委員の方々にも、そのようなことを考えておられる方はいらっしゃらないと思います。</p> <p>現在のように、風車を自然公園内に立地させると、どのような問題が起こるかばかりを議論するのではなく、自然公園内に風車を数多く立地させるためにはどうしたら良いかという観点から議論をすすめていただきたい。問題点だけを議論すれば、やっぱり風車はやめた方が良いとなることは自明です。それなら議論する必要はありません。各委員の方も環境省の方も、もっとこの問題を大きな目でとらえ、地球温暖化の問題を再認識すべきではないでしょうか？口で地球温暖化と言っても実際には人ごとと考えておられるような気がしてなりません。この検討会は、世界の中の日本として極めて重要なものであると思います。</p> <p>上記のような意味でこの議論の視点を変えて問題の本質を認識し、もっと前向きな内容に再構築していただくことを望みます。</p>
89	<p>実際に運用してゆくなかでどのような取扱いになるのかは良く判らないが、本件については個別の判断が必要なものではないだろうか？</p> <p>明確な数値基準があるにこしたことはないが、見る位置・角度・季節・見る人・・・様々な要因で印象は変わるものであろうと思う。</p> <p>風力発電も公園も同じ環境を一所懸命考えている人々のそれぞれの答えであると思うし、それは画一的な答えだけでは結論がでない性質のものであるのではないだろうか？</p> <p>ただ、風力発電事業者にも環境を語る上ではそれ相応の覚悟が必要であることは言うまでもないし、現在でもその意思は各事業者が持っているのではないかと確信している。</p> <p>環境省におかれては、選定基準・経緯等を明確にすることを徹底され、各事業者からの申請・届出を真摯に受け止める姿勢が必要なのではないか。</p> <p>中でも地元の声は重要であると考え、そこに住んでいる人々が「必要だ。」と思えば、前向きな検討に値する十分な要件になるのではないかと思う。</p> <p>当然、世界に知れたビューポイントに建設するのは避けるべきであり、個別の審査が要求されると思う。</p>
90	<p>再生可能エネルギーに対しての社会トレンドは追い風で、それに乗って行政、環境団体、NPO が相次いで風力発電に参入する傾向にある。しかしそれらの本質は環境パフォーマンスと補助金目当てが見え隠れする。もっと冷静に客観的に再生可能エネルギーの現実を知ることが必要だろう。非再生可能エネルギー86.4%、再生可能エネルギーは13.6%、このうち水力6.6パーセント、伝統的燃料6.4%とダントツに多く、残り0.6パーセントに過ぎない。その0.6%のうち0.04%が風力エネルギーで、地熱0.12%の3分の1しか満たさないのである(ビョルン・ロンボルグ「環境危機をあおってはいけない」より)。</p> <p>だからこそ風力エネルギーを増やさなければならないという意見になるのだが、狭い面積の日本では風力条件の良い地域、場所に発電施設が集中し、そこでは過去水力発電で犯した事と同様、自然環境に過度のストレスを与えることになるだろう。もちろん自然景観は様変わりする事は言うまでも無い。そして、そこで得られる風力エネルギーが非再生可能エネルギーを勝ることは無く、再生可能エネルギーの数パーセントの数字を上げるに過ぎないである。決して風力発電を否定しているものではない。自然環境を壊してまでも得る必要があるのだろうか、その前に各自の消費電力をしっかりと見つめ直し、無駄の無い使用を心がけ、現在の無駄なエネルギー消費を無くす事が先決ではないだろうか。この議題だけの問題では無く私達の社会生活、経済活動全てに、環境に配慮した行動をとることが持続可能な社会づくりにつながるものと考えます。</p>
91	<p>1) 京都議定書にて日本及び先進諸国は2008-2012の間で温暖化ガスの削減をコミットしています。省エネが進んでいる日本にとっては非常に厳しい目標であることは一番御存知と思います。</p> <p>温暖化ガスの削減は2012年で終わるのでなく人類が生存するためには永続的に行なわなければならないこともよくご存知と思います。</p> <p>2) 小生は温暖化ガス削減の有効手段の一つとして風力発電を行なう事が重要と考え、事業化に向け努力しているものですが、何せ場所が限られており、公園の開放を期待していましたが、今回の検討内容では実質的に公園内では風車を立てられない内容と判断しております。公園の開放は小泉首相も約束しているもので期待していましたが非常に残念です。</p>

	<p>3)環境省にはそれに変わる大幅削減が可能な削減策があり、近々実施するので公園の開放は当面出来ないというのであれば、この政策を早く発表願います。もし、具体策がないのであれば、公園開放について、担当により判断が左右する事のないような明確な基準を作成し早く発表願います。</p> <p>4)御存知のように、風車建設も直ぐには出来ません。計画から設置まで最短で3年ぐらいはかかります。時間の猶予は有りません。日本の環境行政を御担当の人にしっかりと方針を出していただく事を切に望みます。ガスを吸収する植林もよいですが、木が亜硫酸ガス等で弱り、どんどん枯れています。</p>
92	<p>21世紀型の原風景として、景観にも マッチした風力発電機器設置は今後も益々増加していくと思います。</p> <p>私も旅先で、風力発電所をこの頃よく見かける様に感じますし、回りの風景によく溶け込んでいる様に思います。</p> <p>しかしながら残念な事に、環境省は、国立公園内の風力発電施設は景観を害するとお考えであるやに聞いています。国民のひとりとして、ここは是非風力発電施設をより多く建設する事で、「環境にやさしいエネルギー」をより多く創出する一助と致したく希望致します。</p>
93	<p>国立・国定公園内に風力発電施設設置は地球温暖化抑制の京都議定書に基づけば、環境省は、積極的に設置に許可を与えるべきで、もっと自然公園の開放に取り組んで欲しい。</p>
94	<p>日本の自然、景観を保護していきたいという気持ちは、誰の心の中にも存在することは疑いません。しかし、刻々と侵され続けている地球環境を考えると、そうばかり言うては居られません。基本的考え方(概要案)を読ませていただきましたが、あれでは風力発電はできません。風力発電の立地条件を今一度見直してください。景観を守るがために、人類滅亡に至るという事態にならないことを祈ります。</p>
95	<p>1. 公有地での制限緩和は、まず実験段階を経てから拡大するように望みます</p> <p>今回の基本的考え方には、第2種、第3種特別地域については一定の要件をクリアすれば風力発電施設の設置を可能とする</p> <p>まず公有地においてエネルギーのエコ化推進を進めようとしているが骨格としてあるように考えますが、この方向性が錦の御旗になってしまいますと、現在、顕在化していない問題点を見すごしたまま、当発電施設建設があちこちに建設される心配があります。</p> <p>公の比較的まとまった地域を開放して、エネルギー政策を進めようというのであれば、まず、実験的な地域を設けた上で検証を行ってから、順次拡大していくことを望みます。</p> <p>この基本的考え方だけで進めてしまうと、公園面積の半分以上を占め、かつ比較的工事アクセスも容易な地域が、エコ・エネルギーという名目のもとで切り刻まれてしまうのではないかという不安をおぼえます。</p> <p>2. 事前の環境調査の実施及び調査結果の提出を義務化 について</p> <p>(面積が1ヘクタール以上等)以上の計画については、事前の環境調査の実施及び調査結果の提出を義務という規制についても、面積で線を引くのではなく、その地形、その地域の利用形態を考慮し、エリアとしてのプレッシャーがどの程度あるだろうかという観点からの判断をお願いしたいと思います。</p> <p>土地の利用制限を面積で規制するというのは、よく見受けられることですが、面積を基準にすると、かならずその基準以下で建設する例が生じます。もともと、自然公園内に新たな種類の建造物設置を認めるのですから、住宅地に家を建てるような基準ではなく、もっと慎重で柔軟な判断ができるような手続きを義務付けてください。</p> <p>3. 野生動物への影響について</p> <p>わたしは、かつて鹿児島県の野間崎で(ここには数基の風力発電タワーが林立しておりますが)野宿した経験がありますが、夜間に風車のまわる音というのは想像以上に大きなものでした。(睡眠の妨げとなるに十分なものでした)</p> <p>野生動物への影響については、工事期間中や、バードストライクという既出の問題点ばかりでなく、低周波をふくめ、音による影響調査などはなされていないと思います。</p> <p>太陽光発電のように、静的な施設を設置するのは異なり、運動場にプロペラ機をならべて始末うなせるのですから、プロペラ型発電施設が今後も主流として適当なのかどうか、十分検討していく課題であろうと思います。</p> <p>いずれにしても、今回の基本的考え方でもいくつかふれてありますように、十分に問題点が見えていない状態では、もろ手を上げて賛成はできません。エコ・エネルギーの施策として行われるのであれば、まず</p>

	いくつかのモデル地域を指定し、そこにおいてデータを積み上げてからにしてください。期限のせまった見切り発車のような手続きはなさらないようにお願いします。
96	<p>審査基準のポイントとして「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」と記載されておりますが、なぜ最も風が強い山稜線への風車設置を一律に禁止するのでしょうか。</p> <p>風の強いところへ風車を設置して効率的に動かした方が、同じ量の電気をつくるのに少ない台数で済み、自然界への影響はかえって小さくなると思います。</p> <p>環境省殿には、公園内外問わず、クリーンエネルギーを最大限有効に活用すべく活動して戴くことを強く望みます。</p>
97	<p>1. 公園内の風力発電建設に対する景観の良否については、個人の主観によるところが多く、まだその評価方法が確立しているとは言い難い。「骨子案」に示す山稜線を分断し風力発電施設を設置した場合でも一律に景観を阻害するとはいえず、むしろ地元からは風車の親和性への評価が高く、山稜線での風車の設置を望む声が多い。</p> <p>したがって、山稜線分断を基準として一律に排除するのではなく、地元の意見も反映した上で、ケースバイケースの対応をお願いしたい。</p> <p>2. 風力発電の導入促進は、2010年度までに300万kwという目標を掲げ国の政策に組み込まれており、公益性が高いと判断されることから、柔軟な対応をお願いしたい。</p>
98	風力発電は周囲の風景と調和すると考えます。また地球温暖化の防止にも役立つと聞いておりますので再度検討を望みます。
99	<p>私は、景観や自然環境破壊につながる場所での、風力発電所建設は絶対反対です。私の住んでいる、愛媛県佐田岬周辺では、景観・自然破壊のシンボルの様な工事で、風力発電所が造られました。</p> <p>まだまだ沢山の計画があります、佐田岬(国定公園周辺)の景観と自然を助けて下さい。</p> <p>風力発電所は海上建設が良いと思います。</p>
100	<p>1. 近年の風車の急激な普及によって、立地の比較的容易な、平地部、自然公園を除いた地域で風の強い地域はかなりの部分開発し尽くされつつあり、風力開発関係者の視点は山岳部に向かいつつあります。特に面積的に大きな比率を占める山岳部自然公園は残された風力エネルギーの宝庫と考えられています。</p> <p>2. 山岳地帯あるいは丘陵地帯においては、傾斜の緩やかな高原状の地帯を除いて、風の強さは稜線を離れると急激に弱くなります。したがって、山岳部における風力開発は一部の条件に恵まれた高原部を除いて、稜線部あるいはその近傍が有力な候補地点となります。</p> <p>3. しかしながら、原案では、「風車が山岳地帯の稜線を分断する場合はその設置を認めない」ことが基本的な考え方ようです。稜線部あるいはその近傍地区を除くと風車設置の適地は(風況の観点から)極めて限られてくることから、このことは、自然公園の山岳部全体への風車の設置を認めないことと実質的には同じことを意味します。</p> <p>4. 従って、原案の考え方が認められると、山岳部自然公園への風車の設置は実質的には極めて限定されることになると考えられます。</p> <p>5. このことは、我が国における、自然エネルギーの促進に大きなブレーキ要因となります。300万kWという目標の達成に対してもこのことは大きな障害になると考えられます。</p> <p>6. 景観に対する見方は主観的な要素が大きく、非常に難しい問題ですが、稜線を分断することは即、景観破壊に繋がる、という考え方は些か短絡的な味方ではないかと思われま。私は、青山高原の稜線上に並んだ風車は周りの景観にマッチした美しい景色を創り出していると思っています。</p> <p>7. 他の例では、例えば瀬戸内海国立公園内に設けられた本四架橋は巨大な人工構造物でありながら、新しい景観美を創り出しているといえないでしょうか。</p> <p>8. このような観点から、稜線分断という一律的な判断基準は、例えば2種区域以上に限定することとし、3種区域、普通地域については、これをより緩和した現実的な判断基準を設けるべきであると考えます。</p>
101	<p>風を利用した自然システムに微妙な狂いを生む可能性についての議論を森は生きています。国立、国定公園の静けさの中で頂上付近のハイマツ帯や溶岩の間の砂礫地は高山帯の花畑となっていて高山植物に満ちています。また、亜高山帯の低い条件であっても、北側の風の強いところでは、風速1m/s増す毎に約1割減ずるために高山気象となって高山帯を作っている所もあり、日本のような複雑な地形を示す所では微妙な風の変化が環境に大きな影響を及ぼすことが考えられます。また、八ヶ岳等には縞枯現象がれ、その原因は不</p>

明とされてきましたが、集団をつくることで直射日光や風圧を弱めることで起きている自然の世代交代の現象であることが近年分かってきています。

大型の風力発電装置と送電線は、これらの微妙な日本型の自然システムに影響を及ぼす可能性が十分にありま。また、その建設のために、直径数センチ伸びるために数百年の歳月を経過している樹木を伐採してしまう可能性もあることを強く認識すべきです。自然エネルギーを作ることに名を借りて、日本に世界的にも貴重な自然に溢れている国立(28カ所) 国定公園(55カ所)の森林を伐採し、風を利用した豊かな生態系のシステムに微妙な狂いを生むことは厳に慎まなければなりません。

美しい国立、国定公園の自然景観の形成には気の遠くなるほど長い年月がかかっていることを忘れてはいけません。国立、国定公園の風景を巨大人工物と送電線で分断することについて 化石燃料中心のエネルギーから、風力発電や水力発電、太陽光発電などの自然エネルギーにエネルギーシフトしなければならないことはすべての国民が強く理解しています。

しかし、巨大な塔と送電線システムを国立、国定公園内に設置することは、長い歳月をかけて作られてきた美しい空間を電線と巨大な人工物で分断することになります。近年、街の景観を守るために電線を排除して地下化している例も多く見られます。人工物の固まりである町並みでさえ電線の景観に対する分断に配慮する時代なのです。ましてや豊かな自然にあふれた国立、国定公園に巨大な送電線システムを導入することはどう考えても間違っています。自然公園内の電線の地下化も考えられますが、膨大なコストと公園内の破壊が進むことになり、問題をさらに拡大してしまいます。

動植物の生態を考慮したモニタリングとシミュレーションを緊急に行う必要性風の通り道は、渡り鳥にとってもまた重要な通り道でもありとます。大型の風力発電装置と送電線は、霧中や悪天候の際低空飛行するガンカモ類をはじめ、シギやチドリなどの渡り鳥、そして、風を利用した採食行動を行う猛禽類など鳥たちにとって致命的な障害を及ぼす可能性があります。ヨーロッパでは風力発電の設置にあたって、渡り鳥を始めとする鳥類の生態と景観に対する審議が厳重に行われています。

また、巨大な人工建造物は、自然公園内の動植物に予想し得ない大きな影響を及ぼす可能性があります。生物環境に対するすべての可能性と生物網(ウェブ)を考慮したモニタリングとシミュレーションを緊急に行う必要があります。

日本の自然環境と調和した未来のエネルギーとは何かを早急に議論する近い将来、地域のエネルギーは地域でまかなうというドイツ型の小発電装置連携システムに転換していく可能性が十分に考えられます。それは、巨大な塔と送電線によるシステムではなく、自然と調和した穏やかで小さなエネルギーシステムです。エネルギーは地域のこぢんまりとした施設で作り、地域で消費することが最も効率的で、自然に対する負荷の少ない方法です。小エネルギーシステムはまた、地域の住民ひとりひとりがエネルギー消費について考えながら暮らすことで省エネルギー生活にシフトする実現性が高まります。将来的には、遠隔地から巨大な送電線を使って、大きなエネルギーロスを生じさせて電気を送ることは野蛮なことであったといった歴史観も生まれる可能性も十分にありま。小風力発電とソーラー発電を組み合わせたミニマムシステム等も十分に機能する時代が来ることも考えられます。地球温暖化防止のためにも巨大風力発電が必要といわれていますが、温暖化防止を旗印にして国立、国定公園内であっても大型の風力発電を優先して建設することは賢明なことではありません。日本の自然環境と調和した小エネルギーシステムをどう作っていくのかについて優先的に議論すべきだと考えま。

102

風力発電は、環境への配慮や公益的な意味で今後ますます注目されていくと思います。

自然公園内に設置する場合には、保全され、蓄積されてきた自然環境や自然景観を損ねることのないよう十分な配慮が必要と考えま。(本基本的考え方は、かなり吟味されたものと思います。)

施設設置により「景観」は2～3年で新たなものに变化しますが、その景観を人が「風景」として認識するのに5～10年かかり、「風土」として根付くには50～100年を要するといわれていますので、慎重にならざるをえま。

審査基準の考えを述べま(基準のポイントに記載されていることと重複する点もありま)。

1. 高さ制限について

・主要な景観ポイントからの展望・眺望の妨げにならない一律の高さ制限の設定とともに、個々の事例ごとに、重要な視点場から背景となる稜線に対する仰角を考慮して山並みの連続性を切らない風力発電施設の高さを個別で設定することは重要と考えま。

	<p>2. 色彩について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、植栽に応じた四季の変化も考慮に入れて、調和を図るように努める必要があると考えます。 <p>3. 施設設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設本体の設置だけでなく関連施設の設置、工事中の進入路による野生生物や自然植生等への影響を踏まえ、自然破壊の軽減に十分配慮する。 <p>4. 地域地種区分ごとの配慮について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の区分の規制に準拠することは、不可欠です。さらに、全国的な一律規制とともに、個別の事業ごとに詳細プラン作成を義務づけることは必要と考えます。 <p>5. 許可・認可作業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的視点に立って、都道府県や市町村、各種事業者による設置が必要と判断する物件であっても、専門家の意見を十分聞きながら許可すべきと考えます。大規模や複数の施設設置については景観アセスも必要と考えます。少なくとも専門家の意見の聴取は不可欠と考えます。
103	<p>今回発表された概要案では、現実的に山小屋に設置される小さな風車以外には許可されないようですが、これは審査基準の「主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならぬこと」から考えられた事でしょうか？</p> <p>風力発電で使用されている風車は風景とも馴染み自然との親和性は高いと思います。山小屋に設置する風車では今後の地球温暖化防止には全く意味をなさないのではないのでしょうか？</p> <p>地球温暖化防止のためにも積極的に風力発電の設置を推進すべきだと考えます。</p>
103	<p>1 審査基準のポイント</p> <p>主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならないこと</p> <p>風車は他の人工物と異なり、自然の風景との親和性が高いという特性を十分勘案して運用されることが望まれるところである。</p> <p>山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと</p> <p>風車は風速の分布特性から、必然的に山稜線を分断するケースが多くなるものの、自然風景との親和性を勘案して、柔軟な運用が望まれるところである。</p> <p>地域・地元住民の意見の尊重、計画地点の特性に応じた環境影響評価調査（景観 生態系）の十分な反映、自治体（都道府県、市町村）の賛同により、ケースバイケースで審査されることが望まれるところである。</p>
105	<p>当概要案に対して、貴局の基本的なスタンスは風力発電を導入しないという前提で作成されているものと思われるが、小泉首相の首相メッセージにある「風力発電の設備をいままで出来なかった国立公園・国定公園や港湾の地域にも作ることが出来るようにします。」との整合性がとれておらず、当概要案には理解に苦しむものがあります。</p> <p>自然景観も重要ではあるけれども、人間活動が維持していくうえでというのが大前提であると考えます。現在のエネルギー消費動向からして、残り数十年で深刻なエネルギー問題が発生することは自明であり、これに対して日本としてどのように取り組むかが焦点となるべきであり、この議論が概要案に反映されていないことが残念でなりません。</p> <p>また、風力発電は国立・国定公園における単なるモニュメントではなく、立派なエネルギー源として見なすべきであり、商業利用に対し、過度な規制はまさに「木を見て森をみず」であります。</p> <p>乱文にて大変恐縮ではありますが、貴局には今一度視野を「景観」だけでなく「エネルギー問題」を考慮に入れた形で、再検討していただきたく存じます。</p>
106	<p>1 審査基準のポイント（3.(3).イ）</p> <p>自然公園内の工作物については、設置後、適正な管理が行われず従来の機能を果たさずに放置されているケースが見受けられる。同様に、一定の審査基準のもと許可を受けて設置された風力発電施設が、耐用年数を経過した後に、管理されずに放置された場合、施設規模が大きいことなどから、周辺の風致景観に甚大な影響を及ぼすことが想定される。したがって、施設利用が終了した時点において、施設の撤去、跡地整理が確実にされるような制度的な仕組みが必要と考えられるので検討願いたい。</p> <p>2 普通地域（3.(3).工）</p>

	<p>風力発電施設の設置については、必要な自然条件等が同一であれば、審査基準の厳しい特別地域を避け、隣接する普通地域に集中することが想定されるが、この場合、風景の保護に大きな支障があると認められる場合について、その内容が整理さ混乱が生じるおそれがあることから、普通地域における審査のため、特別地域の審査基準に準じた指針作成を検討願いたい。</p> <p>3 環境調査(3.(3).)</p> <p>環境調査については、審査の上で重要な判断材料となることから、特別地域に加え、普通地域においても義務づけていただきたい。また、環境調査を義務づける規模については、面積、発電量、設置基数、高さ等、いずれにより整理するのが適当か、風致景観の保護の観点から検討願いたい。</p>
107	<p>国立・国定公園内における風力発電施設は、下記事由により設置すべきではないと考えます。</p> <p>(1)生態系を破壊する。100mに及ぶ巨大な風車は、野生生物の生息地を脅かすおそれ大きい。24時間絶え間なく続く騒音が生物の生息環境に与える影響も無視できない。</p> <p>(2)景観を著しく破壊する。ここでいう景観は、単なる景色・眺めだけではなく、気候、地形、土壌、地質、水、動植物等の相互作用及びそれに関わる人間の作用等が総合されて形成される一定の特性を持った空間統一体を指すものとする。</p> <p>(3)国立・国定公園は自然公園法に基づいて指定されたものであり、とくに法17、18条に定める特別地域、特別保護地区においては法に抵触するおそれなしとしない。</p> <p>(4)炭素エネルギーの代替エネルギーとしての風力発電を評価するにやぶさかではないが、設置場所の選定については、安易に“風の適地”として白羽の矢を立てることなく、それによる環境破壊の影響を総合的に評価、判断して決定すべきである。</p> <p>また、風力発電の代替性を過大評価することなく、バイオマスリファイナリーによる代替、廃棄物・未利用物質等による新たな物質循環システムを構築することによるエネルギー源の開発等に努めるべきである。優先順位としては、短絡的に自然公園地域における風力発電に着目する前に、先ず分散型発電、コージェネレーションシステムを構築することが先決であるとする。</p> <p>環境リスクの評価を行うにあたっては、エンドポイントを単元的に決めることなく、ベネフィットとリスクのバランスを十分に勘案して施策を立案することを強く望む。</p>
108	<p>国立・国定公園内における音環境は騒音問題としてのみではなく、景観保全などと同様に対処していただきたいと存じます。風力発電施設がデンマークなど北欧諸国で多数設置されておりますところ、施設近傍では騒音問題が生起していることもすでにご案内のところと拝察申します。</p> <p>検討会の議論要旨を拝見しましても、その点に関する言及がありますので、すでに議論を尽くされているのかもしれませんが、音の環境学を専門として研究している立場から申し上げます。</p> <p>1)騒音源 風力発電施設が騒音源になるのは、一般に近隣に住居実態がある場合です。福島県の例で騒音問題が特段には起っていないとのことですが、まずこの点は慎重にご検討いただければ幸いです。</p> <p>2)音風景 音風景についても検討会で言及がありましたが、この点については、日本サウンドスケープ協会理事長をしている立場も踏まえ、若干の意見を追加させていただきたいと存じます。風景には視覚のみならず聴覚の風景もあることに触れられ、風車の音を観光資源としてはどうかとの提案がなされています。音風景を取り上げられたことには大いに意を強くいたしました。本来、音風景(サウンドスケープ)概念はなによりもトータルな音環境を表現する言葉として提出されたこと、また音を聞く側から位置づけた「主体的音環境」とでも呼ぶべきものであることを指摘させていただきたいと存じます。したがって今の場合、国立公園内の音風景に対する改変として風車の音が加わるとの認識でご検討いただくのが、音風景概念の適切な適用になるかと愚考します。もちろん音風景は観光資源になりますが、それは風車の音というよりその場の音環境の全体を音風景として認識し、愛でられてはじめてそうなるものです。環境庁が実施された「残したい日本の音風景」百選事業は、残したい音風景が存在する背景にある自然・人間活動・文化遺産等を保全することを目標にしていました。そこで選定された音風景が、結果的に観光資源として活用されていることはあっても、本来の趣旨はそうではない、と理解しています。国立・国定公園における風力発電施設の設置に関して、それによる音風景の改変をトータルな音環境としての聴覚的風景を保全するという観点からご検討いただければ幸いです。</p> <p>3)レクリエーション・ノイズ レクリエーション・ノイズとは、自然の恵沢を享受するような場所においては、なるべく人為的な音が存在しないことを理想とする、との立場から、そのような場所での強大音の発</p>

	<p>生を制限しようという趣旨で用いられる言葉です。国際騒音制御工学会に分科会が設けられ、私はその委員を勤めています。従来の騒音が住居実態を想定しているために、逆に大自然の中ではどのような音を発しても規制の対象にならないという問題を再考する狙いがあります。これも自然の中では単に視覚的景観だけでなく音風景を愛するのであるから、それを阻害する音は騒音になるとの認識を基本とし、音風景の現状を改悪する音、その可能性のある音を制限しようというものです。</p> <p>風力発電施設が国立・国定公園内に設置されるにおいては音風景の改変に対しても十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。</p>
109	<p>国立公園は国立公園に指定された段階で、優れた自然の風景・景勝地として保全することが前提なので、国立公園内および公園外周辺に風力発電施設を建設することを考えることは、県あるいは市町村、地元地域に国立公園として認知されていないのではないかと思います。現在は、地方の自治体が財政的にひっ迫しているので、何かをきっかけにして地域の活力をつけていきたいと思われるのは当然だと思います。また新エネルギーへの取り組みも必要なことです。本当に電源が必要であれば、地元の資源を生かしたバイオマス発電や太陽光発電などの検討もできるはずですが、したがって、町村の希望や県の意向等を優先して風力発電施設を建設する場合は、国立公園の指定そのものをはずす検討も、同時にすべき時期に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>外国からのお客様は、まず国立公園（ナショナルパーク）ということで、訪問する観光地を選んでこられる方も数多くいらっしゃいます。国立公園は世界に対して日本を代表する公園だからです。日本政府は今後観光を前面に出して諸外国からの誘客を図る旨の政策を打ち出しています。</p> <p>将来にわたって、国立公園としての地域の価値を優先するためにも、国立公園内および公園外周辺に風力発電施設を建設しないという選択も必要だと思います。長い目で見れば、国際的にも国立公園の価値を高めることが、国立公園をあずかる県や市町村の観光価値や広範囲に亘った経済を高めることにもなるからです。国立公園をあずかる町村の地域ビジョンあるいは新エネルギービジョンを策定しながら、どうしても風力発電施設が必要な選択がある場合は、国立公園の指定もはずすべきで、風力発電施設や小規模施設建設など例外を設けて一部容認するような基準は必要ないと思います。</p>
110	<p>1. 風力発電施設の景観的な特性</p> <p>「審査基準の考え方」で「現行の地域地種区分制度の趣旨を踏まえた取り扱いを基本としつつ・・・」とあります。これは現行の「その他の工作物の新設」に該当させるという意味かと思えます。しかし、風力発電施設の設置に批判がある背景には、その構造が大きく関わっていると考えます。通常の建設物は長方形（例えばオフィスビルや高層アパートなど）あるいは円（方）錐形に近い形（例えば高圧送電線鉄塔や東京タワー、エッフェル塔など）をしています。しかしながら、風力発電施設は垂直な棒の上部に風車があるため、重心が高く、不安定でしかも風車が回転するため、不快感を与えるのではないかと考えています。このため景観上、「その他の工作物」と同等に捕らえることには賛成できません。</p> <p>2. 風力発電がエネルギー供給に占める割合</p> <p>頂いた資料及び貴ホームページによりますと、「一次エネルギー供給の見通し（2010年目標）」から判断すると今から6年後でさえ、風力発電の占める割合は極めて微々たるものです。その程度のものをわざわざ「わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地」である、国立公園や国定公園の中に設置するべきではなく、代替地はいくらでもあるはずですが、</p> <p>したがって、1で述べた理由も加味し、風力発電施設を設置できる範囲は、しいて言えば「普通地域」程度にとどめるべきです。また、仮にその場合であっても、景観や野生動物等に関する調査に基づき、厳密に審査することが必要と考えます。</p> <p>3. 野生生物について</p> <p>風力発電施設で最も憂慮すべき問題の一つはバード・ストライクです。しかしながら、その発生する頻度はよく分かっていないのが実態です。現地調査やアンケート調査などで、実態を把握することが望まれます。そのための調査手法を確立する必要があります。</p> <p>なお、バードストライク問題は国立・国定公園内に限った話ではなく、例えば主要な渡りのコースや海鳥の繁殖地などといった、留意すべきエリアについてガイドラインを国として作成して頂きたいと思えます。また、上記の有効な調査手法について、広く提示して頂きたいと思えます。</p>
111	<p>1. 審査基準のポイントとして、展望する際の著しい妨げにならないこと、山稜線の分断など眺望の対象に</p>

	<p>著しい支障を与えないこと等があります。</p> <p>自治体が環境施策の一環として風力発電施設を計画する場合は、自らの限られた行政区域内でしか設置場所の選定を行えないため、風況等立地条件に恵まれた場所が国立公園等の区域内しか無い場合や、区域外に存在しても風況等立地条件が劣ることから効率の悪い施設となり、発電コストが高くなる場合があります。現在、風力発電は発電コストの低減が求められており、発電コストの高い施設は赤字を招くことから、結果的に計画を断念せざるおえない状況にあります。</p> <p>風力発電施設の自然との調和性や風景との親和性については、個々の主観的なもので意見の分かれるところですので、一律排除の基準設定によらず、自治体及び地域住民の意見を十分反映した上で、ケースバイケースで審査されることが望まれます。</p> <p>2. 施設設置の基準となる「公益性が高い」点について、地球温暖化防止に資する風力発電の一般的な公益性は認識されているとのことですが、風力発電施設設置における各種規制においても風力発電の公益性を明文化されていないことが障害となる場合が多いことから、公益性の評価に再生可能なクリーンエネルギーを供給する風力発電施設を含めて運用いただくとともに、可能な範囲で明文化されることが望まれます。</p> <p>3. 自然公園法に基づき県が条例で定めている都道府県立自然公園は、各都道府県において判断するため、現在検討されております国立・国定公園における基本的考え方の対象とはされていません。しかしながら、都道府県が判断等を行う場合は事実上国立・国定公園の基準を参考にすることから、大きく影響が及ぶことが心配されます。</p> <p>このため、国定公園及び都道府県立自然公園の運用については、都道府県知事の裁量に委ねることとし、権限の委譲が更に進められることが望まれます。</p>
112	<p>国立公園内の風力発電所建設に反対します。</p> <p>その理由は、国立公園は国を代表し、各時代にどのような圧力があっても美しい景観を未来永劫保護しようと国民合意で選ばれた地域です。一時の必要性に迫られて今まで保護してきた美しい日本独自の景観をたやすく損なうべきではないと思います。外国生まれの日本に似つかわない「異物」を外国で成功した対策だからと言って安易に国内に移入することは、ハブを退治するためにマングースを移入した苦い経験と同質の問題を引きおこします。</p> <p>それぞれの国を代表する国立公園に風力発電塔を設置することは、他の先進国では聞いたことがありません。これは京都や奈良の歴史的な景観地に外国生まれの風力発電塔を建てようと言うのに等しいと思います。日本はただでさえ景観管理ができていないと先進国から嘲笑されているのに国立公園に風力発電塔設置というのは世界の笑いものに等しく、日本は開発途上国並みになるべきではありません。国立公園では絶対禁止すべきです。</p> <p>EUでは景観と渡り鳥が最も重要な審査案件。渡り鳥の通り道にあたらぬか、日本の伝統的、歴史的、日本固有の自然景観などを損ねることはないか慎重なアセスメントが不可欠です。日本の文化歴史景観、里地里山景観、自然風景には白い風力発電塔は異物でしかありません。</p> <p>現に遠野市では風力発電塔は遠野の歴史的景観に合致しないと発電塔建設を拒否しています。</p> <p>風の通り道は渡り鳥の通り道、霧中や悪天候の際低空飛行するマガン・ハクチョウなどには致命的な障害物となり、風力発電には送電線が付きもので、発電塔だけでは収まりません。</p> <p>今後2,30年の間に燃料電池が普及して遠隔地に発電設備があり発電量が少ない風力発電は必要なくなります。</p> <p>地球温暖化防止のために風力発電は必要と言うが、温暖化防止を錦の御旗にして風力発電を迫るのはおかしいと思う。地球温暖化防止が至上命題であるため国立公園の景観を損ねても国立公園内で風力発電塔を設置させろという暴論は、「環境か経済か」という過去の二者択一議論と同じです。両者を同時達成するのが正論。いずれにしても環境問題に何ら責任を有しない業者から言われる筋は全くありません。</p>
113	<p>国立・国定公園内における風力発電施設設置には反対です。</p> <p>我が国の優れた景観を人工物である風力発電施設が破壊してしまうのは、明白です。そもそも、優れた景観というのは自然状態のことを指しているのではないのでしょうか？</p> <p>それがために、公園内への工作物設置の際には規格、色彩、主要道路からの見ばえ等が審査され、許認可案件となっているのではないのでしょうか？</p> <p>また、風車による影響のみならず、関連施設設置における開発行為が付随してきます。いくら、自然エネ</p>

	<p>ルギー利用といっても、設備投資のために大きな開発を行うことはよろしくないのではないのでしょうか。</p> <p>また、野生生物の生息環境保全からも好ましくありません。直接バードストライクなどが生じる以外に、関連施設設置により大きく環境が改変されてしまいます。</p> <p>また、良い風の来るところは猛禽類の生息地であったり、渡り鳥の経路になっているところが多いと考えられます。</p> <p>日本は狭い国です。経済市場だけに任せていては、足元の大事なものをなくしてしまう恐れがあります。環境省がハッキリと考えをもってこの問題の解決に当たってください。</p>
114	<p>4 ペ - ジ 工普通地域「30メートル以上の鉄塔状の風力発電施設の設置に関しては、」について、高さの規制基準はタワー高ではなく、最高部の高さとし、最高部の高さは30メートル以下とすべきである。(理由)タワー高が30メートルの場合、最高部の高さは、タワー高さの1.5倍ほどになることから、高さの規制基準はタワー高さではなく、最高部の高さとするべきである。また、風車の外周に及ぼす風の影響を加味すれば、最高部の高さの規制は、30メートル以下にすべきではないのか。鳥類に対する影響について筑波山麓に計画されている風力発電施設(水郷筑波国定公園・第3種特別地域)を例に考えてみることにする。計画地は筑波山の東側の稜線沿いの標高350～400メートルの地点に750kw規模の風車一基、開発面積は100ヘクタールである。計画地の筑波山麓は、ワシタカ類の飛翔コースにあり、また、小型鳥類の季節移動の休息地であり、また繁殖地でもある。筑波山麓の計画地は、稜線沿いにあり、稜線沿いの風当りの陰は小型鳥類の休息場所でもある。山間部の風力発電施設は筑波山の例に示される稜線沿いに立地する機会が多いことから、野生生物の保護の視点で見れば、高さの規制については厳しくすべきである。第2の理由として、NEDOの風力発電のための環境影響評価マニュアルでは、事後調査を行わないことになっているが、これでは何も守れない。公園内に設置される風力発電施設については、野性生物の保護、多様性の保全および動植物に対する事前および事後の影響評価の事例の積み重ねをはかる観点から、経過措置としてでも高さの規制を厳しくしても良いのではないだろうか。第3の理由として、高さの規制は、鳥類を対象として想定されているようであるが、山越えをするチョウや、稜線沿いの特定の林分に生息するセミ、夏季に山地に移動するトンボ類など小型の生き物の生息・利用場所を考慮すると、高さの基準については、事前・事後の影響評価の積み重ねを必要としており、厳しすぎることはない。第4に、普通地域の多くは、里地の大型・小型の鳥類の休息・繁殖の場でもあります。また、農薬の影響や水田の耕地整理の影響を免れた身近な生き物や里地の多様性保全の最後の砦でもあります。このような生き物の保護の視点で見ると、風車の高さばかりでなく、搬入・進入路の建設の影響の方が高いことも想定されます。したがって、高さの基準を厳しくして、身近な生き物の生息地の保全を図ることも必要と思います。事前の環境調査の実施「一定の規模(面積が1ヘクタール以上等)以上の計画については、」について、ここでは面積を1ヘクタールとなっているが、面積とは何を指すのか明確にする必要がある。</p> <p>面積の規制については、単なる面積のみを基準とするのは不適切である。(理由)まず、面積とは何を指すのかについてですが、風力発電施設には、風車の土台の面積、風車に隣接する発電の電力移送・監視施設に加え、建設・監視のための搬入・進入路が必要です。この搬入・進入路は当然、調査する場合は対象区域に含まれると思いますが、搬入・進入路は場所によっては距離が長くなることもあり、また、南アルプス・スーパー林道のような悪しき前例もあることですから、搬入・進入路を面積に含むのか、含まないとするかについては、議論が必要です。</p> <p>次に、1ヘクタールとする面積の規制についてですが、面積0.9ヘクタール(長辺300メートル、短辺30メートル)の中に、ロータの直径50メートルの風車2基を横並びに設置することができます。1基の場合と2基の場合では、鳥類などに対する影響の仕方は当然変わってくるので、一概に1ヘクタールとすること、および面積のみを基準とするのは、適切でないと考えます。</p> <p>また、当初は事前調査の対象にならない面積の中に1、2基を設置し、時間をかけて順次、風車を増やす方法、一基ずつ、風車間の間隔を離して設置する方法の2つが抜け道として考えられます。これらについても詰めておく必要があります。</p> <p>設置後における環境モニタリングの実施「風致保護の必要に応じ、事後の環境モニタリングの実施を許可条件として義務付ける」について国立・国定公園という枠組みの中に設置するのであるのだから、「特別地域、普通地域とかのランクにかかわらず実施すると」し、「事後の環境モニタリングの実施を許可条件として義務付ける」として、「風致保護の必要に応じ」の部分は削除すべきである。(理由)そもそも、国立・国</p>

	<p>定公園の区域を設置に当り、それなりの理由があって指定しているのだから、「風致保護の必要に応じ」とするのは、整合性がとれないのではないのでしょうか。また、条件付きにすると、なんとか理由をつけて行わないのが常ではないのでしょうか。10,000kw以上の規模を対象としたNEDOの風力発電のための環境影響評価マニュアルでは、事後の調査は行わないとしており、また、風力発電導入ガイドブックにおいても事後調査は行わないとしています。これでは、貴重な生き物が失われても保護対策が立てられません。</p> <p>国立・国定公園内での風力発電施設の設置については、特別地域、普通地域という地域の指定を問わず、すべての地域で事後調査は行う、とすべきです。また、事前の調査での見落としがあったにもかかわらず設置が許可される場合も想定されることから、影響評価のための資料収集の意味においても、経過措置としてであっても、公園内の風力発電施設事後調査、特に動植物に対する影響については、必ず行うと必要があると考えます。</p> <p>その他の検討事項 水郷筑波国定公園内の八郷町と真壁町の両町の境界の丸山の稜線では、1000kw規模2基の風力発電施設が建設中である。本施設に関しては年間数十万人の利用者がいることもあり、ハングラダー連盟等の反対もあったが、設置が許可された。本件は、自然とのふれあいの場として国立・国定公園のあり方を考える上での問題提起であったと考える。国立・国定公園の役割について、旧態依然として景観に重きをおいており、野生生物の保護、生物多様性の保全に関しては、まだ、お題目だけを唱えているように見える。ハングライダーは、生き物に例えれば、「鳥人」でもある。自然とのふれあいの観点から公園のあり方を柔軟に考えれば、この「鳥人」たちの保護についても考える時期にきているのではないだろうか。</p>
115	<p>(1) 国立・国定公園の保護は当然だが、国立・国定公園の風景といっても多様であり、単一の規制で杓子定規に行うのではなく、多くの要素を入れ地域特性に合わせた多角的・柔軟な基準設定とすべき。</p> <p>「概要案」の考え方は、国立・国定公園内の保護という点では概ね妥当と考える。</p> <p>一方で、自然保護に支障のない範囲で、風力発電の大幅拡大も望まれている。</p> <p>従って、例えば視角などによる一律・単一の規制は適切ではないと考える。例えば、視角基準で見え方が大きくても、既にある程度の大きさの人工構造物が存在する場所などは、既に風景が改変されているので、そこに風車が追加されることによる風景への影響はごく小さいと見られ、柔軟に対応すべきと考える。ひとつの考え方としては、一定以上の大きさの既存の人工構造物から一定の近距離以内などは、視角などによる一律の規制からは除いてはどうか。</p> <p>また検討会での説明などは主に山岳公園の例によっているが、海岸・島嶼の国立・国定公園では状況は異なると考えられる。</p> <p>従って、山岳・海岸などの地域特性や同じ国立・国定公園内でも既存の人工構造物の有無などに合わせた、多角的・柔軟な基準設定とすべきであると考えます。</p> <p>(2) 国立・国定公園の問題などよりも、風力発電の拡大を阻む要素は他に多くある。環境省や経済産業省など政府はその阻害要因の除去に務め、拡大を推進する政策を取るべき。</p> <p>2002年に成立し昨年全面施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ利用特措法、いわゆるRPS法)は、その目標量(義務量)の小ささなどから、かえって風力発電の拡大を阻害するものとなっており、同法の抜本改正は急務である。関連して、風車を電力会社の送電線につなぐ系統連系に際しての風力事業者の過重負担も問題となっている。</p> <p>また、今進められている電力自由化の範囲拡大に伴う制度設計においては、風力など自然エネルギーを推進するという視点が極めて乏しい。</p> <p>さらに、政府の地球温暖化対策推進大綱や長期エネルギー需給見通しなどにおける風力など自然エネルギーの位置付けも、極めて弱い。</p> <p>政府は、早急に誤った政策を改め不十分な政策は拡充し、例えばドイツ型の自然エネルギー電力の固定価格買取制度の導入など、風力など自然エネルギーの推進に効果的な政策・措置を整えるべきである。</p> <p>(3) なお今回の意見募集期間は短すぎて問題である。現在政府が行っている意見募集(いわゆるパブリック・コメント手続)の根拠である「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)には「(4)意見・情報の募集期間 意見・情報の募集期間については、意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として、案等の公表時に明示する」とされている。特段の理由もなくわずか2週間という短い募集期間は、明らかに閣議決定に</p>

	反している。抗議する。
116	<p>1 そもそも国立・国定公園の面積が広すぎるのが問題なのではないか根本から考える必要がある。</p> <p>2 エネルギー、温暖化の観点からも大きな意味で気候変化防止になるので、風力発電の立地に展望、眺望の著しい妨げにならない等の審査基準をもうけるべきではない。未来の必要性を比較こりょうすべきである。</p>
117	<p>1 当課は、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区、及び本市条例に基づく風致地区、並びに緑地の保存・保全・育成区域にかかる行為規制を所管している。</p> <p>2 本市には、瀬戸内海国立公園（六甲地域）があり、その全域を、「第1種風致地区」及び「緑地の保存区域」に重複指定しており、条例により、工作物の高さは、原則として10メートル以下に制限している。（緑地の保存区域は、第2種特別地域の一部を指定しており、土地の形質の変更・木竹の伐採を伴わない場合には、条例上は、工作物の設置に際しての規制はない。）</p> <p>3 本市の第1種風致地区は、瀬戸内海国立公園（六甲地域）を中心とする自然的景観の特に優れた山林、池沼等の地区で、現存の風致を維持することが必要なものとして、主として市街化調整区域内の区域を指定している。</p> <p>現行の本市風致条例の許可基準は、風力発電施設のような動的な工作物の設置は想定しておらず、野生生物への影響等は考慮せずに、風致の観点上の基準のみを定めているのが実態である。</p> <p>今回の検討内容は、地球温暖化防止の一方策としての風力発電施設の設置を如何に行うかという、自然公園法の規制緩和であるが、仮に国立・国定公園内において、大規模な風力発電施設が設置できることとなった場合、本市の風致条例に照らすと、不許可となることが想定され、現行の他法令の整理が必要である。</p> <p>このような問題点については、全国の自治体の許可基準は、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」及び「都市計画運用指針」に準拠して、条例により定めていることから、本市だけの問題ではないと考えている。なお、この点については、都市緑地保全法（工作物の高さ5メートル）にもいえることである。</p> <p>4 基本的考え方の「3国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る基本的方針」に、「国立・国定公園外における風力発電施設の立地、建設の可能性や、その促進のための方策が充分検討されるべき」と記載があるが、当課としても、国立・国定公園の設置趣旨から、まずは、国立・国定公園以外の区域に設置を検討すべきであると考えており、立地の必然性及び公益性の考え方は、特に慎重に検討していただきたい。また、緑地を規制する立場としては、風致地区、緑地保全地区等、国立・国定公園以外にも適用される基準についても、今回の検討と並行して策定されることを要望する。また、基準の策定づくりに際しては、自治体の意見も参考に、国土交通省等の関係機関とよく調整していただきたい。</p> <p>5 参考 瀬戸内海国立公園（六甲地域） 4,937ha（うち第1種風致地区4,862ha） 特別保護地区 461ha（うち第1種風致地区461ha） 第1種特別地域 1,959ha（うち第1種風致地区1,959ha） 第2種特別地域 2,517ha（うち第1種風致地区2,442ha） 神戸市内の第1種風致地区 8,264ha（約6割が国立公園区域）</p>
118	<p>私はどちらかというと風車のある風景は絵になると思い、好きだなあと感じます。</p> <p>国立公園・国定公園と聞くとやはり富士山・日光、北アルプス、などなど誰もが行ってみたいと思う場所を思い浮かべます。そのような場所に風車を建てようとする事業者はいません。計画を検討しているのは、実際には既に開発が進んだり、碎石などで山そのものの形が変化したり、本当に国立・国定・県立公園？と疑うような場所です。</p> <p>特区申請から始まったはずの今回の検討会は、スタートから筋書きありの検討会だったように感じます。新エネルギーのなかで風力発電は現在最も有効な発電方法であり、地球温暖化防止に貢献するにも拘らず、拒否するための検討会のように感じられました。たとえば特区申請された個別の案件について、現地視察は行われたのでしょうか。検討会において、具体例として“このような事例はどうか”というようなご説明も無かったですので、風力発電所建設の可能性について、ポジティブな視点に立った検討会が行われたのが疑問です。検討したけれど無理だったというストーリーは残念ながら伝わってきませんでした。そもそも基準を制定するのは時期尚早、もっと“基準を作るための様々なシミュレーション”を具体的に提示して、議</p>

論を尽くすべきではなかったのでしょうか。もう少しじっくりと腰を据えて、地球温暖化防止、国際公約との整合性や国としての考え、省内の意見統一も図った上で上位方針を定め、検討会を進めて頂きたかったです。

さて、幾つかの許可基準について。風車は経済性の面から風の強いところに建てるべきなので、“風が弱くなったとしてもデザイン性や配置を考慮すべき”という指導は本末転倒ではありませんか。景観を一律の基準で判断することに無理があり、今回の検討会資料は一般論で進めたため可能性は限りなく小さくなりました。山稜線への設置が不可となると、建設は殆ど無理ですね。主な眺望点との表現が多用されていますが、具体的な地点は明確に提示できるようになっているのでしょうか。また、風車は大型化が進んで、現在1000kW～2000kW機風車の効率が良い。これら効率の良い風車を建てられずに小型風車を導入したところで、その発電量はとても小さく、環境省が一方で推進するCO2排出量削減には貢献しません。小型風車は人家近くに設置するため騒音も大きく、マイナス面の環境問題を新たに発生させます。強風時の対応が悪く、壊れやすいため、台風時にはその都度回転部分を取り外すことが必要と聞きます。小型風車は現状でも建設可能なので、わざわざ推進すると明記するのは如何なものでしょう。

「審査基準のポイント」に公益性が挙がっています。風力発電はエネルギーセキュリティーの一つとして石油代替エネルギー優等生です。他国に頼らず確保できる自前の資源を活用している点が何よりも日本にとって重要かつ有効であり、電気無くしてあらゆる経済活動は不可能なことから、安全・防災の確保にも貢献すると考えます。因って風力発電は公益性を十分に有し、否、もともと公益性が高いので、敢えて公益性を謳わなくても良いではありませんか。

さらに、風力発電は世界中で導入・普及が進んでいるため、大型風力発電機(3MWクラス以上)の実証機による開発・実証を除き、学術研究目的の風車はあり得ません。事実、近年、自治体が導入する場合も単なるモニタリング・学術研究を目的とする事例は殆ど見受けられません。学術研究を謳っている限り、日本での新エネルギーは普及しないでしょう。因って、これら要因を適用例として挙げるのは愚ではありませんか。“通常の基準を適用することが適当ではない”と認められる事例として、“通常送電網がない地域における電力の安定供給に必要”を挙げていますが、風力発電は通常送電網と連系することが必要なため、送電網がない地域での事業は考えられません。無人島や独立電源、つまり蓄電池併用システム。一体どのような状況を想定しているのでしょうか。

公園に指定されたために、個人・民間が所有する土地は開発できないため売却することも出来ず、税制面の優遇策もないと聞きました。このような状況は財産権を侵害していませんか。地元自治体・地権者が事業誘致を希望している場合は、地元の経済効果・活性化について考慮すべきであり、現地を確認して個別に判断すべきでしょう。今回制定される規準&考え方は、国立・国定公園に留まらず、環境省は意図していないといえども、都道府県立公園においても運用されるのは必定。その影響について環境省はどのような認識をお持ちで、どのようなアドバイスを予定しているのですか。最後に、概要案等公開資料には検討期間や数値基準の具体的な案が示されていません。それら基準を公表しないのはどうしてですか。

119

1) 数値基準について

まず数値基準についてですが、これは全国一律で設定することにより、事業者の目安を策定するため有用であると思います。

しかしながら、それが日本中のどの公園どの地域にも一律に適用されることには問題があり、一定の目安としての基準は作るとしても、あくまで実際の適用には個別具体的な判断を前提としていただきたいと思います。

2) 山稜線について

「山稜線の分断」という表現が検討会でも取り上げられていますが、その山の主山稜線でない場合 背後の山稜線を著しく分断しない。「分断する」という時には背後の山稜線がくっきりと見える程近い場合に限る。等の場合には、普通地域である等指定の態様、現地の状況など鑑みて適切な判断をお願いしたいと思います。

3) 地元の声について

特に普通地域や第3種特別地域の場合、地元住民や地元の自治体の意見を検討の要素として取り上げるべきかと考えます。

他の自治体であればできる行為が、国立公園域に入っているために実現できないというのは不公平である

	<p>とも言え、また公園を守る責任を道義的には地元が負っているという現状を考えると、公園の活用も地元の権利として認めてしかるべきという気もいたします。また、その土地の現状をどこよりもよく知る地元が、風車設置の判断に関わることは自然風景保護の観点からも必要な事かと考えます。</p>
120	<p>国立・国定公園地域内の自然的・社会的条件は、同じ地種区分であっても、個々の地域により異なると考えます。</p> <p>つきましては、全国的に一律の基準で判断を行うのではなく、個々の地域の実態に即し個別に審査を行うなど、弾力的な審査基準の作成により、大都市近郊の国立・国定公園特別地域内における大型風力発電の設置が可能となるようご配慮をお願い申し上げます。</p> <p>なお、緑地保全地区や風致地区など他法令による工作物の設置規制があるため、これらについても、関係省庁と十分調整いただくようお願い申し上げます。</p>
121	<p>平成15年9月26日第157回の小泉首相所信表明演説の風力発電の拡大など、クリーン・エネルギーの導入を進め、脱温暖化を図ります。また、内閣メールマガジンにおける小泉首相のメッセージ風力発電の設備を、今まで出来なかった国立公園・国定公園にも作る事が出来るようにします。と今回の基準は相反するものと思われますし、その場所が国立・国定公園だったとしても一律却下するのではなく、現地を確認して個別に判断すべきと思います。</p>
122	<p>自然公園法は、日本を代表する優れた風景地を指定し、その保護と利用を図ることを目的としているが、2002年の自然公園法の改正において、「自然公園における生態系の多様性の確保」という文言が加わり、自然公園は野生生物の生息地としても重要な役割を果たしていると評価されている。</p> <p>国立・国定公園における風力発電施設の設置は、自然公園の2つの役割である「風景地の保護」と「生物多様性の確保」に重大な支障を及ぼすおそれがある。とくに最近の風力発電施設は規模が大きいため、国立・国定公園の景観を大きく変貌させると同時に、発電施設および送電線の建設工事、取り付け道路の建設は、渡り鳥や猛禽類をはじめとする多くの野生生物に影響を与えることが予想される。</p> <p>風力エネルギーは、大気汚染物質や放射性廃棄物等を発生しないクリーンな代替エネルギーではあるが、自然公園内に設置にする場合、そこに生息生育する野生生物の存続に影響を与えることのないよう、事前に十分な調査を実施したうえで慎重に判断すべきである。</p> <p>よって当協会は、国立・国定公園における生物多様性保全の観点より、以下の通り意見を述べる。</p> <p>1、国立・国定公園における自然環境の保全は、風力発電による公共の利益よりも優先することを明確に示すべきである。</p> <p>風力発電推進市町村全国協議会、風力発電事業者懇話会など4団体が、環境省に提出された要望書では、政府が2010年までに目標とする風力発電規模の300万キロワットのうち、93万キロワット分を国立・国定公園内（特別保護地域、第一種特別保全地域を除く）において、風力発電事業者による計画案件でまかなえるとされている。これは日本の国土の9%でしかない国立・国定公園で、目標の約3分の1をまかなうという計算になる。国立・国定公園は、人為的な影響を極力抑制すべき地域であり、大規模な風力発電施設の設置については、個々に自然環境に与える影響を調査したうえで慎重に判断すべきである。</p> <p>したがって、</p> <p>「3 国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る基本方針」では、自然環境の保護を主として考えることを基本とし、</p> <p>「公園外で、自然環境に影響がない範囲で代替地が存在する状況においては、公共性のいかに関わらず、公園内における立地の必然性は特別に認められない。」と明確に断言すべきである。</p> <p>2、風力発電施設の関連工事（道路、送電線、変電所の設置等）に関しても十分な影響調査を行うべきである（3（2））。</p> <p>風力発電施設の設置に関連する行為（道路、送電線、変電所の設置等）に加え、埋設の送電施設なども含めると、小面積で設置できるように言われている風力発電施設も、改変面積は少なくない。関連施設の基準についても十分な影響調査を行ったうえでその是非を判断すべきである。</p> <p>3、立地から除外すべき地域の基準を明確にすべきである（（3）ア）</p> <p>立地から除外すべき地域として、特別保護地域、海中公園地区、第1種特別地域の他に「植生の復元が困難な地域、野生生物の生息地・生育地として重要な地域」が挙げられているが、具体的な地域が明確ではないため、早急にこれらの基準を示すべきである。</p>

	<p>4、第2種特別地域と第3種特別地域における審査基準について 「自然の改変を最小化」の審査項目に 取り付け道路の新設は認めず、既設道路を利用したものであること。を加えるべきである。</p> <p>6、事前の環境調査の実施について 一定の規模の面積1ヘクタール以上等とあるが、その面積に風力発電に関わる施設(送電線、変電所、取り付け道路等)を含めた面積と明記すべきである。特に大規模の計画については、計画段階から、専門家や地域住民、市民団体、利害関係者の意見を聴取し、立地の代替案も含めて調整を行うべきである。</p> <p>7、設置後のモニタリングの実施について 事後の環境モニタリングを義務づけるとしているが、特に渡り鳥などについては適切なモニタリングを行うためにも、調査の項目や時期、頻度を専門家や地域の市民団体の意見を聞きいたうで吟味すべきである。また、バードストライクなど野生動物への影響についての情報が不足しているため、地域の市民団体や野生動物救護施設などと事業者が連携し、それらの対処や情報の蓄積を検討すべきである。</p> <p>8、国立・国定公園以外の風力発電施設設置について 北海道・宗谷岬ウインドファーム計画において、北海道の市民団体が検討委員会を設置し、国内希少種であるオオワシなどの渡り鳥等の影響について、指摘しているように、今後、国立公園外においても、希少野生生物の生息地や渡り鳥の休憩地など自然環境上重要な地域について、問題が生じるものと思われる。今回の検討委員会の議論をもとに、国立・国定公園以外の風力発電施設の設置についても、計画段階から十分な配慮がなされるようガイドラインを設けるか、「風力発電導入マニュアル」(環境省, 1997)を改訂すべきである。また、海岸線の総延長33,000kmという我が国の地理的条件を活かした、洋上風力発電の可能性についても、景観、海岸動植物、渡り鳥や海鳥のコロニーなどへの影響を十分に配慮した形で、検討すべきである。</p>
123	<p>最近日本においても環境を汚染しない自然のクリーンエネルギーに対する関心が高まってきたことについては、歓迎すべきことであり、風力発電もその一翼を担っていくことは当然の流れかと思えます。私も、そうしたクリーンエネルギーについては、大いに推進すべきかと考えております。</p> <p>しかしながら、現在すすめられている風力発電のあり方については、いくつかの重要な問題が含まれているように思います。</p> <p>1. 自然環境へのインパクト 風力発電施設は大きなものでは100メートルにもなり、大型化が中心的ということですからそれを支える諸施設も大掛かりなものとならざるを得ないでしょう。その際、周辺の自然環境へのインパクトも、少なからず起きてくることが予測されます。</p> <p>また、「バードストライク」についても実際に起こっていることから、実態の詳細な把握とともに、今後の予測を専門家や市民も交えて慎重かつ充分に行われなければならないと思えます。</p> <p>2. 景観が損なわれる 国立・国定公園の主旨の重要な一つが「景観」にあることから言っても、また公園外においても、風景は長年の間に、その地の自然条件や人の暮らしによって少しずつ培われてきたものであり、良好な風景・景観はまたそのものが国民の財産でもあると思えます。そうした観点からも、それを大きく損なうことが明らかである風力発電施設は、設置する場所等についての検討が行われるべきと考えます。</p> <p>3. 自然全般との共存 風力発電も含めた自然エネルギーは、新たな市場として、今後企業の参画が一層増えてくることが予想されます。そのような企業にも「自然にこれ以上負荷をかけない」ための多面的な見方・考え方を知ってもらい、技術的にも貢献してもらえよう、風力発電施設に関する問題点をきちんと提示していくことが必要ではないでしょうか。クリーンエネルギーを強調するあまり、そのために他の自然的価値がなおざりにされることがあってはなりません。クリーンエネルギーもまた、他の自然の中で共存していけるよう、規模や方法等について、現在の時点で最良の考え方に基づいて取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>また、実効性の確保のために、計画段階からのアセスの実施を義務づけることを検討してもよいと思えます。</p> <p>4. 国民の幅広い関心と参加を 風力発電については、クリーンなエネルギーであるから、という価値観のみが一人歩きしているくらいが</p>

	<p>あります。その実態について、メリット・デメリットを示し、より幅広い国民の関心を引き出して十分に議論が行われるよう、働きかけを行っていただきたいと思ひます。</p> <p>また、設置されたものについては、周辺の住民等も含めて引き続きモニタリングを行い、改善すべき点があれば直ちに反映できるようなシステムを作っておく必要があると思ひます。</p>
124	<p>現在、国内では多くの風力発電施設が建設されています。風力発電は、自然エネルギーを利用し環境に負荷をかけずにエネルギーを生産することが可能であるため昨今ではクリーンエネルギーの代名詞的な存在になっています。しかし、この背景には地元住民に対する説明不足や事前調査の不十分さから、建設後に多くの問題を抱える場所が多いこともまた事実です。これには周知のように法的な規制や制限が明確に定められていないことに起因しているものであり今回検討を重ねている「基本的考え方」は今後の風力発電施設建設の基準となりうる重要な位置を占めるものと考えます。以上の観点から、国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に対し、意見を述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、国立・国定公園という場所はその保全目的、保全対象が存在することから指定されているものと解釈できます。基本的には開発に対する審査基準を踏まえた制限を採用すべきと思ひます。・ただし、風力発電施設は近年の大型化から高さが100m超級のものまで存在します。商用ベースではおおむね100m内外の風車を建設しないと、採算が合わないと考えますので、一般的な建造物とは明らかに異なるものです。これは、景観にも影響します。 ・以上、風車は一般的な建造物とは明らかに一線を画すものであり景観に与える影響も大きいものと容易に想像できます。これらのことから、審査基準に関してはこれまでの審査基準を踏まえさらに慎重かつ精細な項目をもって示す必要があると考えます。 ・野生生物に与える影響に関しては、もっとも影響を受けると考えられるものとして鳥類が挙げられます。一部の鳥類は国内法だけではなく、各国との渡り鳥条約等に抵触するものもあることから、精査の徹底とその対策、回避策の具体的な提示を義務づける必要があると考えます。 ・具体的には、上記のとおり、鳥類を含めた周辺の生態系の調査の徹底およびアクセス法にのっとりた基準の制定が急務であると考えます。基本的にクリーンエネルギーの導入に反対しているわけではありません。しかし、一度建設されてしまえば撤去するにも、植生や環境を復元するにも莫大な時間と労力が伴います。必要かつ十分なデータがないままに建設を認可することは、公園内の既存の生態系を破壊する可能性も考えられます。クリーンエネルギーだからといって規制を緩和する方向ではなく十分な検討を要した結果、建設を認可するという保全と開発の中間的な立場となるような案となることを切に願ひます。
125	<p>国立公園は自然景観の優れた地域を保護していくために、国が定めたものと認識しています。そのような場所に人工建造物、それも絶えず回りつづけているようなものを設置すべきでないと考えます。風力発電は自然に優しい発電をする事は理解できますが、もし羽が折れて飛んだときに隣の設備に当たらないように広い間隔で建設されると聞きました。また、風が強すぎると止め、弱すぎると発電できないなどコストのかかる割には発電量が少ないと聞きます。</p> <p>最も考えて欲しいのは、渡り鳥が回る羽にあたり犠牲になることです。</p> <p>国立公園に設置された風力発電で次々と野鳥達が犠牲になることはぜったいさげなければなりません。すばらしい自然をあまりメリットのない風力発電で台無しにしないで下さい。何のための環境省かわからなくなります。</p>
126	<p>1 特に、風力発電施設による鳥類の生息への悪影響を懸念する立場から、コメントさせていただく。</p> <p>欧米諸国から出版・発信されている多大な報告から、風力発電施設が鳥類に対して“衝突死”、“生息環境の悪化・消失”、“生息種の置換”等の形で悪影響をおよぼし得る開発事業であることは、もはや否定することのできない事実である。これらの報告の中には、一施設において数百羽にも及ぶ猛禽類が衝突死した調査結果なども含まれており、建設場所や方法によっては、風力発電は鳥類に対して大きなダメージを与えかねない事業なのである。しかし、日本ではこの問題の認知が非常に遅く、いまだにその認識の普及は不十分と感じられる。</p> <p>希少猛禽類の生息地における風車建設の問題に関わった経験から、たとえば同じ環境省の方であっても、“そんな雑用”として扱う方から、何らかの形で介入できそうなスキマを見つけようと知恵を絞ってくれる方まで、それぞれであった。つまり、環境省の中でも、人によって問題の認識度の差は大きい。まずは省内や検討会委員間において、問題の重要性について共通の認識をもっていただくことが重要ではないかと考え</p>

る。

現在、国内に既存する風力発電施設の中には、希少種の生息地や重要な渡りルートに建設されているものがあり、悪影響が生じている可能性もある。たとえば、種の保存法の絶滅の恐れのある野生動植物種に掲げられているオジロワシの繁殖テリトリー内であり、越冬期には渡りのオジロワシとオオワシの越冬地にもなっている海岸線に、数 km にわたって狭間隔で風車が建設された。また、現在進められている計画にも、絶滅を危惧される種の生息や生存を脅かすようなものがある。したがって、鳥類に対する影響については、国定・国立公園内における計画地においてはもちろんのこと、指定外地域においても検討されるべき課題であると考えられる。少なくとも、計画地における客観的な影響評価調査の施行、および希少種への悪影響の可能性がある、あるいは普通種といえども個体群に対するダメージが大きいと予測される計画に対しては、再検討・計画改善することを義務付けるようなシステムを、一刻も早く導入すべきである。

既に欧米ではこの問題に際し、影響の現状把握に始まり、鳥類の行動調査に基づいた風車の配置や風車タイプの検討、風車自体の改良など、多岐にわたる研究やその成果を用いた影響回避のための実践的な取り組みがなされている。影響回避のための技術的な部分についてはまだ発展段階のものが多いようではあるが、適用あるいは応用可能と考えられる有用な結果も示されている。研究のほかにも、野生動物保護および景観保全の観点から建設可能地のゾーニングなども行われている。これらの知識や技術は、これまでの蓄積が無いに等しい日本においては、今後の方向性を探る上での重要な道標ともなるであろう。今後の風力発電施設建設と鳥類の保全の両立を目指すために、これらの情報を有意義に活かしつつ、鳥類と風車の両専門科を含めた検討会の開催と、組織的な調査研究への着手が必要であると考え、一刻も早く現実的な取り組みがなされることを望む。

2 国定・国立公園内における風力発電施設設置に対する私見

原子力発電の縮小や全廃を掲げつつ、風力発電を推進している北欧諸国などと異なり、日本は風力発電と平行して原子力発電も推進しようとしている。“環境汚染物質を放出しない”ことが風力を推進する理由なのであれば、“環境汚染物質を放出する”発電施設の縮小も、同時に掲げられてしかるべきであろう。このような点から、この国策や、設定された国家目標数値の意義自体に疑問を感じる。国定・国立公園内における優れた自然景観には、情緒的および教育的価値などの点で、国民共有の財産としての価値には測りしれないものがある。意義の不明瞭な数値目標を達成するために、そして他にふさわしい代替地がないからという理由により、日本では数少ない自然環境・景観の残されている国定・国立公園内への大規模風力発電施設容認に踏みきるのは、説得力が乏しすぎる。また、風力発電技術もそれ以外の自然エネルギー利用技術も日々進歩している状態であり、近い将来さらに効率の良い発電施設が実現する可能性もあるのではないだろうか。なぜ、“今”、“そこ”に風車を建てなければならないのか、明確で客観的な理由とともに、その計画によって引き起こされ得る自然景観や野生動植物への影響についても同時に示し、その上で国民にコンセンサスを得る必要があると思われる。

また、検討会において風車に対する感じ方は主観的で差があることが議論されていたが、北海道の海岸線に巨大な風車が次々と現れるようになった昨今、海岸線を車で走っていても心が休まらないような気分になる。自然景観の中に突如として現れるその巨大な様相には、異様さや恐怖心さえ感じることがある。今後、国内の風車はさらに増えていくと思うが、それに伴い、せめて国定・国立公園の中にいるときくらいは、巨大風車から逃れたいと考える人も増えていくのではないだろうか。

127 国内の哺乳類の中で、もっとも絶滅に瀕すると考えられる種数が多いグループは翼手目であろう。風力発電施設に関する議論では鳥類の衝突事故の問題が大きく取り上げられることが多いが、翼手目への影響については国内ではほとんど議論されていない。一方、海外では風力発電所施設でのコウモリの死亡も伝えられており (Higgins et al., 1995)、翼手目に対しても鳥同様の影響が懸念されている。

日本産コウモリは樹洞をねぐらとして利用する種が少なくないため、国立公園など豊かな森を有する地域には多くの種が生息することが予想される。昆虫食であるコウモリにとって、森林地帯はねぐらの場所であるとともに、好適な採餌場所としても位置づけられる。夕方、コウモリは、餌である昆虫を求めて、様々な場所へと飛び立っていく。それは林内であることもあれば、羽化する昆虫が多い川の上であったり、昆虫が強い光によって誘因される街灯などであったりする (佐藤ほか、2002)。

風力発電で見うけられる光景として、夜間のライトアップがあげられる。前述のコウモリの習性から、強い光により多くの昆虫が集まる場所にコウモリも飛来するというのであれば、ライトアップされた風力発

	<p>電施設にコウモリが集まることは多いに予想され、状況によっては衝突死などもありえよう。特に原生の自然がより多く残されている国立公園内などのような周りに光源がない場所でのライトアップは、おびただしい数の昆虫をおびき寄せることとなり、その影響はコウモリだけでなく、昆虫相にも及ぶ可能性がある。</p> <p>これらの影響を避けるためには、まずは夜間のライトアップをしないことが必要である。このことは国立公園内での風力発電施設に限ったことでなく、その周辺地域でも同様のことが行なわれることが望ましい。コウモリの採餌場所はねぐら周辺とは限らず、より好適な採餌場所を探して、遠くまで移動することがあるからである。</p> <p>ライトアップ以外で予想される問題としては、鳥類と同じような移動中の衝突死の可能性である。エコーロケーションを用いるコウモリは、障害物の探知とそれからの回避行動はその巧みな飛翔能力から非常に優れるものの、高速で回転する風力発電の羽に衝突しない確率は0とは言えないだろう。コウモリの移動は、決して林内だけでなく、種によってはかなり高い高度を維持して採餌場所との間を往復する種も存在する。その場合、風力発電施設とそのルートが重なる可能性も考えられる。採餌場所は昆虫の発生によって大きく変化があることが予想され、季節や当日の微気候にも影響される。よって、もしコウモリの採餌ルート上への施設の設置が検討されるということであれば、最低限でも一年間(コウモリは冬眠するので実際は約半年であるが)、コウモリの採餌場所の変化や移動習性を確認する必要があるかもしれない。もちろん、事前にその場所にどんなコウモリが生息しているのか、コウモリ相の調査が行われることは当然であろう。これとは別に、頻度は採餌場所への移動よりは少ないが、鳥類の「渡り」にあたる越冬場所への移動経路に施設がたつ可能性もあろう。移動について最近国内でも標識調査などが精力的に進められてきているが、越冬場所が不明であったりと、どのような移動ルートをたどっているのか、ほとんど解明されていないと言ってよいだろう。よって、これについては広範囲なコウモリ相調査を行い、該当する種がないことを確認することが唯一の策かもしれない。</p> <p>以上、風力発電施設の設置によるコウモリへの影響について、ライトアップによる誘因と衝突死の可能性について述べた。コウモリの保護のためには、ねぐら、採餌場所、そして越冬場所の確保が必須である。そして、これらの3つの場所が同一地域に含まれるとは限られないことから、国立公園やその周辺地域での風力発電施設の設置には、検討会でも議論されているように、地域の生物相の特性なども考慮しながら、事前・事後の影響評価と風力発電施設の運用(ライトアップなど)も合わせてご審議していただければと願う。</p>
128	<p>昨年8月の第1回より第5回までの検討会を傍聴させていただいており、その中で私どもが痛切に感じたことをいくつか述べさせていただきます。検討会の委員の方々・環境省の事務局それぞれの立場で真剣にこの問題に取り組んでおられる気持ちは、理解できるのですが各論になると譲歩しないとといった感があります。第4回検討会の骨子案もこれまでの環境省の立場から一步も前にでていないむしろ厳しくなった感じさえします。そこにこの問題の難しさがあるのかもしれません。抽象的な言葉と具体的な数値等の組み合わせによってどのようにも判断できる内容であるとの見方もできるのではと思います。</p> <p>私は、伊勢志摩国立公園内に住んでいるこの地をこよなく愛している一人です。公園の景観についても私なりの個人的な思いもあります。それはこの土地の住人だからこその感情かもしれません。</p> <p>今回の風力発電事業についても、普通地域であるし、景観を阻害する場所とは考えておりません。風車設置については多くの制約があります(風速・送電線・道路・動植物・電波・騒音等)この公園内の普通地域で設置可能な場所はピンポイントであります。特別地域の第2種・第3種への計画は予定するつもりもありませんが、普通地域に関しましては景観とマッチするような指導のもとで血のかよった基準作りをお願い致します。</p> <p>第5回検討会においても問題になりました山稜線については、分断するというところに重きをおくと風力発電事業の可能性がゼロとなります。又、国立公園内に於いては主たる展望地ということが大変重要な事項であり各公園別で、できる限り明確にしてほしい。高さ制限については数値で決定するのではなく、設置場所ごとに協議をおこなってほしい。私は場所によって風車は大変美しく見えるものだと思います。</p>
129	<p>「国立・国定公園内における風力発電設備のあり方に関する基本的考え方」を読ませていただくと、風力発電設備が自然景観を損なうという根拠で、風車の設置を難しくするようなことが述べられています。</p> <p>私は陸中海岸国立公園の中にある釜石市に住んでおり、日本一となる風力発電所の建設工事が、現在、この地で行われておりますが、風力発電設備が自然の景観に悪影響を与えるような印象は受けておりません。われわれ人類が住むこの地球を未来永劫こわたって守っていくためには、自然の景観を守ることも重要な</p>

	<p>ことはいうまでもありませんが、一方では地球の温暖化防止も焦眉の問題として、国を挙げて取り組んでいるところでもあります。そういう情勢の中で脚光を浴びているのが、風力という自然エネルギーから生み出される「グリーン電力」の風力発電で、国策としてもその開発を強力に進めようとしていたはずでした。今回の「基本的な考え方」は、そういった国策にも水をさすような印象も受けます。</p> <p>また、風力発電の開発・建設工事は、衰退一方の地方経済の活性化、雇用促進にも多少なりとも貢献するものであり、地方に住むわれわれとしては、景観もさることながら、こういった面でも風力発電を強力に推進していただきたいと思っているところでもあります。</p> <p>つきましては、下記のような条件のもと、公園内での無秩序な開発には厳正に対処しながらも、公園内への大型風車の設置を受け入れる方向に進めていって頂きたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．計画地点の特性に応じた環境影響評価調査 2．地元意見の尊重
130	<p>現在日本では、300万キロワットの風力発電設備を2010年までに導入するという目標を達成する為に官民あげて進めていると聞いておりました。また、新年の現総理大臣の施政方針演説でも新エネルギーの積極的な導入が盛りこまれていたと記憶しております。現在の風力発電の確定導入予定量が120万キロワットで、目標までの残り180万キロワットとのことですが、業界団体の計画案件だけでも自然公園内に93万キロワット程度あると聞いております。またそのほかに業界団体に入っていない自治体の計画や事業者の計画があるとも聞いております。</p> <p>計画案件を策定するにあたって業界団体は自然公園を中心に策定したのではなく風が強く吹く所を探した結果その場所を計画に入れたのでしょうし、これまでの基準では自然公園は風車が建てられないと分かっているにもかかわらず計画をしていたので今後93万キロワット以上の可能性を秘めた場所と思われる。</p> <p>業界団体の計算(運転中・建設中を含む)では約400万キロワットとなっていますが、自然公園内に93万キロワットという事は計画全体の23%強の割合ということになります。国立公園(国土の5%)、国定公園(国土の4%)、都道府県立(国土の5%)自然公園の国土に占める割合は合計で14%となり、国土面積の中のごく一部(風力発電は険しい山の上や離島には計画されていない)を利用することにより、風力発電導入目標を達成するための大きな効果を期待できるように思えます。</p> <p>300万キロワットの風力発電を導入する目標は通過点であり、この目標を達成した後はもう1段階上の目標を目指すべきとも思いますので、環境政策として保全だけに偏らないバランスの取れた議論をしていただきたいと思います。</p>
131	<p>新エネルギーの代表選手である風力発電を導入する為の指針を策定するための検討会と聞いていたのですが、概要案を見る限りこの検討会は色々な理由をつけて風力発電を建てさせない為の会であったようです。なぜ国立・国定公園に風力発電を建てたいという意見が出てきたかということ、国立・国定公園がある土地はこれまで人が入る事が出来なかった(生活のために入る必要の無かった)環境が厳しい場所であり、その厳しさの中の一つとして「風が強い」という条件があったからと思われる。</p> <p>風力発電は風が弱い場所では全くその機能を発揮する事が出来ず、風が強い所でないと建てる意味の無いものであると思われる。</p> <p>最近の風力発電は民間が行う事が多いと聞いており、その場合経済性が成り立たない場合には建てない。という選択をしているはずですのでそういう状況下国立・国定公園で風力発電を建てたい。という意見がある場所は、「他に代替地が存在しない(概要案3.口(1))また、「立地の必然性が極めて高いもの(概要案3.口(3)口ウ)」と考えるべきではないでしょうか。</p> <p>また、各市町村が行っている風力発電でも、先に申し上げた経済性を成り立たせるという事は財政状況が逼迫している中当然の事であると思われるので同じく代替地が存在しない、必然性がある。という事になると思われる。</p> <p>以上のように新しい風力発電というものに対しては新しい考え方が必要と思われるので検討会の再考をお願い致します。</p>
132	<p>環境省内では「大規模風力が何基もある景色はやはり異様で、それを認めて行くと将来悔いが残る」との話があると聞きますが、私は異様には感じません。</p> <p>国土の狭い資源の少ない日本で私達が現在のような生活を営んでいけるのは先人の苦勞と日本に様々な資源を提供して頂いている諸外国のおかげだと思います。</p>

	<p>風力発電はこれまでエネルギー資源輸出という形で日本に貢献してきて頂いた諸外国の負損を減らす事において非常に意味があることと考えています。また、この負担を減らすという事の中には、その国でエネルギー資源を採掘する際に発生する環境影響を減少させる事が出来るということも含んでいます。</p> <p>私達現代人は環境に大きな負担をかけるエネルギー資源の乱用を少なくする「省エネルギー」を考える事が先決であると思いますが、「省エネルギー」はあくまで「省」であり「無」にはなり得ません。しかし、風力発電を含む新エネルギーには環境に大きな負担をかけるエネルギーを「無」にする可能性が秘められています。</p> <p>この様な観点で風車を見た時に「異様」という感覚を持つことは無いのではないのでしょうか。私は日本人の責任として風力発電を応援すると共に、国立・国定公園内やその周辺への設置も誘導するべきであると思えます。</p>
133	<p>伊勢志摩国立公園の特色は「自然の作った美しさと、人の作った歴史文化の融合した景観が、本公園の特色である。」と明記され又、自然の作ったとは、「沈降と隆起を繰り返してできた典型的なリアス式海岸で、鳥羽湾、的矢湾、英虞湾等の深い入り江と、散在する大小多数の島々が、繊細で優美な景観を見せている。」と表現されている。この優れた自然景観は残さなければいけない。鳥羽地域は公園の指定を受けた時から全てが公園に含まれていた生活圏を確保するために又、観光都市としての必要な開発をおこない現在に至っている。市街化が進むのは公園に指定された時から予想されていたことで元々の鳥羽の土地形状(海岸からすぐに山となっている)からして仕方がないと思われる。</p> <p>国土面積の9%の公園のなかに伊勢志摩国立公園も含まれているが規制の対象となる国立公園内に一つの市全域が入っている条件の地域と他の国立公園の地域とを区別して考えていただきたい。</p> <p>1. 立地の必然性</p> <p>船津地域以外の代替地が存在しない</p> <p>1) 鳥羽地域に於いてはどこに行っても伊勢志摩国立公園内であり風速がある箇所も多数見受けられるが普通地域より保護上重要とされる特別地域の第1種～第3種として指定されている。又、主要な展望地(朝熊山)からいずれも展望の対象となる。</p> <p>2) 風車から発電した電力をおくる送電線が船津町付近以外に架空されていない。(行者山には送電線の鉄塔が概に設置されている。)</p> <p>2. 自然景観</p> <p>1) 行者山の山稜線を分断する事実を、否定できないが山稜線から直接100mの風車施設が飛び出る訳ではなく(高原の平地で見る高さではない)指摘されるような見え方はしない。モニタージュ写真は高さ30mのアドバルーンにより作製しているが風車が景観を阻害しているとはとても思えない。</p> <p>2) 眺望の対象となる行者山を自動車から降りて眺める観光客及び地元の人々はなきに等しい。行者山を開発区域に含むゴルフ場の建設事業が承認されている。普通地域の中の行者山の風致価値が過去に於いてすでに減少していたと思われるし、もとより行者山は重要な興味対象の山ではないと思われる。</p> <p>3) 伊勢志摩国立公園内の鳥羽地域の風景観賞をする観光客にとって主要な展望地は朝熊山の展望台であり伊勢志摩スカイラインの非常駐車帯が主要な眺望地とはいえない。鳥羽から伊勢に向かうルートとして、伊勢志摩スカイラインを利用する観光客は道路脇の雑木林を見ながら朝熊山展望台を目指して上っていただけます。</p> <p>3. 設置について</p> <p>1) 行者山には全高100mの風車を5基計画しております。これ以上の基数は風車の乱立となり久居のウィンドファームのように醜い形状と(個人的な主観)なりうる可能性があるからです。久居については時代遅れの750Kw(全高75m)を設置したためにあのような乱立につながったはずですが。今主流の2000Kw・1500Kwを設置すれば基数は半分以下になったはずですが。</p> <p>設置については事業採算性も含めその場所にとけ込めるようにレイアウトをしていくべきだと考えております。</p> <p>4. 審査基準のポイント</p> <p>規模に関する事項</p> <p>展望地から設置場所までの展望距離によって高さの度合いが異なってくるため高さの上限は決められないと思えます。現地調査をおこない設置後のモニタージュにより判断することがベストです。数値がどうし</p>

	<p>ても必要であれば今主流は100mクラスです。</p> <p>展望や眺望に関する事項</p> <p>主要な展望地や眺望対象に対しては地元住民・観光客のアンケートにより決定してはどうか。保護管理する人達の中でも当然個人的主観があると思います。</p> <p>私どもは、特別区域に風車を設置する計画は当初より考えておりません。伊勢志摩国立公園の普通地域の市街化が押し寄せている場所に設置しようとしています。</p> <p>もとより地権者・地元住民・鳥羽商工会議所・鳥羽市・三重県の賛同を得ており地域の事情をふまえて個別の案件として普通地域の規制緩和をお願いしたい。</p>
134	<p>景観（展望・眺望）審査基準のポイントの中で、展望・眺望の著しい妨げにならないとして、主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならないこと、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないことが記載されているが、上記の審査基準ポイントを遵守した場合、大型風車及びウィンドファームの設置は一律不可能となる。</p> <p>風車の親和性への議論が尽くされていない中において、かかる一律排除の基準を設定することは理解できないので、地域・地元の意見を十分反映した上で、ケースバイケースで審査されることが望まれる。</p> <p>自然環境・景観を保護することは当然大切なことであるが、環境政策・景観を中心とする自然環境の保護という視点のみに多くの比重をおき、結果として公園地域内における風力発電施設の設置を一律に禁じる内容となっていることは、環境政策として著しくバランスを欠いていると言わざるを得ない。</p> <p>長期的視点に立てば、地球環境規模での環境保全こそ着目されるべきであり、地域環境保全のみに的を絞った議論は趣旨に反することである。</p> <p>風力発電は、現在人類が実施可能な温暖化ガス削減の最も有効な手法の一つであることはいまさら言うまでもないことである。</p> <p>地球温暖化が進行すれば、生態系を始めとする大気圏環境が著しい影響を受け、保全すべき地域環境自体が喪失することに留意すべきであり、地域環境と地球環境とをいかに両立させながら保全するかという観点に立って議論すべきである。</p> <p>また、風力発電が有する地球温暖化抑制という側面に加え、新しい産業としての地域経済への波及効果、更には、積極的な受け入れを表明している多くの自治体や地元住民の意思への配慮を十分行い対処することが望まれるところである。</p> <p>本概要案通りに決定された場合、「国定公園」のみならず「都道府県立自然公園」までも環境省の意向が今までと同様に強く反映されることが十分予想される。</p> <p>したがって、「国定公園」及び「都道府県立自然公園」の運用については、従前以上に都道府県知事への裁量に委ね、国から地方への権限の委譲がさらに進められることが大きく望まれる。</p>
135	<p>鳥類が風力発電の建設で受ける被害には2通りある。1つは風車への衝突であり、1つは生息地の破壊である。生息地の破壊は、風車そのものによる環境の変化だけでなく、鳥が風車を避けることにより、その周囲のある範囲が生息地として使えない状況に陥るということもある。つまり鳥にとっての生息地の破壊は、実際の環境の改変よりも広いということになる。また風車の取り付けのための取り付け道路や電線などによる環境の改変や、それらによる環境の分断化の影響についても考えていく必要がある。風車による周囲への影響についてはこれから検討していく必要があるが、生息地の破壊については既存の開発に対する基準を適用することができる。</p> <p>風車への衝突の影響の回避については既存の基準がないので、以下のような基準を提案したい。</p> <p>1) 風車の建設をすべきでない場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希少種の生息地 <p>風車による衝突がどの程度あるのかについては現時点では明らかでない。それがあまり高頻度でないにしても、希少種に対しては「わずかにぶつかる」ことがその個体群にとって大きな影響を与える。たとえばオオワシでは、年間十数羽の死亡だけでも個体群が絶滅に向かってしまうことが指摘されている。したがって、希少種の重要な生息地や渡り時に集中して通過していくような渡り経路への風車の建設はするべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海鳥のコロニー（集団繁殖地）周辺 <p>海鳥は開けた海上を生息地としている。開けた場所の長距離移動に適応しているため、直線的に飛行し、小</p>

	<p>まわりが効かない。したがって、陸上の鳥に比べると風車に衝突する危険性が高い。そのような海鳥が集結して営巢しているコロニーの近くには風車を建設すべきでない。海鳥の渡り経路などはあまり明らかになっていないが、そのような場所にも建設をするべきではない。</p> <p>2) 風車の建設を避けるべき場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥類の集結地 <p>鳥類の集団越冬地あるいは渡りの主要な場所については、確率的に鳥が風車にぶつかる危険性が高いので、できるだけ風車の建設は避けるべきである。そのような場所には、ガンカモ・シギチドリ・ツル類のネットワーク登録地およびその条件を満たす場所、ワシタカ類等の主要な渡り経路があげられる。</p> <p>3) それ以外の場所についても、風車の影響について十分に注意しながら建設の可否を検討する必要がある。</p> <p>4) 風車を建設する場合に設置を避ける微環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねぐらと採食地 <p>ねぐらや採食地は低空を飛翔することが多く、鳥がぶつかる危険性の高い場所である。鳥類の行動を十分に観察し、ねぐらや採食地への設置はさけるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・崖や尾根の縁崖や尾根の縁は吹き上げる風をつかって猛禽類が飛翔、上昇する。このような場所では崖や尾根の下から舞い上がるように飛ぶことが多いので、崖や尾根の縁に風車を設置すると猛禽類がぶつかる可能性が高い。縁からは十分に距離をとった場所に設置する必要がある。 ・通常は風車よりも高い位置を飛翔するような場所でも、雨天、霧など悪天候の場合は低空を飛ぶことがある。設置にあたっては天候、時刻などをかえて調査を行なう必要がある。
136	<p>当社は津軽半島の日本海岸から焼く1,000mで養豚で14,000頭程の経営を20年前から続けてきました。海からの風が強く、特に秋冬は毎日台風並みです。近年エネルギー問題から、下北半島は日本でメッカといわれていますが、当社で農場敷地に風力発電1基やるべく国の助成を得て風況調査したら、下北半島よりも風の状態がよい結果がでました。本土では最も良いとの評価を言われております。ただこの地域は国定公園と防風林(農水省管理)なのだが、めばしい産業が全くなく、規制緩和されれば、海岸沿いの海にも建てれば100基は可能です。防風林は建設時に必要部分を切っても完成したら植林すれば数年で復元しますので、それらを義務づけて許可すれば日本でも有数のクリーンエネルギーを供給し、国の政策に最もマッチした地域です。そして現代観光地としても貧しい、日本一所得の低い津軽にも陽があたると思いますが、大手商社の丸紅が半島に20基以上の計画しているそうですが、それだけ注目されている津軽半島の西海岸なのです。</p> <p>なにとぞ、国家、地域発展のため、善処を願います。</p>
137	<p>船が沈みそうだということになぜ甲板を磨くことにこだわるのですか。地球は人類の生存にとって危機的な状態にあるというのに、何ゆえこれほど景観の保全にこだわるのですか。</p> <p>今ここに2冊の本があります。いずれもメドウズ博士らによる地球システムの危機を訴えている本です。一冊は、1972年に、ローマ・クラブが人類の危機に関するプロジェクトの一環として博士に研究を委託した成果を「成長の限界」という本にまとめたものです。ここで、メドウズらは、地球規模の人口、工業化、汚染、食糧生産、資源消費などを変数にとりながら、経済と環境を一つのシステムとし、時間の推移を考慮した地球システムモデルをつくり、それを解くことによって今後、地球システムがどう推移するかを明らかにしています。研究によると、世界が新たな手を打たず現状のまま推移した場合、2020年ころから資源が急速に枯渇に向かい、地球汚染が進むなか、世界の工業生産、食料はピークをむかえ、その後急速に減少します。人口はさらに10年遅れてピークをむかえ、これまた急激に減少に向かいます。</p> <p>人口の減少は、自然的なものでなく、食料不足や汚染さらに保健サービスの低下による死亡率の上昇もたらすものです。すなわち飢えと病気で苦しみながら大勢の人たちが死んでいくということです。2030年はすぐそこです。今生まれた子が20歳になり、今20歳の青年が50歳になるときです。</p> <p>そんな馬鹿なことがあるわけがない、そんな地球モデルはインチキでシミュレーション結果は信じられない、と思うかも知れませんが、全てが右肩上がりの世界に生きてきた私たちには信じがたいことがまもなく目の前で起きようとしているのです。そうです地球丸はまさに沈まんとしているのです。</p> <p>この種のモデルによるシミュレーションは、多少のブレはあっても基本的なところにはそう狂いはありません。実際、推定される資源が倍あったとしても、工業生産、食料、人口のピークは数年遅れるが、それを過ぎると急激に減少に転じ、悲惨な状況が待ち受けていることには変わりないことをシミュレーション結果</p>

は示しています。

このような危機的状態にいたった原因は、メドウズらも指摘しているように、一つは地球が物質的に閉鎖系であり、限りがあるということであり、もう一つは限りない人間の欲望と科学・技術の進歩がもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄からくる行き過ぎにあります。

現在のエネルギー、物質資源の大半である化石資源は、地球が太陽の恵み、すなわち太陽からのエネルギーを受けて生物が誕生して以来、40億年間にわたりその太陽エネルギーを地球の中に固定化したものです。それを今を挟んで前後50年の間、人類の30万年という歴史の中で見てもほんの100年という一瞬のうちに使い果たしてしまおうとしているのです。現在は、人類が勝利しつつある時代ではなく、滅亡の引き金を引かんとしている時代です。現在の異常さに気が付かなければなりません。

私の見るところ、資源の大半を海外に頼っている日本は、最も早く危機的な状態に入るものと思われる。そこでは、エネルギー等資源は、江戸時代と同じく太陽の恵みの範囲でしか得られず、したがって人口も同じくらいまで急減するものと思われる。そうなると山野は、自前で獲得可能な唯一の、今で言うバイオマスを求めてあつという間に丸裸になってしまい、景観どころではありません。

人類はあまり賢くないようですね。否、そんなことはありません。メドウズ博士らは、最初の研究結果があまりにも悲観的なものであったことから、約20年後の1991年には、新しい研究にもとづいて「生きるための選択 - 限界を超えて」という本を出し、限界を超えた向こうに持続可能な社会を実現する処方箋(シナリオ)を示してくれています。この本が手元にある二冊日の本です。

それは、今すぐに、産児制限などによる人口の抑制、一人当たりの工業生産の抑制など成長抑制策の意図的な強化に加えて、資源利用の効率化を高め、単位工業生産あたりの汚染排出量を削減し、土地の侵食を抑制して、一人当たりの食料が望ましい水準に達するまで土地の収穫率を向上させるなどの技術効率が著しく改善され、導入するというシナリオです。

この持続可能な社会のシナリオでは、環境への負荷、再生不可能資源の採取ペース、土地の侵食、分解されにくい汚染物質の生産量などは地球システムの限界以下に落ち着き、制御できない破局は回避され、生活水準も維持され、完全とは行かないまでも均衡に近い状態が維持されるとされています。

このシナリオは、成長抑制策と技術の改善が理想的に進んだ場合ですが、私の考えでは、現状では楽観的過ぎると思います。昨今の地球温暖化防止のための炭酸ガス削減問題に対する国際会議のもたつき、日本での再生可能なクリーンエネルギー導入の不熱心ぶりは理想的な進捗から程遠いものです。

個別問題としての風力発電の導入についても同じです。「風力発電等の新エネルギーは、地球温暖化防止の観点等から導入を促進すべきである」とは言っているものの、すぐ続けて、「一方、・・・」と景観の保全を主張されており、前段は単なる枕詞にしかありません。事態の深刻さについての認識が全く感じられません。

さて、前置きが長くなりましたが、これは、今われわれが議論すべき問題の本質は、「風車か景観か」ではなく、「人類の存続か景観か」であるということであり、現在進めている議論の視点を後者に移していただきたいがためです。

2 私は、現在、大学で一般システム論を講義しています。そこでは、ものごとをシステマチックに考え、論じるときに大切なことの一つとして、視座を一段上げることを教えています。それは、ものごとには「一つひとつ良いことをいくら積み上げても必ずしも全体として良いことになるとは限らない」という原理が存在しているからです。

また私たちは、普通、世の中には事実、真実すなわち客観がまえから存在していて、私にはそれが見えていて、何が正しいか間違っているか分かっている、という前提で物事を議論しています。しか残念ながら、私に正しく見えている客観は存在しないのです。見えているのは、私の欲望や関心、私の専門や立場、すなわち主観、私の都合がつくりあげている世界に過ぎないのです。だから、大勢の人たちが集まっているところで、少しでも問題解決の善い方向を見出すためには、専門や立場を超えて、目先の都合でなく、一人ひとりの偽りのない欲望や関心をぶっつけあいながら、事物の背景にある本質を見極めることが重要である、と、言うことを説いています。

メディアを通して聞こえてくる「国立・国定公園内における風力発電設置」に関する議論をみていると、あまりにも視座が低く、視点が狭すぎるように思いますがいかがなものでしょうか。また、発言者の立場や役割にこだわった発言が多すぎるように見えますが。

	<p>景観も私たち人間が快適な生活を送るうえで重要な要因であることは確かです。しかし、それは、現在はもちろん、将来も人類が快適に生き永らえるという絶対的な基準で見た場合、さまざまな要素のなかの一つに過ぎません。</p> <p>景観も風力発電も議論すべきアイテムとしては、持続可能な社会、すなわち「将来の世代がそのニーズを満たすための能力を損なうことなく、現在のニーズを満たすという社会」を実現させるという点からみると非常に近いところにあるのであるから、問題を捉える視座を少しあげれば同じ一つの視野に入ってくるはずで、現に、それが故に、景観もクリーンエネルギーも同じ環境省内のテリトリーになっているのですから。</p> <p>そうすれば、そこでは稜線を分断しない景観が大事だから、人が病気になり、飢え死ぬのも止むを得ない、ということにはならないと思います。「基本的な考え方」の概要案には、色々な事がもっともらしく書いてありますが、上で論じたような大局的な視点を欠き、肝心なところは単なる枕詞にしかならず、結局は、景観保全や野生動物の保護の観点から、ほとんど公園内には立地させないといっているのと同じです。とりまとめられる結果は火を見るより明らかです。</p> <p>これは感情的な極端な考え方でも、非科学的な主張でもありません。もちろん上述の地球危機の問題を否定したり、システマチックな考え方が厭だというなら別ですが。</p> <p>人類が乗っている地球号は沈みかかっています。時と場合によっては、船の甲板をきれいに磨くこと、景観を守ることもだいじです。だからといって沈みゆく甲板を磨いているだけでよいのでしょうか。景観を保全することが大事だからといってそのことだけにこだわってばかりいて、地球システムの危機の到来を無視してよいのでしょうか。</p>
138	<p>1．国立・国定（以下自然公園と略す）内に風力発電施設設置の必要性の欠如 上記問題に対して私には2つの可能性が考えられる。</p> <p>A．電力供給の必要性 B．温暖化対策のシンボルとしての広告宣伝効果</p> <p>A．現在の電源政策の根幹は火力発電と原子力発電で、ともに問題のあるところである。また、従来主力であった水力発電も、各地のダム建設反対運動で、岐路に立たされている。その点を考慮すれば、風力発電はこれから考えていかなばならぬ選択肢の一つであろう。ところが、自然エネルギーを利用する方法としては、その他に現在開発中の、地熱発電・太陽光発電・海水温度差発電、さらには将来開発せねばならない潮力発電など、近未来に利用可能ないろいろな発電施設が考えられる。</p> <p>現在のような低成長あるいはマイナス成長の経済状態で、各地の発電設備の稼働率はいたって低く、この時期に風力発電施設からの電力を確保する必然性がない。この経済状態は、そう短期にバブル期の消費電力のレベルに回復するとは考えられなく、たとえある程度の景気の回復がなされた後も、わが国の経済状態は低い成長率を示すであろうとする経済予測は、現在では常識となっている。</p> <p>A - 1．上記の諸問題にもかかわらず、電力コストの問題から、風力発電を選択せねばならない事情がある場合。</p> <p>資料にもあるように、風力発電施設は風の強い地点、あるいは地域に設置される物である。わが国の強風地域はすべて自然公園に含まれているとは考えられない。風力発電施設を設置するなら自然公園外へ設置すべきであろう。わざわざ自然公園内へ誘致するに足る理由が見あたらない。</p> <p>A - 2．自然公園内の小規模電力の確保のための施設としての導入</p> <p>自然環境・自然景観に与える負の影響が大きく、とても容認できない。コストをかけても自然公園地域外から送電するのが筋である。自然破壊とコストのバランスは、自然をどれだけ価値ある物と見なすかという、価値判断に立脚する問題である。私としては環境省には自然の価値をあまり軽く見てもらいたくない。</p> <p>B．「自然エネルギーの導入・地球温暖化対策の促進という視点」のシンボルとしての巨大な広告塔の役割を与えるのが目的であるなら、自然環境・自然景観に与える負の影響とのバランスを考えるととても見合った物とは考えられない。環境省が考えるべきシンボル、あるいはシンボリックなアクションは自然を大切に扱ったものでなければならない。</p> <p>2．自然公園にとっての自然景観の重要性</p> <p>自然公園の2大重点はそこにおける動植物（バイオータ）のありようと、自然景観である。わが国の国立公園でも、あるいは世界中のどの自然公園でも、自然公園を考慮しないものはない。わが国の自然公園の場合、古く指定された国立公園の場合は特に、指定時に高い価値が認められた風景があり、その風景は特定の</p>

地点方の眺望を指す場合が多い。確かに指定時には、学識経験者が議論を重ねて、あるいは多くの専門家の意見を集約する形でこのような優れた風景とその眺望地がリストアップされたのだらうと考えられるが、こと美的感覚によるこれらの価値判断は、自然公園のもう一方のバイオータ的要因ほど客観性を持たない。また自然公園における景観的要素は遠くを見渡す、あるいは遠くを見据えるという、眺望のみにあらずして、謹啓もまた重要な要素となる。

このことから明らかなように、自然公園内においては、その景観的要素はできるだけ保全すべきものとの結論が導き出される。このことは、著名な眺望点からの視線から隠れているという要素によって、巨大工作物の設置が容認されるということにはならないことを示しているように思える。

3. 風力発電施設とわが国の風景

発想の基盤は、私がこれまで見てきたA.わが国の自然公園の動植物のありようと、それら全体と地形などが形作る自然景観、B.わが国の風力発電施設、の2点である。

わが国の自然景観の特色は、どこかで私が述べた(内田,2002.海中公園情報.No134)ように、小規模かつ繊細であり、これが日本人の美的感覚を育ててきた自然であり、わが国の文化はその上に成立している。

私はこれまで、3カ所(長野美ヶ原・高知県室戸・沖縄県宮古島)で風力発電施設を実見したことがある。そのどことも、周りの景観と調和していると感じられる物はなかった。その第1の理由は施設が巨大すぎることである。上に述べたように、わが国の小規模で繊細な景観にはとても調和する規模ではないように思える。この施設は広大な大地に配置して初めて絵になるように感じる。

現在実用になっている施設は、実用第一に考えられた物で、デザインも景観に配慮した物が可能であるという考えもあろう。しかし、いかにしてもあの巨大な翼が回転するのは避けられないと思う。まさにドンキホーテの怪物である。

使い古された文句であるが、一度破壊された自然を元に戻すのはほとんど不可能に近い。前述のように、電力は余剰している今日、更に、他の自然エネルギーの利用が近い将来考えられる今日、また自然公園以外に風力発電施設を設置することが可能である現状で、敢えて自然公園内に、風力発電施設を設置することを考慮する必要はないように思われる。また、これまで環境省が自然公園内で行ってきた景観上の配慮、指導との整合性に関しても、矛盾を来す事になるように思われる。

4. 結論

以上のような理由から、国立・国定公園内の風力発電施設は現時点では導入すべきではないと思う。

139

小泉総理大臣の国会開催初日における所信表明演説にもあるように、将来の日本だけでなく世界的規模での環境保全のため風力発電、太陽光発電等新エネルギー導入の必然性は言うを待たない。特に経済性及び近年とみに技術的に効率アップされた風力発電についてはその多くを期待出来る事も言うを待たない。日本の現導入状況は、ドイツ・アメリカ・スペイン・デンマーク・インド等風力発電導入先進国に比し格段に遅れていたが、近年は閣僚会議の決議に基づく国の施策と電力会社及び地方自治体並びに一般国民の理解により相当の導入が図られ設置稼働している事ご承知の通りである。

また、規制緩和が望まれる今、国民的議論の少ない中で風力発電導入の芽を摘む愚を冒してはならないし、悪しき結論を急いではならない。何故ならば、今議論されている事が現骨子案の通り決定された時、都道府県立自然公園等においても風力発電設置基準として同レベルで規制される事になること実態として必須となるからである。

その事は今後の日本におけるクリーンエネルギー風力発電導入の勢いは残念ながら途絶する事になると思われる。

もちろん砂漠化を防ぎ、緑を守る環境保全並びに稀少動植物の為の生態系保全を否定するものではなく、その保全と併せて環境省として地球温暖化防止京都会議の目標数値を批准した事より考えなければならない環境保全の為に自前の資源であるクリーンな風力エネルギー・風力電力の導入設置基準についてより慎重な議論を求めるものである。

私は67歳で先が見えているものの孫の孫の代の世界環境を考えた時、クリーンな風力エネルギーは大いに導入すべきと思考するものとして、具体的には、以下の緒点に付き十二分なご配慮ご検討を切に願いまするものである。

1. 環境政策問題

景観を中心とした自然環境保護を視点の中心に置いていると思われるが、地球温暖化抑制と新しい産業

	<p>としての地域経済への貢献(地元の望む完成後の集客性と一過性ではあるが工事の発注及び小とはいえ建設及び稼働後の雇用の創出)に対する十分な配慮が欠けている事。</p> <p>2. 地元との共生問題 風力発電企業への誘致または積極的に受け入れを表明している地元自治体や住民の意思への配慮が欠けている事。</p> <p>3. 都道府県知事への権限委譲問題 国定公園及び都道府県立自然公園における運用については、地元住民の意向を十分に反映させ一般の意見と併せ地元首長が判断すべきであり、その意味で地元首長への権限委譲を更に進めその裁量に委ねるべきと思考する。</p> <p>4. 景観問題(展望・眺望) 全ての地点において「優れた自然の風景地」とすることには無理があり、全て一律に規制することは如何なものか。展望・眺望の著しい妨げにならない事としているが、原案の審査基準ポイント・山稜線不分割と展望上での著しい妨げ等・を遵守した場合にはウインドファーム(風力発電機群)の設置はほぼ不可能となる事から地元住民・自治体及び近隣地域住民の意見を十分に反映し、ケースバイケースでの対処を強く望みたい。</p> <p>5. 数値基準問題 垂直視角1%基準については、展望地からの風力発電機設置距離は4~6kmと予想され殆んど見えてはいけないという事になる。ケースバイケースではあるが地域住民の意思による誘致設置の場合には地元での親和性も考慮し十分な配慮が望まれる。</p>
140	<p>携帯電話のアンテナ、電力会社の鉄塔や送電線、電気・電話の電柱電線などライフラインに関する物すべてが自然景観との調和を考え作るべきです。</p> <p>風力発電のプロペラもかなり大きなものです。作るためには相当大規模な工事もしなければ十基、数十基は作れないと思います。</p> <p>長野県内にある上高地の景観は看板、電柱・電線などに工夫をされ素晴らしい山岳風景を見ることができます。</p> <p>どこの国立・国定公園も同様の感動を来た人に与えることができるのだと思います。</p> <p>スキー場、ゴルフ場それに最近年金施設のグリーンピアなど大規模なレジャー施設が閉鎖され放置されています。短時間で作れますが元の状態にするには計り知れない時間が必要となります。</p> <p>クリーンエネルギーの名のもとに進める風力発電もわずかな土地に簡単に設置でき騒音や危険がなく、いざとなればすぐ撤去できるもの、もしくは大都市周辺など電力需要の高い地域に作るべきかと思います。</p>
141	<p>1 審査基準のポイントの中で、展望・眺望の著しい妨げにならないとして、下記が記載されている。 主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならないこと。 山稜線を分割する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 上記の審査基準ポイントを遵守した場合、大型風車及びウインドファームの設置は事実上困難と考えられるので、地域・地元の意見を十分反映させた上で、ケースバイケースで審査されることが望ましい。</p> <p>2 環境政策 景観を中心とする自然環境の保護という視点のみに多くの比重をおき、公園地域内での風力発電施設の設置が、事実上困難な内容となっていることは、環境政策としてバランスを欠いていると考える。風力発電が有する地球温暖化抑制という側面に加え、新しい産業としての地域経済への波及効果、更には、積極的な受け入れを表明している多くの自治体や地元住民の意思への配慮しながら対処することが望まれる。</p> <p>3 権限委譲 本概要案どおりに決定された場合、「国定公園」のみならず「都道府県立自然公園」までも環境省の意向が今までと同様に強く反映されることが十分予想される。したがって、「国定公園」及び「都道府県立自然公園」の運用については、従前以上に都道府県知事への裁量に委ねること、すなわち、国から地方への権限の委譲が更に進められることが望まれる。</p>
142	<p>地球温暖化抑制のために、クリーン・エネルギーの導入を政府(立法・行政)機関で推進しているが、「国立・国定公園」内に風車を設置したくても、法の規制が厳しく現状では設置することが、不可能である。故に以下の意見を提起したい。</p>

	<p>導入緩和に関する意見。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 国として、歴史的な文化遺産となる地区を特定し、その地区を最小限に決めて、その地区に就いては如何なる建造物もその建設を許可しない事にする。 2 . 不許可以外の地区については、国と協議して風車の建設を推進出来るように、法の改正をお願いしたい。 3 . 風車建設の際、作乗用道路を作るが、景観の審議対象となるので、国・各地方自治体と協議し、道路建設の一部分を、国・各自治体で負担して事業の推進に協力をお願いしたい。 4 . 風車建設以外に、送電鉄塔・電柱等の構造物も建設の許可対象としてもらいたい。
143	<p>1 . 風力発電の導入は、これまで世界レベルで行ってきた化石燃料を主体とした発電を一要因とする地球温暖化の対策として世界レベルで取り組んでいるテーマであり、全人類共通で最大の環境対策のひとつであるといえる。</p> <p>その意味で今回の杓容は、環境を保護すべき行政官庁としてあまりに国立公園の景観を重視した考え方であり、事実上国立公園内への風力発電施設の設置はかなり制限する内容と思われ、導入促進の足を引っ張ることになり兼ねない。</p> <p>2 . 風力発電そのものが人工物であり、国立公園に不適である、また、景観的にも妨げるものであり、現在の自然及び景観をそこのものとの認識に立っていると思われる。しかしながら自然と調和するものでもあり、現在の景観を保持するのみでなく新しい景観を作っていくことも十分可能であり、そのように評価されている施設も現に存在する。</p> <p>そのような観点に立ってガイドラインを作成すべきではないか。</p> <p>3 . 景観等に関する評価は自治体及び地元住民等にむしろ主導権を与え、国は必要以上に関与すべきではないのではないか。</p>
144	<p>風力発電はこれからも積極的に導入してゆくべきものと思います。</p> <p>景観：風力発電が多くある風景は、次代を感じさせ、環境を守っている風景であると思います。違和感があると感じているかたがいらっしゃるようですが、風力発電そのものが果たしている役割を正しく理解すればその違和感は無くなり、期待感が醸成されることと思います。</p> <p>生態系：風力発電を導入する事は、世界的にも大きな影響が懸念されている温暖化防止を図ってのことが大きいと思います。温暖化防止を積極的に推進する為に導入されようとしている風力発電を阻害する事は、守ろうとした自然を守れなくなる事になる可能性は無いでしょうか。</p> <p>概要案を見させていただくと、これまで全面禁止だったところを条件付で認める事になっているようですが、検討会での論議を振り返ってみると、温暖化防止に大きく寄与する大規模な風力発電は導入できそうにも有りません。</p> <p>これでは、「全面禁止を検討しました。」「条件は付いていますが、必要なものは導入できる様に規制緩和しました。」というアリバイ作りがなされただけの様に感じます。</p>
145	<p>要旨 自然公園内における大規模風力発電施設設置は、全面的に禁止すべきである。</p> <p>理由 地球温暖化対策に伴う風力発電施設の必要性和その効果は、公益性があると認識していることを前提に次のとおり概要を申し上げたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園の自然景観・生態系等は健康増進と教育向上等にかげがえのない公益性があり、その必要性和効果は国民に多大なる理解と協賛を得ている。 2 自然は一度改変すると巨額を投資しても、復元には何百年の歳月を要する。 3 風力発電施設は立地条件によって、風力の質・量が異なるだろうが、自然公園区域外に必要な条件に適した立地を発電施設設置関係者は選定すべきである。 4 発電施設設置関係者は、発電能力・蓄電能力が不足しているからといって、安定(質)した風力と大量(量)の風力を確保するために、自然環境を安易に破壊してはならない。 5 高さ70～100メートルもある施設を、色彩とか形態とか位置変更(自然公園内)で対策を講じても自然環境に重大なる悪影響が生じることは明白である。 6 発電施設設置関係者は、発電技術能力・蓄電技術能力アップに全力を注ぎ地球温暖化防止対策を図るべきである。 7 昭和47年6月22日に制定された自然環境保全法は約30年を経過しており、かつ環境に対する国民の認識と理解が高くなっており、法の抜本的な改正と運用を強化(自然公園と一部重複指定 自然環境

	<p>の保護保全（生態系等も含む）すべきである。</p> <p>8 貴局は国民の理解と協力を得ている随一の国の機関であるので、国民の期待に反しないのと。</p> <p>9 環境省自然環境局が不要論にならないように毅然たる態度で自然環境の保護保全行政をつかさどっていただきたい。</p>
146	<p>今回の案は、自然環境の保護を重視するあまり、自然公園地域に風力発電施設を禁じる内容となっている。風力発電がもたらす地球温暖化の抑制効果は小さくない。さらに、新たな産業として地域経済活性化への期待は大きい。</p> <p>発電施設の設置に積極的な自治体や地元住民の意思に十分配慮し、バランスのとれた環境政策を進めることを要望する。</p>
147	<p>私は冬の渡り鳥の飛来地、宮城県の伊豆沼のほとりに住む者です。</p> <p>ふとしたことがきっかけで、環境について考えるようになりました。伊豆沼には毎年、たくさんの白鳥、マガン、カモ類が渡ってきます。伊豆沼周辺で暮らす人々と渡り鳥とが共生していくにはどうしたらいいのか、自分には何が出来るのかを真剣に考え始めた、そんな時に国立公園内の風力発電所建設の話を目にしました。難しいことは何も分かりませんが、このまま黙って事の成り行きを傍観する気にはなれません。</p> <p>「風力発電」という言葉だけを聞けば何も知らない私のような人は、なんとなく自然の力を利用した環境にやさしいもののような気がします。ですが、よく考えてみれば施設を建設するという事は少なからず自然を壊してしまうことです。ましてやそれが国立公園内で行われるなんて...それは許されることなのでしょうか？本当に必要な事なのでしょうか？確かに電気は私たちの生活には必要不可欠なものです。だからといって日本に残された大切な自然を壊していいとは思いません。壊してしまうのはあつという間ですが、後で後悔しても壊れてしまった自然は元には戻りません。</p> <p>長旅をして毎年やってくる冬鳥たち。彼らの通り道に風力発電塔や送電線があったら、きっと命を落とす鳥たちがいることでしょう...発電所の建設に伴い、住む場所を失ってしまう動物たちがいることでしょう...何十年もかけて大きく育った木が切り倒されてしまうことでしょう...鳥や動物が住みにくい環境は、人間にとってもきっと住みにくいところなのではないでしょうか？</p> <p>今、私たち人間は自分たちの便利さだけを求めるのではなく、これ以上自然を壊さないための方法を考えるべきだと思います。もう一度、昔の自然豊かな日本を思い出すべきです。そこには戻ることはできないけれど、誰もがきっと心のどこかに持っている懐かしい日本の風景を思い出して欲しいと思います。私は、国立公園内の風力発電所建設に反対します。</p>
148	<p>自然公園内に、異物（発電用風車など）を持ち込むことに反対します。わが国の美しい自然風土を、経済性重視の見方で、これ以上壊さずに次の世代に引き継ぎたく思います。</p>
149	<p>国立公園のなかに風力発電施設をつくることについて、申し上げます。以前、北海道の海岸線を車で旅行していましたが、突然景色をさえぎるように風力発電の風車が立ち並んでいました。まだ風力発電が話題になり始めたころのことなので数は多くないのですが、圧倒するような光景に驚いたことがあります。</p> <p>もし、国立公園や国定公園にそれが許可されることになると、今以上に目にするものが多くなるのでしょうか。それが心配な点です。</p> <p>国立公園や国定公園は、日本を代表する景色がみられるところとして指定されているのですから、個人の好き嫌いレベルを超えて、多くの人に感動を与えてくれる特別な場所だと思います。そしてその土地に出向かなければ見ることができないし、わざわざ出向く価値がある、土地に固有の景色だと思います。</p> <p>エネルギーは必要ですが、緊急にどれくらい不足しているのでしょうか。他に代わるエネルギーだって、原子力発電は別としても、別のエネルギーも考えられないのでしょうか。仮に必要だとしても、自然公園以外の場所に替えることができないのでしょうか。</p> <p>そういう諸々のことを検討してからでも、遅くはないと思いますがいかがでしょうか。代替性のない場所ですから、その景色を変えることには慎重にしたいと思います。</p>
150	<p>国立公園内の風力発電施設については、基本的に建設反対です。</p> <p>1. 国立公園の自然景観自体が保護されるべきものだと考えます。人工的な施設はできる限り作らず、現在あるものも撤去するか、景観上問題の少ない方法に変えてゆくべきではないでしょうか。今後改善すべきものとして、送電施設・送信施設・ダム（砂防ダムを含む）・道路・観光施設・駐車場・山小屋などがあげられます。</p>

	<p>2. 風力発電自体のコストパフォーマンスに疑問があります。現在日本各地で建設されている風力発電施設は、自然エネルギー利用のシンボリックに扱われ、稼働率や採算性が考慮されていないように思われます。上越地域にも数台ありますが、動かない巨大風車をわざわざライトアップしています。</p> <p>3. 自然エネルギー利用の発電施設としては、太陽電池パネルを、各家庭や学校・病院・公共施設・ホテル・ショッピングセンターなど幅広く普及するほうが、より効率的で、景観上の問題も起こらないと考えられます。建設コストや再利用の面でもこの方が数段効率的です。</p>
151	<p>国立・国定公園内の風力発電用風車の建設に反対します。</p> <p>三重県久居市の巨大風車群の写真を見ましたが、すごい迫力である意味「きれい」かもしれません。色が白いため、一見、自然景観を損なっていないようにも思えます。でも、自然景観には動植物も含まれるはず。動植物はいったいどう思っているのでしょうか・・・。</p> <p>人間は、人間の都合だけで自然を破壊してきた過去を持っています。「そんなつもりではない」のに、生態系を壊し、オゾン層を破壊し、動植物を絶滅させてきました。</p> <p>二度と過ちを繰り返してはいけなはずなのに、また同じことを繰り返しているような気がしてなりません。</p> <p>重要なのは、環境アセスメントは十分行われたのかということです。渡り鳥のコースになっていないか、周辺の動植物への影響はないか、十分調査が行われたのでしょうか。</p> <p>海外での鳥の衝突や渡りルートの変更事例は、無視していいはずがありません。</p> <p>「クリーン・エネルギー」が、また別の環境問題を引き起こすことのないよう、願って止みません。</p>
152	<p>1. 自然保護側、風力事業者側いずれも疑心暗鬼のままに両極端な主張の応酬に終始した感が否めない。</p> <p>2. 国立・国定公園への風車設置と一口に言っても、各々地形も、展望地の配置構成も、守るべき景観の性格も異なる以上、一律の特に数値基準を定める、という行為自体があまりに抽象的で困難と思われる。</p> <p>3. 従い、自然保護側は、あたかも今にもあらゆる山稜線に風車が林立するような様子を想定し、一方風力事業者側は、公園という公園のすべての地点での風車設置を封じられかねないかのような危機感を感じている。</p> <p>4. 然るに、実のところ、今回の基準設定によって、どれだけの土地で風力発電が可能になり、あるいは不可能になり、またそれが真に景観の保護の目的に過不足ないかどうかは全くイメージできていない。</p> <p>5. 下名の知る限り、風力発電事業者の多くは、風さえ吹けばどんなところでも建ててやろうと虎視眈々と狙っているわけではさらさらなく、あくまで豊かな自然の景観との共存共栄、地域や住民との共生を旨としている。</p> <p>6. 従い、骨子としては今回の「考え方」はいたって妥当だと思うが、今後詳細を決め、また運用する段では、ぜひ自然保護関係者、風力関係者が同じ俎上で議論できるように、具体的なモデル地点等を定め、互いの意見をぶつけ合い、ともに実効の上がる基準を作り上げる過程を踏むことが望まれる。</p> <p>7. 特に、風車の歴史はあまりに浅く、景観に対する影響について、広く国民的な認識が形成されているとは言いがたい。</p> <p>8. 風車の白い色が景観を壊す、という否定的な意見もある一方で、デザイナーの森英恵氏が、日経新聞主催、日経優秀製品賞の審査会席上で、当社の風車のビデオ映像を見て「景観に調和して美しいですね」とコメントされた事例もある。</p> <p>9. ついては、専門家・有識者のみの判断で基準が形成されることのないよう、今後とも、一般の国民にわかりやすい事例、写真等を掲げた上で、幅広く意見を求めてもらいたい。</p> <p>10. 届出制を標榜されている「普通地域」については、あくまで原則許可、「風景の保護に大きな支障があると認められる場合」のみ、「保護上必要な措置を講ずる必要性」を付した上で許可することを徹底願いたい。</p> <p>11. 事業の健全かつ効率的な遂行のためにも、極力迅速な審査を願うとともに、大幅な計画の変更を要する「保護上必要な措置」を指摘される場合には、その根拠、審査の過程を明らかに開示願いたい、場合によっては有識者、国民一般で議論できる材料を提供願いたい。</p>
153	<p>・自然景観について</p> <p>景観は、公園区域内だけでなく、区域外からも観ることになると思いますので、公園区域内の設置だけでなく、区域外に設置したとしても区域内の景観が変化することも考えなければならぬと考えます。</p> <p>色彩について、四季の変化による景観の色彩が変化することも考慮することが必要と考えます。人工的改</p>

	<p>変度が高い場合、安易に許可されてしまうことが危惧されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生生物に関して バードストライクに関しては、既存施設での調査を十分にさせていただきたいと思います。そして、計画前、工事中、運用後も継続して調査することを義務づけることが必要と考えます。鳥類の調査は、何よりも重点的にしなければならないと考えます。どの地域においても。 ・審査基準について 是非、視野角・後退距離等の適用していただき、景観について述べた意見を検討していただきたいと思ひます。 公園事業付帯施設について積極的にとありますが、安易なものにならないかと危惧されますので、それも除く必要があると考えます。 ・事前の環境調査の実施について 一定規模（1ヘクタール以上）とありますが、景観を考えれば面積ではなく、1基から事前の環境調査の実施がなければならないと考えます。
154	<p>国立・国定公園は、国民の共通の財産としてその利用の増進をはかるべき物であるにも係わらず、温暖化防止に最も貢献している自然エネルギー、とりわけその外観が優美な風車に対して、景観に大きな影響を与える可能性があるなどという先入観をもってこの種の検討がさるのはおかしいと思います。</p>
155	<p>1月19日の首題検討会を傍聴させていただき、また、議事要旨も閲覧させていただきました。国として2010年まで300万kwの導入量を掲げている現状を頼ま是非とも次の点に、ご配慮をお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国立公園の特別地域について 特別保護地区、第1種特別地域への風力発電設備の設置の許可は困難であることは、認識いたしております。しかしながら、第2種特別地域、普通地域については、無条件とはいいいませんが、現在の農林漁業活動の実態との比較で、風況が好条件な地域については、可能な限り解放を是非検討頂きたい。 2. 公園地域での風況データの提供義務付け 風力発電設備設置を計画する場合、必ず風況測定を実施し、風のデータの収集をいたします。当然これらの風データは公園運営にも貴重なデータとなりうると思われます。これらのデータは、将来公園管理の側の財産にもなるので、もし各公園地域で風力発電設備設置が許可された場合、それまで収集したデータの提供を義務付けてはどうかと思ひます。 3. 権限の委譲（都道府県） 現在風力発電推進市町村全国協議会への入会が74市町村とのお話がありました。 それ故、その地域についてはその地の人がその地の環境条件を一番良く知っており、国定公園及び都道府県立自然公園における運用などは地元の人が判断されるのが適切であると思ひます。それ故、地元首長への権限委譲を進めるべきであると思ひます。
156	<p>国立公園は、風光明媚な場所にあり、多くは、山間部・半島など風が取りぬける地点と重なっています。現在風力発電の適地と考えられる場所はほぼ埋まっているものと考えています。風車の適地とされる地点は、風車銀座となっており、電力会社の系統がすでにパンク(当然系統に接続する条件も見直すべき)状態の場合があります。電力会社が連系を認めなければ、風車建設は不可能です。現状の電力会社の連系用件を覆すのはRPS改正まで待つしか手段がないと考えています。一方、日本政府の提言する風車導入量に現状のままでは到達することは無理と思ひます。</p> <p>まずこの二点より、風車立地に適する場所で、現状風車がない国立公園が開放されれば、公園付近を通る系統にはまだ余裕がある場合があります。</p> <p>系統連系する上でも、他の検討条件がありますが、風車銀座を通る系統より、風車未開の地を通る系統のほうが余裕があります。</p> <p>国立公園に関して、やはり無制限・無秩序の開放は、避けるべきと思ひます。一方、環境アセスを入念に行う場合、これに要する費用期間は風力発電事業者のキャッシュフローに影響を与えます。</p> <p>普通地域・第三種地域をまずは開放することで、多くの立地条件は満足できると思ひます。この場合の環境アセスは、現在の公園境を目安として、ここを行き来する動植物の調査を行い、活動エリアに風車が建設されても動植物の往来には影響を与えないなど客観的に判断可能なアセスのみを実施することを望みます。猛禽類などの生息に関しては、やはり慎重にならざるを得ないと思ひますが、繁殖に影響を与えず、狩場を確</p>

	<p>保することである程度柔軟に対応をしていただきたい。</p> <p>第二種地域に関しては、現実的に人が生活を営む地域にかかる場合が多いため、この地域に関しては、開放を希望します。また、山の尾根上に風車建設を反対される場合がありますが、中腹に建設する場合より、建設コストが下がり利用率が上がるなど山頂付近への建設も景観が許される範囲で認めていただきたい。</p> <p>風力発電は、国策的事業と理解しています。自然公園法だけでなく、規制緩和をしていただき、風力発電の普及を図っていただけることを望みます。</p>
157	<p>国立公園内の風力発電施設設置について主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならないとありますが、実質的に公園内の設置を一律制限することになると思います。風車は地球温暖化防止にも役立ち、自然との親和性があるものを一律制限すべきではないと考えます。小泉内閣メールマガジンにも「環境と経済の両立」の中で謳われていますので、大型の風車やウインドファームが国立公園内でも設置できることを望みます。</p>
158	<p>エネルギー政策として再生可能エネルギーの拡大が盛り込まれている大きな潮流を見ずに、環境保護の観点のみという視野の狭い議論になっていると言わざるを得ません。</p> <p>エネルギー自給率の低い日本が今後、エネルギー政策をどうすべきかあるいは、その中で風力を含め自然エネルギーをどのように考えるべきか、という議論がない中での本検討会の結論は、本末転倒と言われても仕方のないものではないでしょうか？</p> <p>大所高所の立場に立って、またはそのような議論ができる場を設定し、自然エネルギーと環境との共生を考慮に入れた十分な議論をつくすことを強くお願いいたします。その結果を踏まえ審査基準を決定すべきである。</p>
159	<p>風力発電設備は大型設備であり、設置の際に自然との景観としての調和については充分考慮する必要があると考えております。一方、風の強い山の稜線からこれらを一律に排除するのはその設置可能性を奪うものだと感じています。そして自然公園の風況の良い区域から風力発電設置を除外するのはCO2問題、大気環境問題を解決し、またエネルギーの安全保証にもつながる風力発電の導入促進を阻害するものだと感じています。</p>
160	<p>風力発電は、環境に優しいクリーンな発電だと思いますし、これから、ますます増えていくのかもしれない。</p> <p>しかし、地球環境は人間だけのものではなく、他にもいろんな生き物が利用して生きていることを忘れてはならないと思います。</p> <p>それで、せめて周辺環境の生物調査を行い、建設の後もモニタリングを行い、調査結果を蓄積していくべきだと思います。そうすれば10年後にはもっと環境にやさしい風力発電ができるようになるかもしれません。</p> <p>今のように、小規模だから調査も何もなくて、クリーンだから文句を言うまでは、名も無き生き物たちがあまりにも哀れです。</p> <p>私たちは将来に何を残すのでしょうか。</p>
161	<p>概要案につきましては、”主要な展望地からの妨げ”や”山稜線分断に関する眺望の支障”等、極めて景観に対し過度の重視をしたものと感じます。風力発電は地球環境に配慮したエネルギーであり、また純国産の再生可能エネルギーである等の特徴を有することから、景観とのバランスを考慮しつつも積極的に導入促進を図るべきものと考えます。地球環境が破壊されれば、本より景観も存在しない訳です。規制緩和の潮流の中、環境に対しバランスのとれた概要案となることを望みます。</p>
162	<p>風力発電設備の国立・国定公園内への設置は、それ以外の風況の良い地域も未だ多く残されており、未だ時期が早いので、原則的に禁止すべきと思います。</p> <p>今ひとつ審査に加えて貰いたい項目はなぜ国立・国定公園内に設置する必要があるかその理由を明確にする必要があります。</p> <p>また、誰にメリットがあるかも併せて明確にすべきです。</p> <p>公園内の設置は、風力発電設備の設置費用、住民対策等々の費用を安くつくためが殆どであるからです。風力発電業者にメリットがあるのみで、国民や環境にはメリットがありません。よって、審査項目に上記を加えることを希望します。</p>
163	<p>今回の公園内での風力発電施設設置のあり方について検討会が設置されたが、設置については以前の環境</p>

	<p>省のパブコメ(利尻礼文サロベツ)でも筆者が強く指摘したことであり、その意味では今回の施策の道筋は歓迎したい。</p> <p>環境省内でも、自然環境局と企画調整局サイドとでは意見が相違しているように見受けられる。また全国の自然公園内が風力発電の適地であり、日本の自然公園制度自体が地域指定制と土地利用調整を原則としている以上、「自然保護原理主義」とは簡単にいかないであろう。</p> <p>検討会でも議論が進みつつあるが、議論は未だガイドラインを作成可能なレベルに達していないように見受けられる。このため公園内で建設申請の上がっている箇所を事例を中心に地種区分や土地利用、見通し線等の諸元を洗い出し、継続的に議論を進め、ガイドラインの作成が可能なレベルにもっていったらどうか。</p>
164	<p>国立公園内への風力発電施設設置に際しては、特に慎重に配慮する必要があると考えます。</p> <p>本来、国立公園は野生生物、景観、を含む自然環境保全のための地域であり、安易に他の目的に転用すべきではありません。現在すでに日本の国立公園はオーバーユースになっているのですから。</p> <p>もとより自然エネルギーの利用は今後ますます進めるべきですが、最近は風力発電(特に大型施設)ばかりが偏って注目されているように思います。小型の家庭用風力発電、太陽光発電、小規模水力発電なども総合的に取り入れるべきですし、その際にも自然環境への配慮には十分検討すべきです。エネルギー問題ばかりに注目していると、本来の「自然への配慮」あるいは「自然との共存」という、風力発電利用本来の目的を見失ってしまうことになるでしょう。</p>
165	<p>国立公園は国を代表し、各時代にどのような圧力があっても美しい景観を未来永劫保護しようと国民合意で選ばれた地域。一時の必要性に迫られて今まで保護してきた美しい日本独自の景観をたやすく損なうべきではない。外国生まれの日本に似つかわない「異物」を外国で成功した対策だからと言って安易に国内に移入することは、ハブを退治するためにマングースを移入した苦い経験と同じ。それぞれの国を代表する国立公園に風力発電塔を設置するなど先進国では聞いたことがない。これは京都や奈良の歴史的な景観地に外国生まれの風力発電塔を建てようと言うのに等しい。日本はただでさえ景観管理ができていないと先進国から嘲笑されているのに国立公園に風力発電塔設置というのは世界の笑いものに等しい。日本は開発途上国並み成るべきではない。国立公園では絶対禁止すべき。EUでは景観と渡り鳥が最も重要な審査案件。渡り鳥の通り道にあたらぬか、日本の伝統的、歴史的、日本固有の自然景観などを損ねることはないか慎重なアセスメントが不可欠。日本の文化歴史景観、里地里山景観、自然風景には白い風力発電塔は異物。現に遠野市では風力発電塔は遠野の歴史的景観に合致しないと発電塔建設を拒否しているのではないか。風の通り道は渡り鳥の通り道、霧中や悪天候の際低空飛行するマガン・ハクチョウなどには致命的な障害物となる。風力発電には送電線が付きもの、発電塔だけでは収まらない。今後2,30年の間に燃料電池が普及して遠隔地に発電設備があり発電量が少ない風力発電は必要なくなる。地球温暖化防止のために風力発電は必要と言うが、温暖化防止を錦の御旗にして風力発電を迫るのはおかしい。地球温暖化防止が至上命題であるため国立公園の景観を損ねても国立公園内で風力発電塔を設置させるという暴論は、「環境か経済か」という過去の二者択一議論と同じ。両者を同時達成するのが正論。いずれにしても環境問題に何ら責任を有しない業者から言われる筋はない。</p>
166	<p>稚内市は、地球環境保全に寄与する方策の1つとして、また同時に地域の活性化を促すものとして『風力発電』を推進しております。</p> <p>風力発電を事業として展開する場合、規模の拡大は避けられず、施設の大型化します。風力発電が地球温暖化防止に寄与するものであっても、施設の建設が生態系を著しく破壊し、地域住民に不快感を与えるものであってはなりません。このため、本市では平成12年に「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を制定し、地域との共存を図っています。</p> <p>自然環境保護も温暖化防止も、地球環境保全において目的は同じはずですが、人の生産活動も自然の許容範囲内で可能となるのであり、自然に対し不可逆的な影響を与えることは極力避けなければなりません。この点において、稚内市は、概要案で提示された、特別保護地区、海中公園地区、第1種特別地区、その他生物にとって重要な地区での立地除外に対して、何ら異論を唱えるものではありません。しかし、その他の地域においての審査基準の考え方について、以下の点で疑義があるものであります。</p> <p>1 景観について</p> <p>審査基準のポイントとして、展望・眺望の著しい妨げにならないことを主として明示しています。しかし、景観は多分に主観的であり、温暖化防止に大きな効果を期待できる風力発電に対する制限事由とするのは、</p>

	<p>非合理的です。</p> <p>また、保護対象とする景観には様々な段階があります。人の活動の影響をほとんど受けていないものから、人の手入れがあって美しい景観を保持しているものまで、その形態は一様ではないはずで、景観は地域の住民の生活とは分かち難いものであり、一律の基準設定はなじまないと考えます。</p> <p>2 公益性について</p> <p>施設設置が許容される場合として公益性があげられていますが、風力発電の公益性に対する考慮がありません。地球温暖化が深刻度を深める今日、風力発電という新エネルギーを推進することが、まさに公益性が高いのではないのでしょうか。</p> <p>検討会では、国立・国定公園内における景観保全を公益性の主たるものとしていますが、エネルギー問題をもって公益性を論じるべき時期と考えます。</p>
167	<p>南スペインアンダルシア地方、マラガの南100km程の風光明媚な丘陵地帯に、いわゆる 白い家 として映える、カサレスという名の世界的に有名な村落があります。このあたり一帯は、ポスターはいうに及ばず、あらゆるメディアの情景や背景として採用され、日本のコマーシャルでも最近の例に限らず、幾度となく取り上げられています。その世界遺産にもなるうかという景観は、当地の住民により、日々、白ペンキで塗りなおされて、その輝きを幾世紀にも渡って繋いできた貴重な人類の財産です。その街を一望に見渡すことができる、世界各国の方々が集うテラスからは、この 白い家 の背景に、地中海越しのアフリカが見えるのです。それも海峡を塞ぐ形でそびえるかのようなジブラルタル半島を従えた形で。</p> <p>テラスから見えるのは、それだけではありません。スペインの白い家と、ジブラルタル、地中海、アフリカの間には、50を越すほどの風車の一群が、絶景ともいえるこの丘陵地帯にところせましと実に堂々と聳えているのが、見えるのです。この風景に出会った人々は、何を想うのでしょうか。人間の作り上げた勝手な解釈や、おしつけがましい行為など、微塵もうけつけない地球の創世記から変らぬ自然と、中世より受け継がれた人類のロマンさえ感ずる歴史の一ページからなる空間に、この風車群の存在がケチをつけているように感じる方が、いったい、何人いるのでしょうか。</p> <p>ヨーロッパ、特にドイツ、スペインなど環境問題先進国は、自然エネルギーとりわけ風力発電導入に積極的であることは、周知ではありますが、かような情景を見るたびに、関係行政のひとかたならぬ尽力と勇断、環境エネルギー問題を言葉ではなく体で語る人々の想いや視野の広さに、体が震えるような感動と沸き起こる情熱をおさえられなくなることがあります。日本各地で、今、多くの方々が、この感動や情熱、想いに動かされ、本気で環境問題に取組み、何かを変えようとしています。</p> <p>自然エネルギー導入の見地からすれば、欧米諸国にはるか遠く及ばないレベルの我が国ですが、政府目標として掲げた2010年の風力発電導入規模300万kwは、何をあいても達成するのだという気概を一国民として持ちたいと思っています。自然保護の理念との両立は容易ではないことも承知しています。ですが、困難だから回避するのではなく、国民全体の、敢えて申せば世界規模の環境問題対策として、乗り越えねばならない決断は、時機を逃すことなく勇気をもって実行すべきです。エネルギー源の少ない我が国が、世界に先駆けて、自然かつ再生可能なエネルギーの導入に、官民一体で取組む姿勢を発信していくことこそ、いまこそ必要なことと思います。</p>

168	<p>クリーンエネルギーとしての風力発電が、地球温暖化の防止等、環境面で優れた面を持っていることについて異論はありませんが、その建設については、他の大型公共土木事業と同様、土地や植生の改変、さらには野生動物の生息地の分断や破壊を引き起こし、また風力発電施設特有の問題として、バードストライクを引き起こすというマイナス面があることはご承知の通りです。</p> <p>国立国定公園は、我国を代表する景勝地、また野生生物の生息地として、国民共有の財産として保護保全されるべき地域として、国が指定したものであり、国民は公園利用を通じて、ストレスの多い現代社会の中において、豊かな自然景観を楽しみ、またそこに生息・生育する多種多様な生物たちとのふれあいを通じ、精神的な安息を得ることのできる貴重な地域です。狭い国土の中で1億数千万という人間が生活する上で、その大半が人為的な改変や影響を受け、まったくの原生的自然がまともに残されている地域は少なく、その意味では、国立国定公園が生息域を狭められた野生生物にとっては最後の砦ともいえる地域です。そのような地域において、いくらクリーンであるからとはいえ、大規模な工作物である風力発電施設を安易に設置することは、国立国定公園を設置したそもそもの目的を達成する上において、先に述べたような環境改変等の悪影響を考えると、決して合致しないものであると考えます。</p> <p>国民は、国立国定公園に大規模な人工物を見るために訪れるのではありません。</p> <p>人類が作りえない地球のダイナミックな働きによって作り出された、2つとない景観やそこにらす多様な生物、またその厳しい自然と向き合って生活してきた人間の文化などに触れるために訪れるのです。環境に優しいというふれこみで作ったとして、傑出した景観が損なわれ、また大量のバードストライクが発生したら、来訪する人たちは何とと思うでしょうか。自然を守るべき地域において、思い描いていた景観が損なわれ、目の前で鳥が死んでいくのを見たら、とても悲しい思いになるはずで、感動する気持ちはお金に換算することはできませんが、できないからこそ大事なもののなのです。多くの国民が国立国定公園に望んでいるのは、そういうことであり、電力確保のために巨大な人工物を構築することではないはずで、</p> <p>もうひとつ、なぜ国立国定公園でなければならないのか、という問題についても、相当調査と議論をする必要があると思います。</p> <p>クリーン、安全というのであれば、もっとも電力を必要としている大消費地の近くに建設することも検討すべきではないでしょうか。そのような場所でも、十分電力を確保できるところはないのでしょうか。結局そういうものは、原子力や産業廃棄物などと同様に、自然がたくさん残っているような、人工密集地・消費地からは遠隔の地に作るようしている意図があるように感じられます。クリーンエネルギーとはいえ、それは人間の生活のためだけに必要なものなので、そのために数少なくなった国の財産である自然景観、野生生物につけを回すようなやり方は正しくありません。</p> <p>また、公園区域外であっても、公園の景観を損なうような場所への設置は容認すべきではありません。</p>
-----	--